

3. 他の自治体の取り組み事例

ここでは、他の地方自治体等における高齢者福祉、少子化対策に対する取り組みについて、その成功事例と思われるものを個々に紹介する。

しかし、高齢者福祉、少子化対策の実効性を上げるためには、個々の施策を部局単位ごとに個別に実施すれば足りるものではなく、山梨県が組織横断的なプロジェクト等において、県の関連部局が一体となって対策を検討し、国や市町村など他との連携も図りながら総合的に推進していくことが肝要であることに留意する必要がある。そのため、ここでは、県の施策紹介にとどまらず、県と市町村の連携が図られている市町村の施策についても紹介していく。

(1) 高齢者福祉に関する取り組み事例

① 秋田県

<県の現状>

総務省発表の人口動態調査（平成 26 年 1 月 1 日時点）によると、秋田県の年少人口の構成比率は 10.79%と全国で最も少なく、生産年齢人口も 58.06%と全国 4 番目に少ない。一方、老年人口（65 歳以上の人口。以下同じ）の構成比率は 31.15%と全国で最も多く、少子高齢化の深刻化が全国でも際立っている。

<県の施策>

秋田県では高齢者の生活を援助する施策を充実させている。秋田県の平成 26 年度重点施策推進方針によると、高齢化の生活問題にきめ細かく対応する「秋田型地域支援システム」の構築に重点的に取り組むとしている。これは、県内でも特に高齢化率が高く、豪雪地帯でもある藤里町をモデル地域にして、人口減・高齢化に対応した地域の支え合い体制を構築するものである。具体的には、除排雪作業や通院・買い物のためのデマンド交通のあり方、地域コミュニティの維持方法などを検討している。

<代表的な市町村施策：藤里町>

国土交通省国土政策局地方振興課「新たな地域除排雪の取り組み事例」によると、藤里町は人口約 3,600 人、高齢化率が 4 割を超え、集落単位で見ると高齢化率が 80%を超える地区もあり、コミュニティを存続していくことが難しい地区も多くなっている。

将来的には、隣近所等の支え合いの崩壊の可能性も否定できない地域状況にある。そこで以下のような除雪支援体制を整備している。

▶ まちぐるみの除雪支援体制

雪処理の問題は一人暮らし高齢者等の一部弱者に限定した問題ではない状況にある。町内各種団体の有機的連携等、雪処理の問題を町全体の課題として捉え、個別対応に留まらないまちづくりの支援体制づくりが必要になっている。

そこで藤里町では、自治会、福祉員、建設技能組合、シルバーバンク会員、行政職員等による「除雪支援体制づくり検討会議」が開催され、地域課題について話し合いが行われている。また、町内の引きこもり者（こみっとバンク会員）や大学生ボランティア（法政大学ボランティアサークル）等が参加した「北部地区一斉除排雪」作業を試行的に実施した。

また、上記以外にも高齢者の生活しやすい環境づくりのための施策が実行されている。藤里町 HP を参考に、主な活動を紹介する。

▶ 高齢者に対するバス料金無料制度

満 70 歳以上の藤里町住民に対し、役場窓口での申請に応じて地元バスの無料乗車券を交付している。

▶ 「ストップ！ザ 高齢者交通死亡事故」のチラシ作成

秋田県は、9 年連続で交通事故死者の過半数を高齢者が占め、高齢死者のうち道路横断中など歩行中に亡くなった方が 2 年連続して半数を超えている。この状況を打開するため、秋田県では「ストップ！ザ 高齢者交通死亡事故」のチラシを作成し、注意喚起を行っている。

② 岩手県

< 県の現状 >

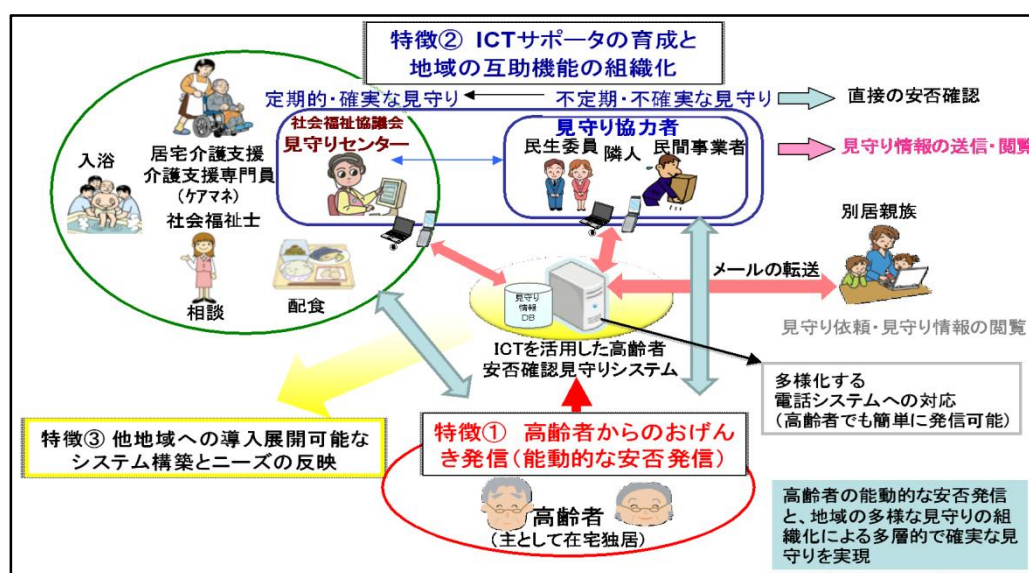
総務省発表の人口動態調査（平成 26 年 1 月 1 日時点）によると、岩手県の年少人口

の構成比率は 12.19%と全国で 7 番目に少なく、生産年齢人口も 59.34%と全国 12 番目に少ない。一方、老年人口は 28.47%と全国で 10 番目に多く、少子高齢化が進んでいる県と言える。

<県の施策>

岩手県では「ICTを活用した高齢者安否確認見守りシステム整備事業」として、ICT（Information and Communication Technology＝情報通信技術）を活用した高齢者等の安否確認システムの構築やシステムの普及とともに、地域における高齢者等の見守りを行うサポーターを養成し、地域の状況に応じた多様な見守り体制の整備を図ることで、高齢者等が住みなれた地域で安心して生活できる環境の構築を目指している。

図表 I - 3 (1) ICTを活用した安否確認の仕組み



(出典：総務省HPより抜粋)

山梨県における高齢者福祉については、平成 18 年度～平成 20 年度の「健康長寿やまなしプラン」において「地域包括ケアシステム」として掲げられており、地域住民・NPO・ボランティア等が高齢者の生活を見守る体制を構築する必要性が取り上げられていた。現在は各市町村において民生委員を中心とした高齢者見守り体制が構築されているが、岩手県の事例のような ICT の活用により実効性を高める余地があると考えられる。

また、高齢者の生活しやすい環境づくりにおいては、市町村レベルでも甲府市の「運転免許証返納高齢者支援事業」のような対応がされているが、県の役割として、施策・事業の優秀事例を県内の市町村に情報提供・奨励する等の取り組みにより展開を図って

いくことも期待される。

③ 高齢者が活躍する場を拡大するための施策の紹介

「高齢者が活躍できる場を拡大するための自治体支援に関する調査研究」（一般財団法人地方自治研究機構、平成 26 年 3 月）では、高齢者が地域社会の担い手として活躍するための近年の施策を紹介している。山梨県では、60 歳以上の有業率が高く、高齢者が活躍する場の確保が一定程度図られていると言えるが、今後さらに、高齢者が積極的に社会と関わりを持ち、社会貢献につなげていくために、以下、同調査研究で公表された他県の施策事例を紹介する。

➤ 高齢者生きがいワーク創出支援事業（奈良県）

地域が抱える課題を解決するために、高齢者がその知識や経験を活かし身近な仲間と事業を起こしたり、起業を目的とした仲間づくり活動を実施することに対して必要な経費を県が補助する。また、事業化を考えている人を対象に相談会を開催している。（平成 25 年度からスタート）

- ・対象団体：原則 5 人以上で 60 歳以上が過半数のグループ（非営利組織）
- ・対象経費：事業を立ち上げるために必要な経費
- ・助成金額：100 万円/グループ（10/10 以内）を上限に年間 2 事業を採択予定

➤ シニアパワー元気はつらつ宮崎づくり推進事業（提案公募型事業）（宮崎県）

高齢者の新たな社会参加に取り組む NPO 等を広く公募し、協働・連携していくことにより、新たな社会参加モデルを構築し、高齢者の社会参加活動の推進を図る。

- ・対象団体：県内の非営利法人又は任意団体
- ・委託経費：50 万円/事業を上限として 4 団体程度を採択
- ・委託対象事業：高齢者が主体となって実施し公益性の高いもの（例：シニアによる観光案内事業や健康づくり講座等）

➤ 仙人講座（山形県）

シニアの社会参画の意識高揚を図るため、平成 22 年 6 月に県の補助事業により開講し、毎年 7 回シリーズで実施。

- ・受講対象：概ね 55 歳以上の人で 7 回通して受講できる人

- ・受講料： 7,000 円（7 回分）で定員 300 名
- ・受講期間： 平成 25 年度は 6 月～12 月の毎月 1 回
- ・受講内容： タレントや文化人、学識経験者による講演会（「交遊仙人、自足仙人、一芸仙人、健康仙人、好奇仙人、発想仙人」などをテーマにした講演）

➤ 熊本さわやか知恵袋制度（熊本県）

高齢者が培われてきた知識や技術、趣味などを登録し、ニーズのある依頼者に紹介、日程調整等を財団が行っている。（登録者数は個人 233 名・グループ 19 団体；平成 25 年 2 月 1 日現在）

- ・登録方法： 60 歳以上の熊本さわやか大学校（同財団が県の補助を受けて運営）卒業生、知恵袋講座（同財団が実施している講座）受講生などの個人やグループ
- ・利用対象： 町内会や公民館、小学校、病院等の団体、企業や 5 人以上のグループ、会合、研修会など。利用は無料であるが、交通費等の実費が必要な場合がある。

(2) 少子化対策に関する取り組み事例

① 福井県

<県の現状>

福井県は、眼鏡産業、繊維産業の地場産業を有しており、下記表の通り、人口千人当たりの事業所の数が多い。

図表 I - 3 (2) ① 人口千人当たり事業所数

順位	都道府県	人口千人当たり事業所数	事業所数
	全国	42.7	5,453,635
1	福井県	53.3	42,815
2	石川県	52.9	61,710
3	山梨県	51.4	44,084

(出典:福井県 HP「平成 24 年経済センサスー活動調査 福井県分集計結果」より抜粋)

福井県の主な指標は下記の通りである。(出典:平成 24 年就業構造基本調査 (総務省)、平成 22 年国勢調査 (総務省)、平成 21 年全国消費実態調査)

- 女性の有業率 (平成 24 年) : 53.0% (全国第 1 位)
- 共働き率 (平成 24 年) : 58.8% (全国第 1 位)
- 三世帯世帯割合 (平成 22 年) : 17.6% (全国 2 位)
- 1 世帯あたり年間収入 (平成 21 年) : 8,143 千円 (全国 2 位)

上記の通り、福井県は、三世帯世帯の割合も高く、共働きであっても子育てがしやすく、また、世帯人員が多いことで、貯蓄も多い傾向が見られる。

『全 47 都道府県幸福度ランキング 2014 年版』(寺島実郎監修 一般財団法人日本総合研究所編 東洋経済新報社) (1 月 26 日発行) において、福井県は幸福度ランキングの総合 1 位と評価されており、子育て、教育、雇用環境など、多くの面で高い評価を得ている。

<県の施策>

福井県の子ども・子育て支援の 4 つの重点プロジェクトを紹介する。(福井県 HP より抜粋)

(あ)「福福出合い応援」プロジェクト

企業の協力を得て出合いの場を提供するとともに、地域での縁結び活動を活発化し、結婚応援を充実します。

(い)「子育てしやすい働き方応援」プロジェクト

本県は、共働き率や女性の就業率が全国一高いことから、企業経営者と従業員が両立支援宣言を行い、企業経営者の理解のもと、従業員が短時間勤務や育児休業等を利用しやすい職場環境を整備し、子どもの年齢や家族構成に応じて、子育て中の従業員の仕事と子育ての両立を応援します。

(う)「子育て大好きお父さん応援」プロジェクト

子育ては、父親と母親が共同して行うことが理想ですが、実情は、母親にその役割が偏りがちなことから、子育てを楽しむ父親を増やし、子どもは夫婦が協力して育てるという意識を形成します。

(え)「元気で力強い子どもの育ち応援」プロジェクト

子どもが元気で力強く育つために、子ども医療費の助成や放課後子どもクラブを拡充するとともに、地域住民が子どもや子育てに関心を持ち、地域全体で子育て家庭を応援する環境を作ります。

次に、福井県が行う主な施策を紹介する。(福井県 HP より抜粋)

➤ ふくい3人っ子応援プロジェクトの実施

3人目以降の子どもが3歳に達するまでの保育料や病児デイケア、一時預かりの利用料を原則無料化する。

➤ ゆとりある働き方と子育ての実現

- 子どもが1歳になるまで育児休業を取得した場合に、企業へ奨励金を支給するとともに、育児短時間勤務利用者の保育時間短縮に対する保育料負担を軽減することで、家庭での子育てを後押しし、子育てと仕事の両立を支援する。
- 育児短時間勤務から次の子を出産し、子どもが1歳になるまで育児休業を取得した場合、フルタイム勤務時の育児休業給付金との差額相当分を支給する制度を開始する。

➤ ママ・ファースト運動の展開

企業との共働により、店舗における優先レジや公共交通機関での優先席などの設定や子どもが3人以上いる子育て家庭に対する割引サービスの実施など、子育て家庭を優先、応援する実践を広げる。

➤ 父親子育て応援企業登録

配偶者の出産や学校行事に合わせた休暇取得の促進、ノー残業デーの実施など、父親の子育てを応援する企業を登録。登録企業には県の制度融資を利用する場合の保証料を全額補給する。

<代表的な市町村施策：鯖江市>

福井県のなかでも、唯一人口が増加して、人口流出が一定程度抑えられている、鯖江市では、平成22年度から平成26年度の5年間を計画期間とする、第5次鯖江市総合計画を策定している。その中でも、重点施策の一つに「人の増えるまち」づくりを掲げており、具体的な内容は下記のとおりである。

(第5次鯖江市総合計画より抜粋)

<安心して産み育てられる子育て環境の充実>

(1) 安心・安全

治山・治水対策の着実な推進や防犯・防災体制の充実を図ることにより、災害に強く市民が安心して生活できるまちづくりを進めます。

(2) 子育て

次世代育成支援行動計画の実施を通じて、子育ての喜びが実感できる支援の充実を図り、安心して子育てのできる環境づくりを進めます。

また、出産に関しては、妊婦健診の経済的負担の軽減など産前・産後を通じての支援や、不妊で悩む方への特定不妊治療費に助成するなど、元気に安心して出産を迎えられるような環境づくりを進めます。

さらに、未婚や晩婚の解消に向けて、若者の出会い・交流の場づくりによる縁結びなど、素敵な出会いができる環境づくりを進めます。

(3) 学校・地域・家庭教育

食について自らが考える習慣を身に付け、地域で生産したものは地域で消費する精神や自然の恵みに感謝の心を育む食育を基盤に、知育・徳育・体育のバランスのとれた心身ともに健全な子どもたちの育成を図る

とともに、地域産業の知識や理解を深める産業教育に取り組みます。

併せて、全ての市民が生きがいを持って暮らせるように、いつでも、どこでも、誰もが、生涯を通して学べる機会や文化に親しむことができる環境を充実します。また、地域の人の絆によって人を育む地域力や、社会の最も基本となる家庭での教育力の向上を促進します。

次に、鯖江市が行う主な施策を紹介する。(鯖江市 HP より抜粋)

➤ こんにちは赤ちゃん事業

母子が社会から孤立することを防ぎ、乳児の安全な育成環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞くとともに、母子の心身の状況や養育環境等を把握し、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを提供する。

➤ 地域で育む子育て支援ネットワーク事業

地区ぐるみの子育て支援環境づくりのため、地区ごとに「地区子育てネットワーク委員会」を設置し、地域の実情に合わせた子育て支援ネットワークを構築する。

➤ 地域子育て支援センター事業

地域全体での子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭、子育てサークルの支援活動の企画、指導、地域の保育資源の情報提供等を行う。

② 石川県

<県の現状>

石川県は、機械産業、繊維産業がさかんである。特に、機械産業は、ブルドーザー、パワーシャベル等の建設機械や織機・紡機等の繊維機械を主とした、プレス、メッキ、鍛造系の関連企業の集積が高い。図表 I - 3 (2) ①で記載した通り、石川県も人口千人当たりの事業所の数が多い。

石川県の主な指標は下記の通りである。(出典：平成24年就業構造基本調査(総務

省))

- 女性の有業率（平成 24 年）：52.20%（全国第 2 位）
- 共働き率（平成 24 年）：55.0%（全国第 3 位）

上記の通り、石川県は、製造業を中心とした雇用が多く、女性が結婚後も仕事を続けやすい傾向がある。また、共働き家庭が多く、保育所を最も利用している地域であり、保育所の整備率も全国トップクラスの保育環境にある。前述の福井県との共通点は、いずれも里地里山など自然も豊かであり、老舗や特色あるものづくり企業が多く、県民生活の質が高いことである。

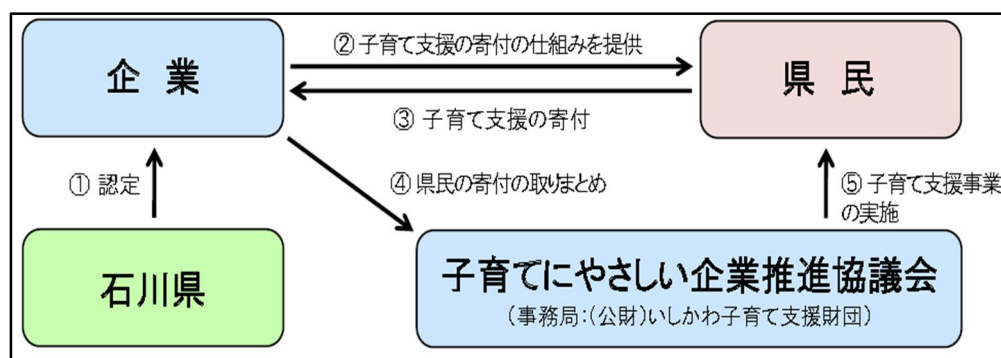
<県の施策>

石川県が行う主な施策を紹介する。（石川県 HP より抜粋）

- エンゼル・サポート事業（県民参加型ふるさといしかわ子育て応援事業）

県民に日頃の生活の中で気軽に子育て支援に参加してもらうために、子育てを応援する企業の理解と協力により、子どもを生子、育みやすい環境づくりを進める。

図表 I - 3 (2) ② エンゼル・サポート事業の仕組み



（出典：石川県 HP より抜粋）

- 地域の企業等による子どもの社会体験促進事業

地元の商店街や企業等が自らの資源やノウハウを活用した子どもが社会や職場での行動を疑似体験できるイベントの開催を促進する。

➤ マイ保育園登録事業

保育所等を身近な子育て支援の拠点と位置付け、妊娠時から近隣の保育園に登録し、育児体験や保育士による相談、一時保育の利用などを通じて、育児不安の解消を図る。

<代表的な市町村施策：川北町>

石川県のなかでも、積極的な企業誘致により、農・工・商のバランスのとれた町づくりを進め、安定した財政を基盤に福祉や子育ての充実を図っている、川北町の主な施策を紹介する。(川北町 HP より抜粋)

➤ 乳幼児・児童・生徒等医療費の助成

川北町に住んでいる0歳～18歳に達する年度末(3月31日)までの国民健康保険または社会保険に加入している子どもを助成対象として、保険適用分の医療費の一部負担金相当額を助成する。

➤ 保育料の一律化

川北町では、所得に関係なく保育料を一律化している。

(保育料月額)

0歳児 20,000円

1・2歳児 16,000円

3歳以上児 14,000円

※中学校修了前(15歳以下)の児童が3人以上の世帯において、第3子以降の児童が入所した場合は、保育料が無料となる。

なお、山梨県は、女性の有業率50.4%(全国第9位)、共働き率52.5%(全国第10位)、人口千人当たり事業所数51.4(全国第3位)(いずれも平成24年)となっており、全国的に見て、女性が結婚後も仕事を継続しやすい傾向にある。現在、山梨県においても、福井県や石川県での取り組みと同様に、結婚のための出会いサポートや、子どもを生き育てやすい環境づくりを地域一体となって進めていくため、子育て応援カードを交付する等の取り組みが行われている。今後は、子どもの人数が増えるほど、さらに手厚い子育て支援が受けられ、女性が安心して複数の子どもを持つことができるような施策展開を積極的に行っていくことが望まれる。

(3) 少子高齢社会に対応したまちづくりの推進事例

少子高齢社会に対応したまちづくりを推進するためには、既存の都市機能などのストックを活用し、働きやすい、住みやすい、学びやすい、子育てしやすい集約型の地域をつくりあげることが必要となる。そこで、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりへの取り組みをすでに実施している、主な他県事例を紹介する。

なお、山梨県においても、県民が路線バスや鉄道などの公共交通に関心を持ち、利用を促進するためのPRイベント「やまなし公共交通フェスティバル2014」が開催され、甲府市では、運転免許返納高齢者支援事業として、高齢等を理由に自主的に運転免許証を返納した70歳以上の人に対し、公共交通（路線バス）の利用促進を図るとともに、高齢者の交通安全対策としてバスカードを贈呈するなどの事業が行われている。

今後、県内全域で公共交通を軸とした少子高齢社会に対応したまちづくりを展開するためには、継続的な普及活動を行っていくことが必要である。

① 富山県

<県の現状>

総務省発表の人口動態調査（平成26年1月1日時点）によると富山県の人口は1,091,603人であり、前年調査から0.61%の減少となった。このうち年少人口は136,319人（構成比率12.49%）、生産年齢人口は646,522人（同59.23%）、老年人口は308,762人（同28.29%）であった。

老年人口の構成比率は全国で9番目に高い数字であり、今後は更に人口減少が進行することが懸念されている。

<県の施策>

富山県では人口減少、子育て・少子化への対策として「子ども政策・人口減少対策本部」を発足させ、子育て支援の他、企業誘致や県への定住、女性の活躍の促進などの政策を総合的に検討している。

富山県の平成25年度当初予算に掲げられている主要な施策は以下のとおりである。

▶ 仕事と子育て両立支援パワーアップ推進事業

仕事と子育てが両立できる職場環境の整備を推進するため、県内企業・事業所に仕事と子育て両立支援推進員を派遣し、一般事業主行動計

画の更新時期を迎える企業及び未策定企業に対し、企業訪問や研修の開始による策定支援両立支援に関する相談・助言を行っている。また、特に優れた取り組みを行っている「元気とやま！子育て応援企業」登録企業を訪問取材し、その取り組みをモデル事例としてホームページ等に掲載することにより、周知啓発を図るとともに、登録企業の要請に応じて、企業が自ら実施する両立支援やワーク・ライフ・バランス等をテーマとする企業内研修へ講師を派遣している。

さらに、働く人々や一般県民に対しても、働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の是正などの意識啓発を行っている。

▶ 男性の家事・育児参加促進事業

男性の家事・育児参加促進のため、フォーラムの開催や情報発信等により普及啓発を実施している。

▶ 富山駅周辺の整備

その他、富山駅及びその周辺地区について、北陸新幹線整備に合わせて連続立体交差事業により在来線を高架化し、南北一体的なまちづくりを推進している。

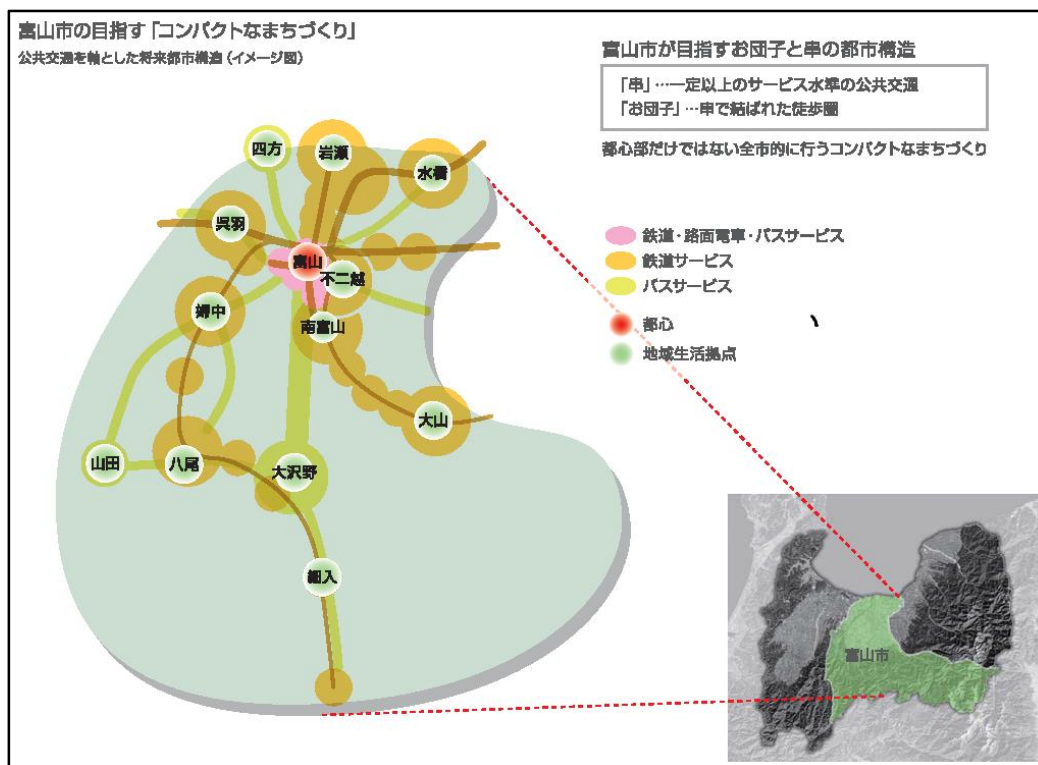
<代表的な市町村施策：富山市>

以下では、日経スマートシティコンソーシアムに掲載された平成26年2月19日の特集「コンパクトシティでまちも人も生き生き～富山市における公共交通を軸とした拠点集中型のまちづくり」を参考に、富山市における施策を紹介する。

(富山市のコンパクトなまちづくりの概要)

富山市では、上記の富山駅付近連続立体交差事業の都市計画設定に合わせて公共交通を活性化させ、その沿線に居住や商業などの都市の諸機能を集積させることで、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりの実現を目指している。平成24年6月には、OECD（経済開発協力機構）により、コンパクトシティの先進モデル都市にも選出されている。

図表 I - 3 (3) ①-1 富山市が目指す「お団子と串」の都市構造



(出典：富山市 HP「富山市都市整備事業の概要」より抜粋)

(コンパクトシティ構想の契機)

公共交通を軸としたまちづくりの契機となったのは、JR 西日本の富山港線を引継ぎ、LRT (ライトレールトランジット) としたことである。富山港線は本数が少なく、利便性も悪かったため、富山市は鉄道ではなく、低コストで敷設、運行できる日本初の本格的 LRT、すなわち次世代型路面電車として生まれ変わらせることにした。主に道路上の専用軌道を 1 両ないし数両編成で走行する低床車両の LRT は、高齢者や障害者にも利用しやすく、二酸化炭素 (CO2) 排出量や騒音も少ないため環境面でもメリットが大きいことから導入を決めた。

(公共交通機関の整備と利用促進)

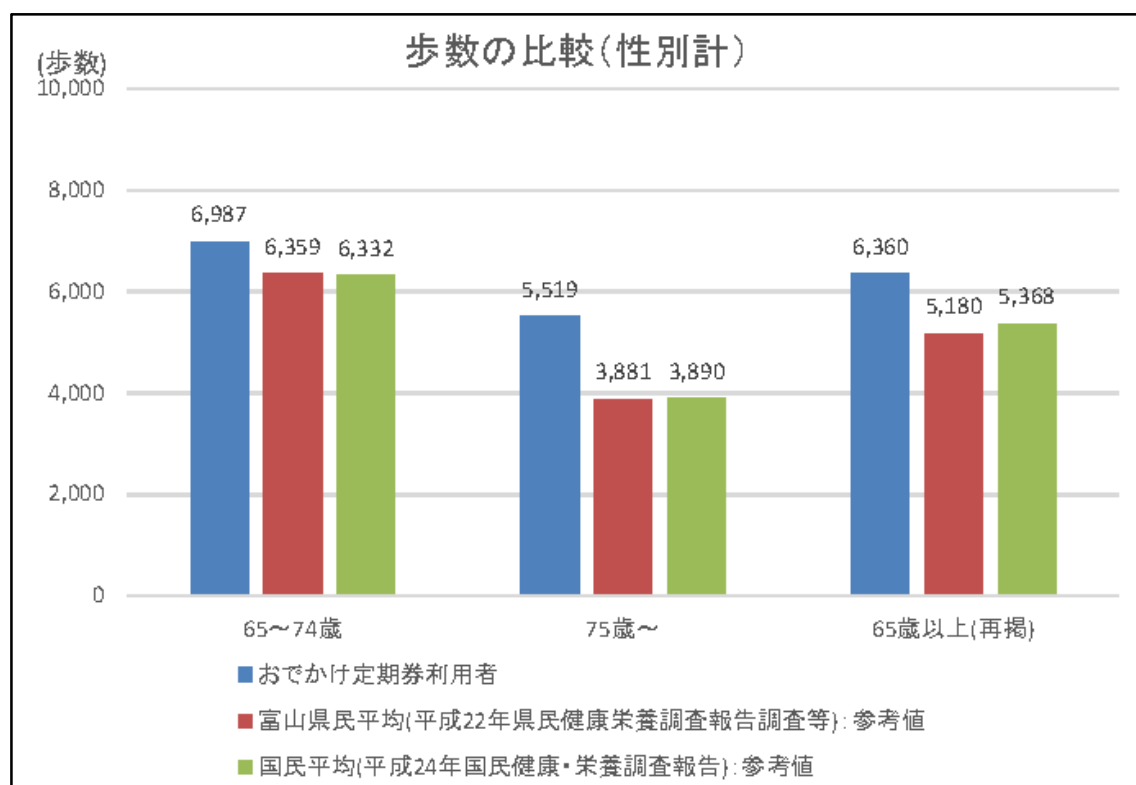
平成 18 年 4 月に「とやまライトレール」を開通し、運行本数を増やして終電の時間は遅くし、バリアフリーの電車停留所も以前の駅数より増設した。また、65 歳以上の富山市住民が 1 乗車 100 円で公共交通機関を利用することができる「おでかけ定期券」の発行に努め、LRT の利用促進を行っている。

(コンパクトシティ推進の主な成果)

まず、LRT 利用促進の成果として、住民のライフスタイルに変化が生じている。

その一つが日中の高齢者利用の伸長であり、富山市が「おでかけ定期券」の利用者を対象として調査を実施したところ、65歳以上の平均歩数は6,360歩であり、全国平均を1,000歩近く上回っている。

図表 I - 3 (3) ①-2 おでかけ定期券利用者と富山県民平均及び国民平均との比較



(出典：富山市 HP「市長記者会見 平成 26 年 9 月 1 日」添付資料より抜粋)

次に、「グランドプラザ整備事業」として総曲輪（そうがわ）地区の再開発事業を実施し、平成 19 年 9 月に、地方中核都市の中でもトップクラスの品揃えと、抜群のファッションセンスを誇る大型店の「総曲輪フェリオ」が開業、合わせて全天候型の多目的広場「グランドプラザ」、立体駐車場グランパーキング「CUBY」を同時にオープンさせ、中心市街地の核を形成している。

また、中心市街地への公共投資が民間投資を誘発、マンションの建設ラッシュや第一種市街地再開発事業が目白押しとなり、中心部の地価は横ばい、沿線地価も下げ止まりをみせている。中心市街地の人口も、平成 17 年は 11.8 万人と富山市全体の 28%だったのが、平成 25 年には 13.5 万人、32%に増加し、沿線人口も転出から転入超過に転換した。

② 熊本県

<県の現状>

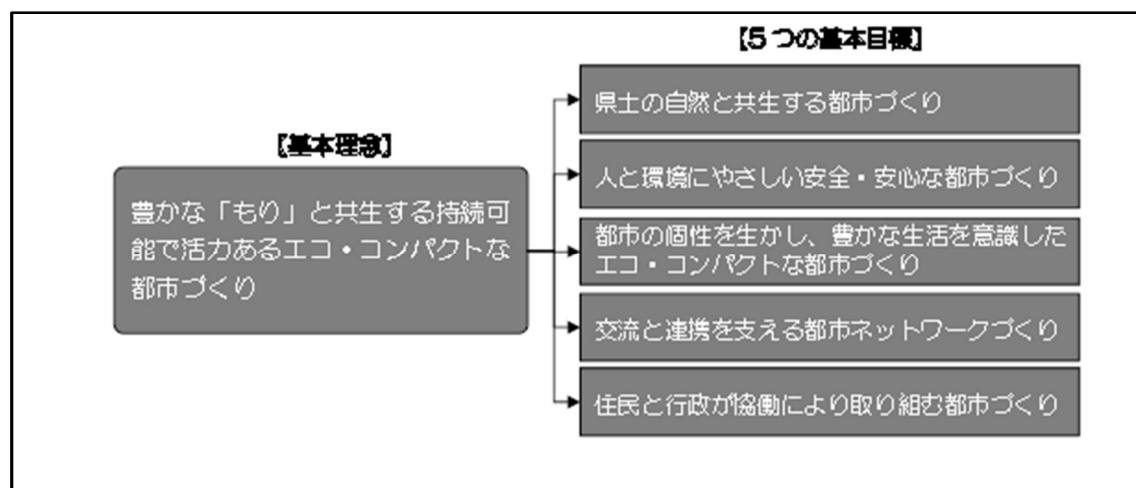
総務省発表の人口動態調査（平成 26 年 1 月 1 日時点）によると熊本県の人口は 1,825,120 人であり、前年調査から 0.37%の減少となった。このうち年少人口は 248,631 人（構成比率 13.62%）、生産年齢人口は 1,085,972 人（同 59.50%）、老年人口は 490,517 人（同 26.88%）であった。

年少人口の構成比率は全国で 7 番目に高い数字であるものの、同県も少子高齢化により人口減少が続いており、県 HP の統計アラカルトでの公表では、平成 26 年 2 月時点で県民人口が 180 万人を下回った。

<県の施策>

熊本県では、都市計画区域において基本となる都市づくりの考え方を示す都市計画区域マスタープラン基本方針を平成 15 年に策定した。その後、平成 25 年度に同方針を改訂し、人口や経済活動が縮小するこれからの社会情勢を踏まえ、将来世代にわたって持続可能な都市を構築するために、「エコ・コンパクトシティ」を都市づくりの基本理念に追加した。熊本県では、行政コストを意識しつつ、これまで以上に適切な範囲で効果的かつ効率的に経済活動が実践できるように集中的な投資を行っている。

図表 I - 3 (3) ②-1 熊本県の都市づくりの基本目標



(出典:「熊本県 都市計画区域マスタープラン基本方針改訂版」から抜粋)

<熊本県内の主な都市計画事業>

➤ 熊本駅前東 A 地区市街地再開発事業

熊本市が実施主体である、熊本駅前東 A 地区市街地内の熊本駅北部線、新外線の街路整備に係る県分の負担を行う。

<代表的な市町村施策：熊本市>

熊本市では、政令指定都市移行後の新しい熊本づくりや、公共交通体系のあるべき姿について、市民の参画と協議で築く公共交通を基軸としたコンパクトなまちづくりに取り組むため、公共交通の将来像を描いた「公共交通のグランドデザイン」を平成 24 年 3 月に策定した。

当該グランドデザインは、人口減少や急速な高齢化が進む現状を踏まえて策定されたものであり、次のような取り組みが進められている。

「買い物や通院等、日常生活に必要な機能を有する市内 15 の地域拠点と、商業、業務など高度な都市機能が集積する中心市街地とを、鉄軌道など利便性の高い公共交通で結びとともに、これらの地域拠点への住まい誘導などを進めていくことで、多核連携型のコンパクトシティを実現し、加えて、市西南部の農村地域など、現在でも公共交通の利便性が悪い地域において、今後、より人口減少や高齢化が進むことが予想されていることから、これらの地域を中心に日常生活に最低限必要な移動を公共交通で確保できるよう、その環境整備にも取り組んでいくこととした。」(引用：熊本市都市建設局交通政策総室『公共交通を基軸とした熊本型コンパクトシティ』)

また、公共交通の維持・充実に取り組むにあたっては、公共交通に対する全市的な意識の共有を図り、市・交通事業者・市民等が参画、協働する必要があることから、平成 25 年 4 月に、公共交通に特化した条例としては全国初となる「熊本市公共交通基本条例」を施行した。

図表 I - 3 (3) ②-2 公共交通のグランドデザイン



(出典：交通政策審議会地域公共交通部会資料「公共交通再生に向けた熊本市の取り組み」から抜粋)

(熊本市公共交通基本条例(熊本県HPより抜粋))

責務(第3条～第6条)：市・公共交通事業者・事業者・市民の責務

【市の責務】

- ・市民及び事業者の参画と協働のもと総合的な施策を立案し実施
- ・施策を実施する際、当該施策に関する市民・事業者・公共交通事業者等の理解と協力を得る
- ・公共交通に関する市民意識の啓発

【公共交通事業者の責務】

- ・社会的な役割を自覚し、公共交通の利便性向上に努める
- ・公共交通の利便性向上に関する情報を、市民及び事業者に積極的に提供

【事業者の責務】

- ・公共交通に対する理解と関心を深め、本市が実施する施策に協力
- ・事業活動を行うにあたり、できる限り公共交通を利用

【市民の責務】

- ・公共交通に対する理解と関心を深め、公共交通の担い手のひとりであることを自覚し、本市が実施する施策に協力
- ・日常生活において、過度に自家用車に依存せず、公共交通を積極的に利用

熊本市では、「恵まれた自然や歴史・文化と機能性が高い都市空間が調和し、生活圏が連携することで、誰もが輝く都市をつくる」ことを目指してまちづくりを進めている。その一環として、人口減少・高齢社会に対応し、市民にとっても利便性が高い地域への居住を促進するため、熊本市 HP では、暮らしに必要な機能が集積し、公共交通の結節点に設定した「地域拠点」について、住宅情報と併せて情報提供している。

(4) その他（人口減少対策として参考となる事例）

高齢者福祉、少子化対策に直接的には関係しないが、今後の人口減少対策として参考となるその他の事例を紹介する。

山形県、高知県の事例は、若者の県外流出への対策として、学校教育において、生徒が地域との関わりを積極的に持つことで、地域振興や地域への愛着の醸成、地元での就職に結びついた事例である。「地域活性化の拠点として学校を活用した地域づくり事例調査」（総務省地域力創造グループ地域自立応援課、平成 25 年 2 月）では、地域活性化の拠点として学校を活用した持続可能な地域づくりに成功しているモデル事例を紹介しているため、同調査で公表された事例から紹介する。

青森県の事例は、人口減少対策や地域の活性化を目的に、自治体や地元企業と協力して地方創成に取り組む大学の一例である。山梨県においても、山梨大学が県やワイン酒造組合等と連携して、食や農の研究プログラムを始めているが、参考までに首相官邸（まち・ひと・しごと創生本部）HP『文部科学省における地方大学活性化への取組①』から、他県の事例を紹介する。

① 山形県

～地元ものづくり産業の活性化を担う人材育成（山形県立長井工業高等学校）～

<取組のきっかけ>

長井市のものづくりは、1990年代半ばの製造業の海外シフトにより危機的状況に陥ったため、官民連携で地域内の基盤技術の強化等の取り組みを開始した。その中で地元中小企業の人材供給源である長井工業高等学校への人材育成支援策として、計測機器の提供、卓越した技能者の派遣等により、新任者教育を行おうとする施策が実施された。「長工生よ、地域を潤す源流となれ！」をスローガンとして、地域を扱う学習として、フラワー長井線駅舎建設と周辺の環境整備、その存続利用拡大のために自作映画製作等を開始した。

<取組内容>

毎年、地域課題に応じたものづくりに取り組んでおり、デジタル観光マップの開発、自助具の制作、電動カーのデモンストレーション、スポーツ少年団大会用メダルの作成、身体障害者用の離床センサー、車いすによる移動履歴把握システム、地元豆の選別機の開発等を実施している。

また、小中学校を対象に、ものづくりの楽しさを教えるため、長井工業高等学校の

生徒による鋳造、測量等の出前授業やロボット教室を実施している。特に毎年 40 個制作する木製プランターは、地域から実習費用を得て、実習を行い、成果を地域に還元する、地域と一体となった循環型ものづくりとなっている。

<取組の成果>

平成 23 年度の技能検定合格者数が過去最高となり、また、専門技術を身に付けて地元就職する生徒が 9 割を超え、地域の産業を担う人材の供給源となっている。特筆すべきは、地域と積極的に関わることで、生徒が地域社会の一員としての自覚を高めているという点である。

<取組のポイント>

学校独自の取り組みではあるが、市の地域観光課、企業振興課への働きかけや、産業会の下部組織である次世代グループへの教職員の参加を通して、地域との関係を構築している。

また、生徒が継続して楽しく実践できる環境を整えるため、事業を教職員複数名で担当し、事業目的や将来像等を理解した上で取り組んでいる。

② 高知県

～自律創造型地域課題解決学習による地域の活性化（高知県立大方高等学校）～

<自律創造型地域課題解決学習の導入>

大方高等学校の昼間部では、平成 17 年の開校時から、3 年間の高校生活をとおして「起業家教育」に取り組んでいる。これは、開校時のスローガンであった「生徒には夢を 保護者には希望を 地域には信頼を！」を体現する教育活動として位置づけられており、「総合的な学習の時間」を活用し、高知大学総合教育センターとの共同で開発された「自律創造型地域課題解決学習」として実践されている。

このプログラムの中心は、黒潮町の地域企業や NPO、町役場などから提示される「ミッション」に対し、生徒が班単位でその課題に取り組み、現地調査などを通して自分たちなりの解決策をまとめ、最終的には課題を解決するアイデアを発表する活動である。生徒はこのプロセスを通して、地域の現状やまちの抱える課題を理解するとともに、地域住民を知り、関わり、時にはともに活動する。

<取組成果>

自律創造型地域課題解決学習の最大のヒット作は、「カツオたたきバーガー」である。この商品は、平成 21 年度の「幡多地域の郷土料理を考える」というミッションに対して、高校生と黒潮町雇用促進協議会、「道の駅ビオスおおがた」の食堂「ひなたや」が協力して開発したものである。

「カツオたたきバーガー」は、人気を博し、平成 22 年度には第 25 回高知県地場産大賞「次世代賞」を受賞するほか、マスコミにも多数取り上げられた。翌年度のミッションでは「カツオたたきバーガーを銀座で売ろう！」というミッションを掲げ、黒潮町役場が生徒を「黒潮町ふるさとキャラバン隊」に任命し、交通費を負担したことで、銀座にある高知県のアンテナショップ「まるごと高知」において販売活動に取り組んだ。平成 24 年 10 月には、ミッションではないものの、前年度に「カツオたたきバーガー」をミッションとして選択した生徒が中心となって、課外活動として、カツオ産地として繋がりのある気仙沼市で開催される T シャツアート展の会場で、カツオたたきバーガーを無料配布した。

地域と生徒の連携によって実際に形になった上記の例の他、形にならなくてもアイデアが生かされるものなど様々であるが、自律創造型地域課題解決学習に取り組むことで、生徒が地域を学び、地域への愛着を深める効果が見られる。

<取組のポイント>

(あ) 県立高校と地域が垣根を越え、学校が地域の拠点へ

「自律創造型地域課題解決学習」を通して、事業者、NPO、町役場におけるキーパーソンが高校を核にしてつながった結果、学校が地域活性化の拠点として機能している。

(い) 地域住民に支援と貢献の意識が醸成される

若い感性で大胆な発想をする高校生と、それを支え活かそうとする地域住民が、黒潮町という共通の地盤で相互に作用しあうことにより、成果を上げている。学校と地域住民との間に顔が見える関係性が構築された結果、高校生の活動に対して地域住民からの支援や貢献の輪が広がっている。

(う) 地域資源を見出し、磨き上げ、まちが活性化していく

カツオたたきバーガーをはじめとする地域資源の活用策を、高校生たちが企画・実践する過程を通じ、目に見える商品化のみにとどまらず、高校生と地域住民や町役場等の関係機関との間に交流が生じ、さらに地域を盛り上げる活動の実施へと結びついている。

(え) 実際の地域課題に対峙し、生徒が成長

地域から示された課題の解決策を生徒が地域とともに考え、実践することで、生徒は地域について学び、課題解決力を高めている。学校を休みがちだった生徒が、この授業には熱心に取り組み、地域住民との交流に感化される例も見られるなど、生徒にとって「やり甲斐」を生み、将来を考えるきっかけにもつながっている。

③ 青森県

～赤い果実リンゴを核とした、地域人材の育成、地域経済の活性化（弘前大学）～

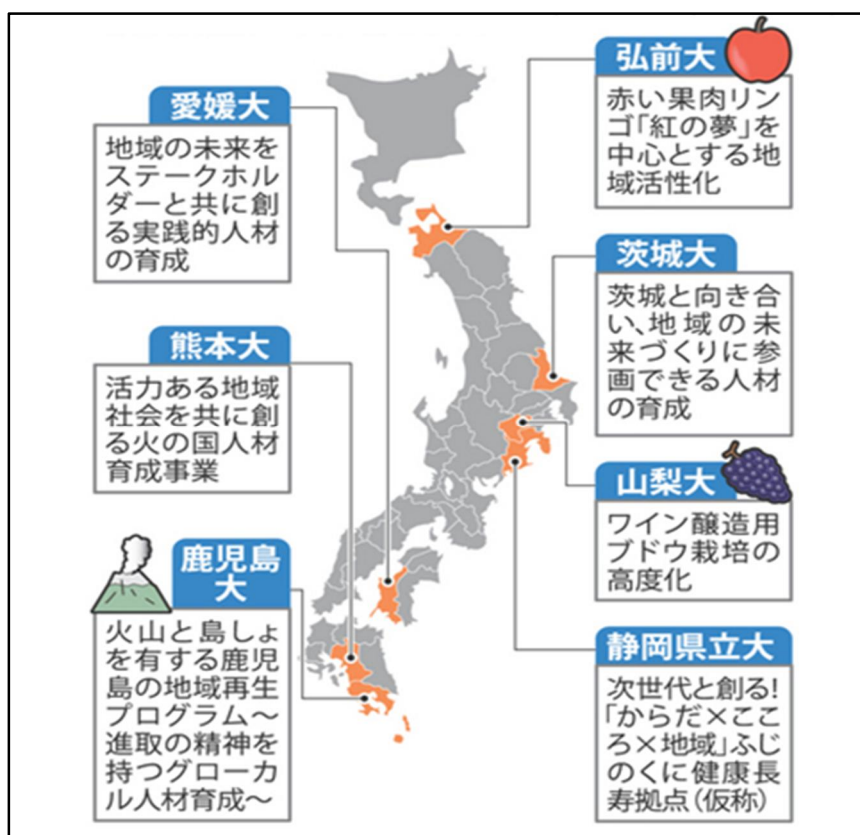
<地域の活性化に向けた取組>

弘前大学では、「生食できる赤い果実リンゴ」の活用研究を核に、学内の教育・研究機能と自治体・地元生産者とで協議会を設立した。5年間、弘前市や青森県産業技術センター、地元民間企業と協力し、長期間の貯蔵を可能にする方法や果実を切らずに食べ頃を判定する方法等を研究していく。将来、新たな産業を切り拓くとともに、学生を事業に参加させ、実践力を養成して、地域で活躍できる人材を育成することが目標である。

<主な研究開発と各種プログラムの開発>

- (ア) 赤肉リンゴの着色要因の解明と病害の防除技術の開発
- (イ) 最新の鮮度保持剤を用いた長期貯蔵技術の開発
- (ウ) 赤肉果実の食品成分分析と機能性成分の探索・利用
- (エ) 赤肉リンゴの高付加価値化
- (オ) 学生の実践力養成プログラムの開発
- (カ) 食育と健康増進プログラムの開発
- (キ) 赤肉リンゴの製造副産物の飼料化利用

図表 I - 3 (4) ③ 地方創生に取り組む大学例



(出典：毎日新聞 2015 年 1 月 4 日記事から抜粋)

なお、文部科学省では、地域社会と連携した課題の解決や人材育成を行う大学を支援しており、地方創生に向けた主な文部科学省予算は下記のとおりである。

- 知の拠点としての地方大学強化プラン
 - (ア) 地(知)の拠点大学による地方創生推進事業 (44 億円)
 - (イ) 地域活性化の中核的拠点形成のための国立大学の機能強化 (国立大学法人運営費交付金等 (324 億円) の一部)
 - (ウ) 人口減少の克服に向けた私立大学等の教育研究基盤強化 (258 億円)
- 地元学生定着促進プラン
 - 学校を核とした地域力強化プラン (67 億円)
- 地域人材育成プラン
 - 国立高等専門学校機構運営費交付金 (620 億円) の一部

< 「3. 他の自治体の取り組み事例」における参考文献、資料、URL >

- 総務省『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（平成26年1月1日現在）』
- 総務省報道資料 『統計トピックス No.74 女性・高齢者の就業状況－「勤労感謝の日」にちなんで－平成24年度就業構造基本調査の結果から』、平成25年11月22日
- 国土交通省国土政策局地方振興課『新たな地域除排雪の取組事例』、2014年
- 総務省『ICTを活用した高齢者安否確認見守りシステム整備事業・イメージ詳細図』
- 一般財団法人地方自治研究機構『高齢者が活躍できる場を拡大するための自治体支援に関する調査研究（平成26年3月）』
- 寺島実郎監修『全47都道府県幸福度ランキング2014年版』一般財団法人日本総合研究所編 東洋経済新報社
- 内閣府『人口減少下の地域・産業の現状等について（平成26年7月18日）』
- 日経スマートシティコンソーシアム『第6回コンパクトシティでまちも人も生き生き～富山市における公共交通を軸とした拠点集中型のまちづくり』、2014年
<http://bizgate.nikkei.co.jp/smartcity/challenge/001540.html>
- 熊本市都市建設局交通政策総室室長 古庄修治『公共交通を基軸とした熊本型コンパクトシティ』
- 増田寛也著『地方消滅－東京一極集中が招く人口急減』中公新書、2014年
- 総務省地域力創造グループ地域自立応援課『地域活性化の拠点として学校を活用した地域づくり事例調査（平成25年2月）』
- 首相官邸（まち・ひと・しごと創生本部）HP『文部科学省における地方大学活性化への取組①』 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/kihonseisaku/dai2/s6.pdf>
- 毎日新聞2015年1月4日記事『地方創生策：リンゴ、ブドウ…地方大学が地元とタッグ』 <http://mainichi.jp/graph/2015/01/04/20150104k0000e040154000c/001.html>
- 文部科学省 HP『地方創生に向けた主な文部科学省関係予算について』
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/01/14/1354480_3.pdf

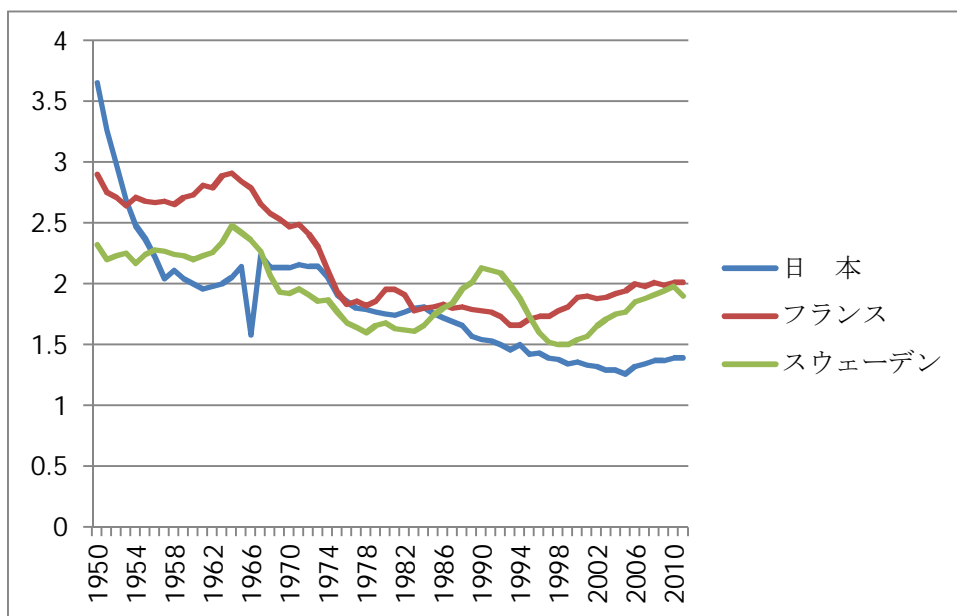
4. 諸外国における取り組み事例

ここでは、他国における少子化に対する取り組みについて、その成功事例と思われるフランス、スウェーデンの施策を紹介する。なお、国の政策ではあるが、今後の山梨県での取り組みに参考となる着眼点もあると考えられるため、代表的な2国の取り組み状況を紹介する。

(1) 日本、フランス、スウェーデンの出生率の状況

はじめに、日本、フランス、スウェーデンの出生率の状況を紹介する。3国の合計特殊出生率の推移は下記表のとおりである。

図表 I - 4 (1) 合計特殊出生率の推移



(資料：内閣府「平成 25 年版 少子化社会対策白書 第 1 節 近年の出生率の推移」)

日本では、合計特殊出生率は 1950 年以降急激に低下しており、その後、第 2 次ベビーブームの到来 (1971~1974 年) で一時は 2.1 台に推移したが、1975 年に 2.0 を下回ってからは再び低下傾向となった。1999 年にはそれまで最低であった 1966 年 (丙午) を下回る 1.57 を記録し、さらに 2005 年には過去最低である 1.26 まで落ち込み、依然として低調に推移している。

一方、フランスでは、終戦直後の一時的な出産ラッシュが収まった、1950 年代後半から本格的なベビーブームが始まり、1964 年の 2.91 まで続いた後、一転減少傾向となったが、1993 年の 1.66 で底止まりとなり、それ以降回復傾向が続いている。

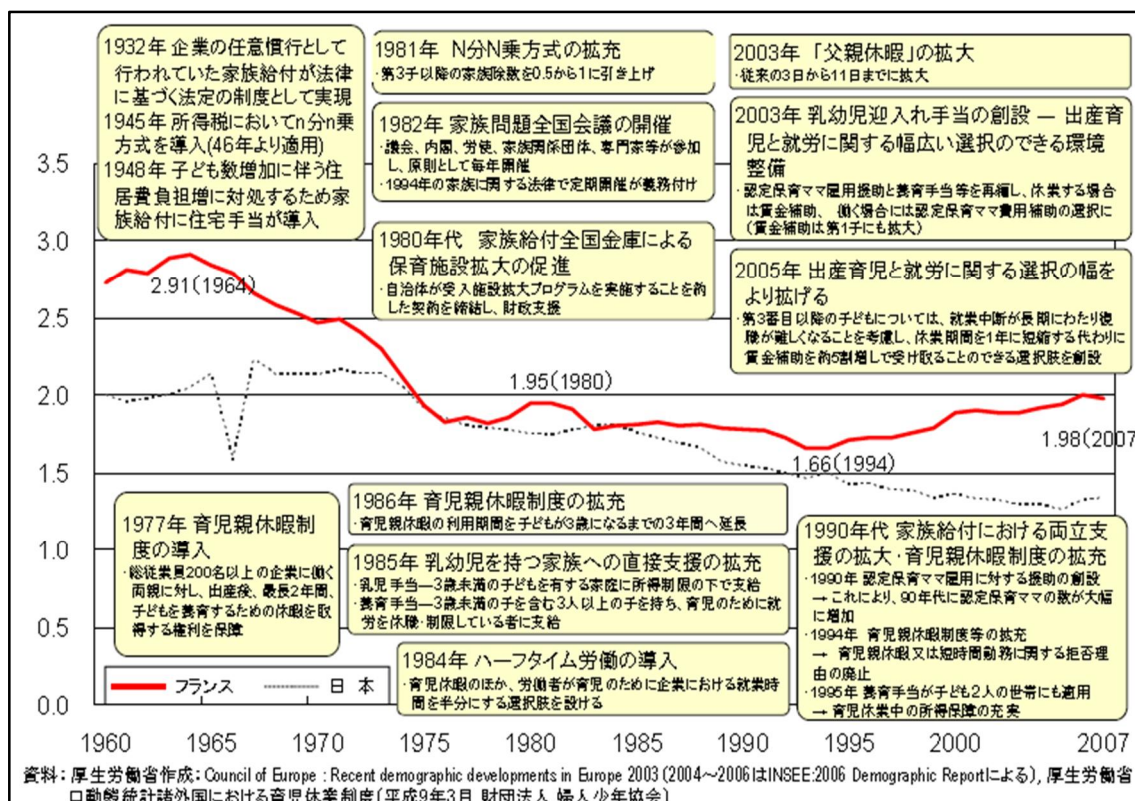
また、スウェーデンでも、他の先進国と同様、少子化を経験し、1980年に1.68まで低下したが、その後、急速に回復し、1990年には2.13にまで上昇した。1990年代半ばは1.50まで再び出生率が低下したものの、2000年以降回復傾向が続いている。

(2) フランス

① 家族政策の変遷

内閣府『平成25年版 少子化社会対策白書』によると、フランスでは、かつては家族手当等の経済的支援が中心であったが、1990年代以降、保育の充実へシフトし、その後さらに出産・子育てと就労に関して幅広い選択ができるような環境整備、すなわち「両立支援」を強める方向で政策が進められている。

図表 I-4 (2) ① フランスの出生率の推移と家族政策



(出典：内閣府 HP より抜粋)

② 具体的な施策の紹介

フランスでは、子どもの数が多いほど、メリットがある少子化対策として下記の経済的対策を行っている。

(内閣府経済社会総合研究所『フランスとドイツの家庭生活調査－フランスの出生率はなぜ高いのか－』より抜粋要約)

▶ 第2子以降には所得制限なしで20歳になる直前まで家族手当を給付

2人以上の子どものを養育する場合は、20歳になる直前まで所得制限なしで家族手当が毎月支給される。その支給額も子どもの数が増えるとともに増加し、子どもの数が多い家庭に手厚い給付を行っている。(金額は2004年現在。)(1ユーロ=135円で換算。)

子ども2人 約15,000円

子ども3人 約35,000円

子ども4人 約54,000円

以降、子ども1人につき、約19,000円を加算

子どもが成長するにつれ、上記の基礎額に加えて、下記の金額が加算される。

11歳から16歳 約4,300円

16歳以上19歳以下 約7,600円

▶ 第2子以降の育児休業手当は3歳まで受給可能

子育てのために職業活動を停止することによる所得の喪失を補償する。支給期間は、子どもが1人の場合、出産後6ヶ月間、2人以上の場合、末子が3歳未満である間である。

▶ 子どもをもつ家庭に有利なN分N乗方式の所得税制

所得税は、世帯単位で課税され、いわゆるN分N乗方式(世帯所得を家族人員で除した所得に対して課される一人当たり税額に家族人員を乗じて所得税を求める)が採用され、子どもも2人目まではそれぞれ0.5人分、3人目からはそれぞれ1人分として家族人員に算入する。

このため、累進課税のもとでは、子どもの数が多いほど税制上有利になる。→日本の配偶者控除や扶養控除に比べると、子どもをもつ家庭にとってははるかに有利となる。

また、フランスでは、集団的な保育所のみならず、保育ママによる家庭的保育など様々なタイプの保育サービスの提供がなされている。フランスの保育サービスの全体像は下記表のとおりである。

図表 I - 4 (2) ② フランスの主な保育サービスの体系

		0歳	2歳	3歳	就学前	
保 育	施設	Les Halte-Gardrie (一時託児所)				
				Ecole maternelle (保育学校)		
		Crèche (保育所) 施設型, 親管理型等		Jardin d'enfants (幼稚園)		
	在宅	Crèche familiale (家庭型保育所)				
		Assistante maternelle (認定保育ママ, 県政府に登録)				
		Nourrice (無認定保育ママ)				

(出典：『海外社会保障研究』「フランスの子育て支援—家族政策と選択の自由」より抜粋)

なお、保育ママやベビーシッターの利用に関しては、補助金も利用可能である。

(内閣府経済社会総合研究所『フランスとドイツの家庭生活調査—フランスの出生率なぜ高いのか—』より抜粋要約)

➤ 保育方法自由選択補足手当 (保育ママ・ベビーシッター利用に関する補助)

6歳未満の子どもの保育について、公認保育ママ (公認の保育者が自宅で数人の子どもを保育) の雇用又は自宅保育 (親が自宅で保育者を雇う保育) によって発生する負担 (報酬、社会保険の使用者負担) を一部補填する。支給額は、保育ママや自宅保育者を雇う個人の収入、子どもの数、子どもの年齢による。

また、フランスでは、出産・育児期において、保育所の活用の他、育児休暇等の取得により就業を継続している。国が定める、子どもの出産・育児に関する様々な休暇は下記のとおりである。

(『海外社会保障研究』「フランスの子育て支援—家族政策と選択の自由」より抜粋要約)

➤ 出産休業

1人目と2人目の場合は総計16週、3人目以上になると26週と手厚い日数になる。

➤ 父親休暇

普通出産の場合、継続する11日間、多胎出産の場合、継続する18日間の父親休暇を取得できる。

➤ 育児親休暇

労働契約を停止し、終日休む育児休業タイプと、労働時間を少なくとも5分の1削減する短時間勤務タイプの2つが規定されている。

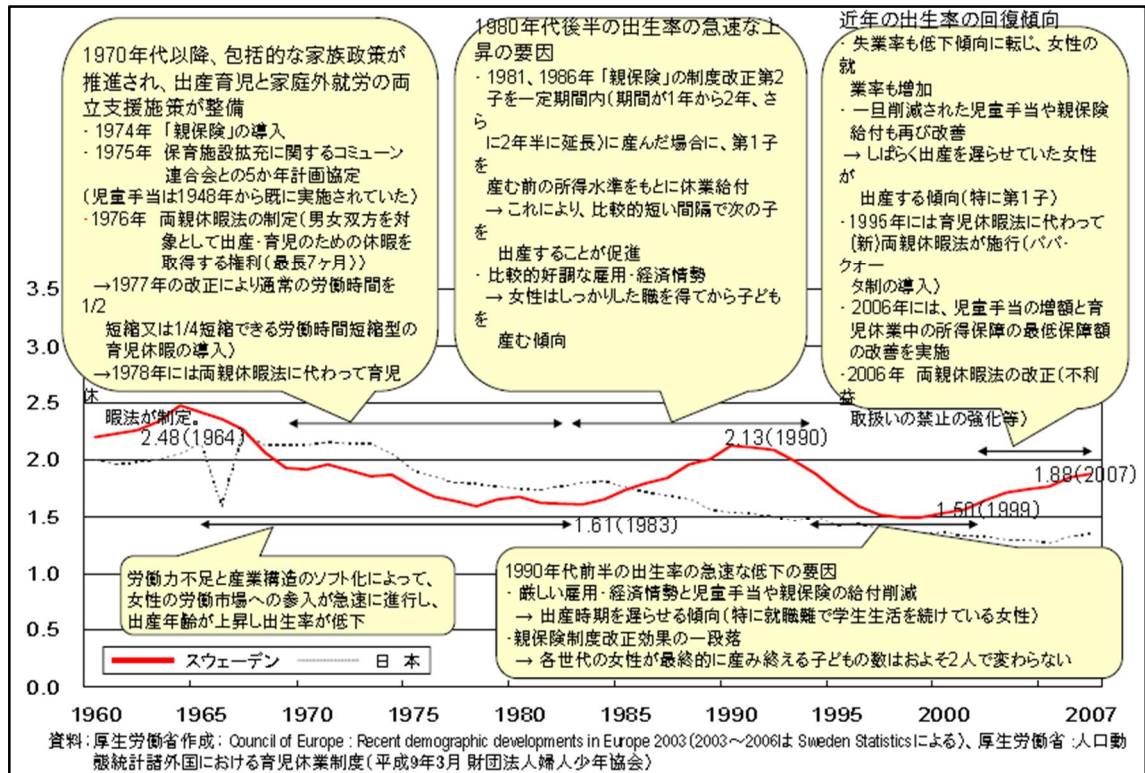
その他、フランスでは先進国最短となる35時間労働制の採用や同棲による婚外子が一般化していることも、フランスの出生率を支える一因となっている。

(3) スウェーデン

① 家族政策の変遷

内閣府『平成25年版 少子化社会対策白書』によると、スウェーデンでは、比較的早い時期から、経済的支援とあわせ、保育や育児休業制度といった「両立支援」の施策が進められている。

図表 I - 4 (3) ① スウェーデンの出生率の推移と家族政策



(出典：内閣府 HP より抜粋)

② 具体的な施策の紹介

スウェーデン社会は高負担だが手厚いサービス、つまり子供にかかる費用を社会全体で負担している。また、充実した育児休業制度と保育サービスにより、仕事と家庭の両立を可能としている。以下では、スウェーデンの少子化対策の具体的な施策及び特徴を紹介する。

(内閣府経済社会総合研究所『スウェーデンの家族と少子化対策への含意ー「スウェーデン家庭生活調査」からー』より抜粋要約)

➤ 充実した育児休業制度

スウェーデンでは「両親保険」という世界初の両性が取得できる育児休業の収入補填制度がある。この制度により、休業直前の8割の所得が390労働日(毎日休業したとして1年半に相当)にわたり保障されるようになった。

また、2年半以内に次の子を産むと、先の子の出産の休業直前の所得の8割が、育児休業中に再び保障される。この制度をスピードプレミアムという。

上記制度の充実により、スウェーデンでは、子を産んだ7割以上の女性が1年以上の育児休業を取得している。

➤ 利用者負担が小さく、充実した保育サービス

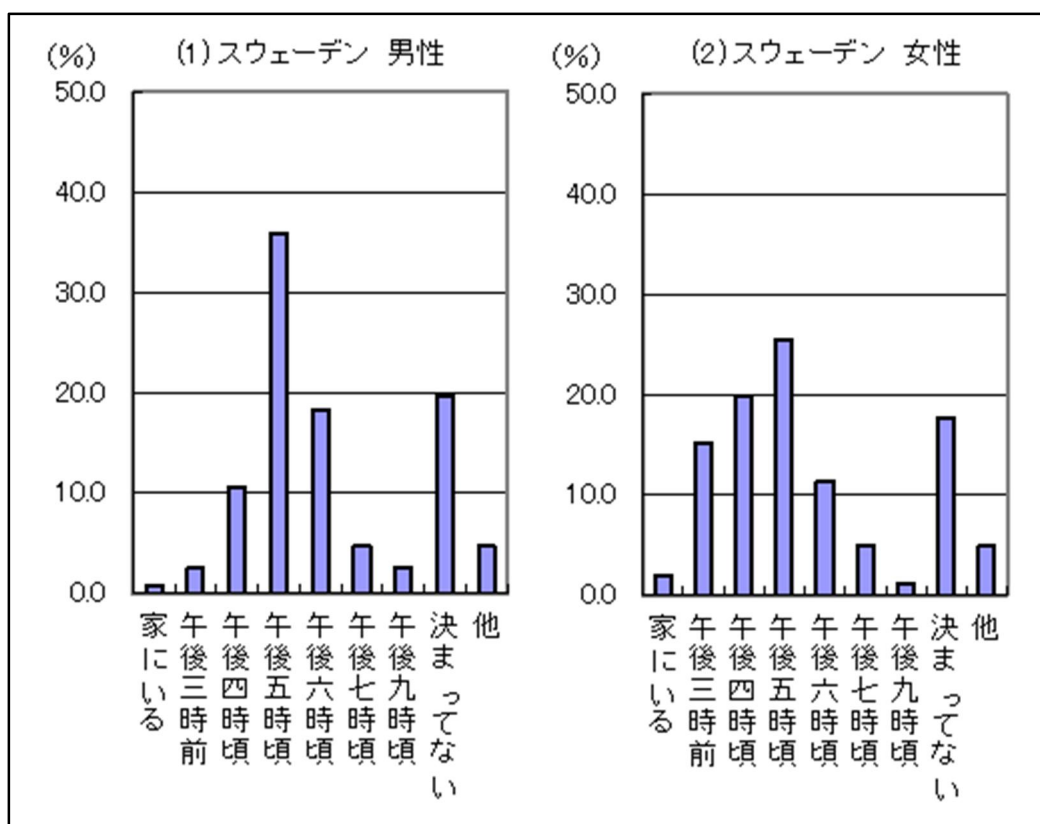
1996年にスウェーデンの保育所は社会省から教育省の管轄へ移行し、これに伴い、保育サービスは就学前教育システムとして位置づけられた。保育所に関連して以下のような施設が整備されている。

- 就学前学校（1～5歳：全日利用可）は日本の保育所に該当し、利用者負担額は19%（2000年時点）と低く、残りはコミューン（市町村）が負担している。
- また、就学前クラス（6歳：半日利用）は小学校の中に置かれ、集団生活を学ぶことを目的としている。
- 学童保育（6～12歳：始業前、放課後、休日）は、小学校に併設されている。小学校に行く前や後などに子どもが立ち寄ることができ、両親ともにフルタイム労働の場合には貴重な施設となっている。
- 公開児童センター（1～5歳：2～3時間利用）は、保育ママや育児休業中の親が立ち寄る団らん場所として利用されている。
- 家庭的保育（1～12歳：全日）では、子どもを4人まで保育ママが自宅で保育する制度である。

➤ 勤務時間短縮制度と早い帰宅

スウェーデンでは男女ともに、ほとんどが所定時間内の労働であり、日本と比較して残業時間が少ない。育児休業制度などによる時間短縮労働により、男女ともほとんどが午後6時前の帰宅を可能としている。また、通勤時間も短く、日本の約半分である。

図表 I - 4 (3) ②-1 スウェーデンの帰宅時間



※「帰宅時間が決まっていない」者が少なくないが、その多くはシフト勤務者である。

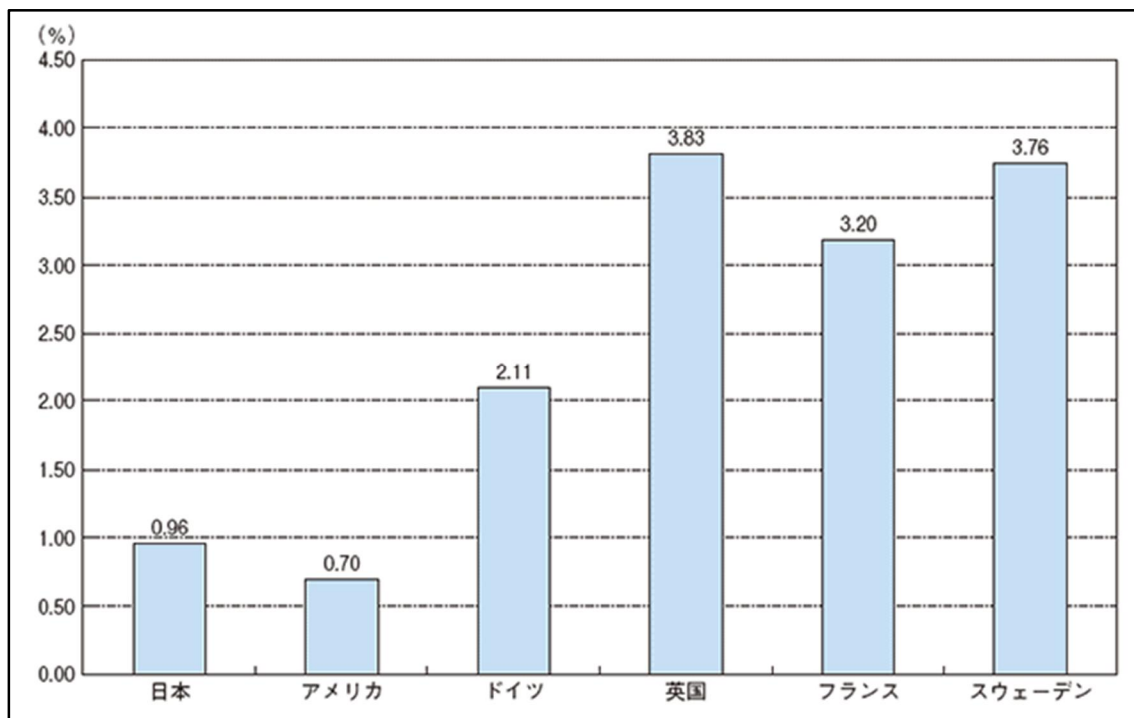
(出典：内閣府経済社会総合研究所『スウェーデンの家族と少子化対策への含意－「スウェーデン家庭生活調査」から－』より抜粋)

➤ 財源

上記の諸制度は、育児負担を社会全体で担い、すべての子どもの生活を親の属性にかかわらず保障することを基本理念としている。このため、両親保険の財源は、事業主が支払う社会保険料拠出で賄っている。

家族関係社会支出の対GDP比は、2009年度時点でスウェーデンが3.76%、フランスが3.20%と、イギリスに次ぐ高い比率となっている。

図表 I - 4 (3) ②-2 家族関係社会支出の対 GDP 比の国際比較 (2009 年度、%)



注：家族関係社会支出…家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）を計上
（出典：国立社会保障・人口問題研究所『社会保障費用統計』（2010 年度））

< 「4. 諸外国における取り組み事例」における参考文献、資料、URL >

- 内閣府『平成 25 年版 少子化社会対策白書』
[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2013/25webh
onpen/index.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2013/25webh
onpen/index.html)
- 内閣府 全国リレーシンポジウム<神奈川県>配付資料、基調講演「ワーク・ライ
フ・バランスの推進 ～欧州から学ぶ～」樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授
[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/etc/kanmin/h20/kanagawa/pdf/resum
e2_2.pdf](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/etc/kanmin/h20/kanagawa/pdf/resum
e2_2.pdf)
- 内閣府経済社会総合研究所『フランスとドイツの家庭生活調査ーフランスの出生率
はなぜ高いのかー』、2005 年 4 月
- 内閣府経済社会総合研究所『スウェーデンの家族と少子化対策への含意ー「スウェ
ーデン家庭生活調査」からー』、2004 年 4 月
- 神尾真知子著『海外社会保障研究』No.160 Autume 2007,2007/09,pp.33-72
- 国立社会保障・人口問題研究所『社会保障費用統計』（2010 年度）
<http://www.ipss.go.jp/ss-cost/j/fsss-h22/1/2.html>

Ⅱ. 全般的・共通的課題と対応

1. 山梨県の人口変化への対応

意見（Ⅱ－１）

「都道府県別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」によると、平成 22 年から平成 52 年までの 30 年間で、山梨県の総人口は 19.7 万人減少し(22.8%減少)、66.6 万人となる推計が示されている。内訳は、高齢者人口は 4.7 万人増加（22.2%増加）の 25.9 万人（高齢化比率 38.8%）、年少人口は 5.0 万人減少（43.6%減少）の 6.5 万人（年少人口比率 9.8%）となり、今後、県内の人口減少、少子高齢化が急激に進展することが予測されている。

こうした予測に対し、山梨県独自の視点を持って原因を明確化し、適切な対策を講じる必要がある。

国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口（平成 25 年 3 月）」によると、山梨県の人口は平成 22 年から平成 52 年までの 30 年間で総人口が 86.3 万人から 66.6 万人と 19.7 万人減少（22.8%減少）する推計が示されている。

内訳をみると、高齢者人口は 21.2 万人から 25.9 万人と 4.7 万人増加（22.2%増加）し、年少人口は 11.5 万人から 6.5 万人と 5 万人減少（43.6%減少）となり、生産年齢人口は、53.1 万人から 34.3 万人と 18.9 万人減少（35.6%減少）することが見込まれている。この結果、平成 52 年の人口構成は、年少人口の割合が 9.8%、生産年齢人口の割合が 51.4%、高齢者人口の割合が 38.8%となる。今後 30 年で急激に人口減少・少子高齢化が進展することが予測されている。

こうした予測に対し、山梨県独自の視点を持って原因を明確化し、人口減少・少子高齢化に対応する適切な対策を講じる必要がある。

2. 介護従事者の確保

意見（Ⅱ－２）

今後、高齢者、特に後期高齢者が増加することに伴って、要介護・要支援認定者の増加が予測されている。健康長寿やまなしプラン（平成 27 年度～平成 29 年度）によれば、平成 37 年度には平成 24 年度の約 1.4 倍の介護職員の需要が見込まれているが、確保する介護従事者数の数値目標は設定されていないため、今後、具体的な目標を設定するなどして計画的に進めていくことが望ましい。

今後、高齢者の増加が見込まれているが、その中でも特に後期高齢者が増加することが見込まれている。これに伴って、要介護・要支援認定者の増加が予測されるが、健康長寿やまなしプラン（平成 27 年度～平成 29 年度）によれば、平成 26 年には 3.6 万人であった要介護・要支援認定者は、平成 37 年には 4.8 万人と約 1.3 倍に増加すること

が示されている。それに伴い、介護従事者の需要も高まるが、介護職員の需要は、平成 37 年度には 15,601 人に達すると推計されており、平成 24 年度の 10,919 人の約 1.4 倍の需要が見込まれている。

健康長寿やまなしプラン（平成 27 年度～平成 29 年度）では、施策の方向として介護人材の確保及び定着を挙げているが、確保する介護従事者数の数値目標は設定されていない状況にあるため、今後、具体的な目標を設定するなどして計画的に進めていくことが望ましい。

3. 高齢者人材の活用

意見（Ⅱ－3）

山梨県の高齢者福祉施策は、健康長寿やまなしプランに沿って、医療や介護の分野を中心に行われており、その着実な推進を期待するものであるが、高齢化のさらなる進行の中で社会の活力を維持していくため、シニア人材の活用等、元気な高齢者の力を有効活用する取り組みの推進にもより一層努められたい。

健康長寿やまなしプラン（平成 27 年度～平成 29 年度）は、医療や介護の施策を中心にまとめられており、山梨県における高齢者の状況、介護保険の状況、健康長寿やまなしプラン（平成 24 年度～平成 26 年度）の実施状況、国の動向などを考察したうえで、山梨県における課題を識別し、それをもとに基本目標、施策展開の柱を定め、具体的な施策に落とし込むという形で作成されている。そのため、高齢者の健康づくり、介護予防、介護人材の確保、市町村による事業展開の促進など、識別された山梨県の課題の解消に向けて、実践的な取り組みが予定されている。当該プランの着実な実行を期待したい。

「平成 25 年度介護保険事業状況（速報）」では、山梨県における平成 26 年 3 月末現在の 65 歳以上 74 歳以下の前期高齢者数は 110,272 人であり、そのうち、要介護・要支援認定者は 3,673 人（3.3%）であることが示されている。一般的に前期高齢者のうち 80%は、まだ元気に活動できる可能性を持っているといわれている。

今後、こうした元気な高齢者が活動しやすい環境、長く働ける環境の整備を進めることで、当該高齢者に、継続的な労働、技術の継承、地域活動への貢献など、様々な場面での活躍を期待することができる。これは、生産年齢人口の減少による労働力不足を補う効果や、高齢者に生きがいをもたらす効果が期待でき、県の抱える高齢化問題、人口減少問題の解決に寄与するものと考えられる。

健康長寿やまなしプラン（平成 27 年度～平成 29 年度）は、医療や介護の施策を中心にまとめられているが、こうした元気な高齢者の力を有効活用することの検討も、より推進されたい。

なお、本章の『Ⅰ. 少子高齢化に関する状況と対策 3. 他の自治体の取り組み事例』

において、地域の問題を解決するための高齢者の起業等の助成（「高齢者生きがいワーク創出支援事業（奈良県）」）、高齢者の新たな社会参加に取り組むNPO等の公募（「シニアパワー元気はつらつ宮崎づくり推進事業（提案公募型事業）（宮崎県）」）、高齢者の社会参画意識の高揚を図るための講座の開催（「仙人講座（山形県）」）、高齢者が培ってきたノウハウを広く活用するための施策（「熊本さわやか知恵袋制度（熊本県）」）など、地域社会の担い手として活躍する場を拡大するための施策を紹介している。こうした事例も参考にしながら山梨県の実情にあった取り組みを期待したい。

4. 高齢者福祉に関する取り組み体制

意見（Ⅱ-4）

健康長寿やまなしプランでは、高齢化による介護職員の不足に対し、福祉に関心を持つ高校生を対象とした研修の実施など介護人材の養成に関する取り組みや、潜在的資格取得者の掘り起こしや再就労者の支援など人材確保に関する取り組みが掲げられている。

こうした取り組みの成果を最大化していくため、平成26年に人口減少対策戦略本部が立ち上げられたことをきっかけとして、県の関連部局がより強固に連携し、総合的な施策として展開されることが望まれる。

健康長寿やまなしプラン（平成27年度～平成29年度）では、高齢化の進展による介護職員の不足に対し、福祉に関心をもつ高校生を対象とした研修の実施など介護人材の養成に関する取り組みや、潜在的資格取得者の掘り起こし、再就労者の支援など、人材確保に関する取り組みが検討されている。

こうした取り組みは、当然に個々の施策として効果を生み出すことが期待されるが、関連する施策を連携して行うことによって、更に高い効果を生み出すことができると考えられる。

平成26年に人口減少対策戦略本部が立ち上げられたことをきっかけとして、福祉分野、教育分野、雇用・労働分野などの関連施策を所管する部局等が、より強固に連携し、総合的な施策として展開されることを期待したい。

5. 出産適齢期の女性人口の転出抑制

意見（Ⅱ-5）

山梨県では、人口の再生産力となりうる20代・30代女性、特に20代女性が、進学や就職といった理由で県外に流出してしまい、少子化の一因となっている。

少子化の進展を緩和するため、行政・教育機関・企業の連携等により、さらなる産業振興等による雇用機会の創出や、地域を担う人材の育成など、20代・30代女性の転出を抑制する対策を検討されたい。

過去の国勢調査に基づき山梨県の世代別の人口推移をみると、20代・30代の女性人口は、平成7年頃から減少傾向にあり、特に20代の女性人口が大きく減少していることがわかる。人口の再生産力となりうる出産適齢期の女性が減少していることが少子化に大きく影響していると考えられる。

山梨県常住人口調査（平成25年度）において県外転出理由を調査しているが、20代・30代女性の転出理由としては、「就職」が最も多いことが示されている。また、県外の大学等に就学する際に住民票を移さないケースも少なからず存在すると思われるため、実質的には、「就学」も主要な転出理由の一つであると推察される。

少子化の進行を緩和するため、行政・教育機関・企業の連携等により、さらなる産業振興等による雇用機会の創出や、地域を担う人材の育成など、20代・30代女性の転出を抑制する対策を検討されたい。

なお、本章の『I. 高齢化及び少子化に関する状況 3. 他の自治体の取り組み事例』において、生徒が地域社会の一員としての自覚を高め地元での就職につながっている事例（山形県「地元ものづくり産業の活性化を担う人材育成（山形県立長井工業高等学校）」）、地域資源の活用につながっている事例（高知県「自律創造型地域課題解決学習による地域の活性化（高知県立大方高等学校）」）、青森県「赤い果実リンゴを核とした、地域人材の育成、地域経済の活性化（弘前大学）」）を紹介している。こうした産学官連携の事例も参考にしながら山梨県の実情にあった取り組みが行われることを期待したい。

6. 子育てしやすい環境の整備

意見（Ⅱ-6）

県民へのアンケート調査結果によると、欲しい子供の数まで産むのを控えている理由として、仕事と子育ての両立面での不安等の出産後の子育て環境等が挙げられている。また、出産前後に離職している母親からは、就労継続の条件として、職場における働きやすい環境や保育サービスが利用できる環境等が挙げられている。

従って、更なる職場環境の整備や、更なる保育サービスの充実等により、仕事と子育ての両立を可能とすることで、出生率の向上に効果が見込まれるものと考えられるため、子育て世代のニーズを的確に把握し、子育て環境の向上のための取り組みを一層充実させていくことが望まれる。

少子化対策プロジェクトチームの作成した「少子化対策検討結果報告書（平成26年3月）」に示されている県内の6年生までの子供を持つ保護者へのアンケート調査（やまなし子育て支援プラン後期計画中間年度における点検・評価県民アンケート調査 平成24年度）によると、欲しい子供の数まで産むのを控えている理由として、子育て等にかかる経済的負担や、仕事と子育ての両立面での不安等の出産後の子育て環境等が挙げられている。また、出産前後に離職している母親が多く、どのような状況であれば就

労を継続したかに関する調査では、職場における働きやすい環境や保育サービスが利用できる環境があること等が挙げられている。

こうした県民の声を踏まえると、更なる職場環境の整備や、更なる保育サービスの充実等により、仕事と子育ての両立を可能とすることにより、希望する数の子供を持つとする母親が増え、出生率の向上につながることを期待できる。

なお、本章の『Ⅰ．高齢化及び少子化に関する状況 3．他の自治体の取り組み事例』において、女性の有業率や、共働き率が高い自治体における企業と協働して仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを推進する取り組みを紹介している（福井県「4つの重点プロジェクト」、石川県「エンゼル・サポート事業」）。こうした事例も参考にしながら山梨県の実情にあった取り組みを期待したい。

7. 少子化対策の取り組み体制

意見（Ⅱ－7）

少子化の一因と考えられる20代・30代女性の流出原因が、主に首都圏への就職・進学であることに対し、地域の行政・教育機関・企業等が連携し、さらなる産業振興による雇用機会の創出、地域を担う人材の育成、子育てしやすい職場環境の整備、保育サービスの充実等子育てしやすい環境の整備といった取り組みを展開していく必要がある。

平成26年に人口減少対策戦略本部が立ち上げられたことをきっかけとして、県の関連部局の強固な連携のもと、総合的な施策として展開されることが望まれる。

山梨県の少子化の一因と考えられる20代・30代女性の流出の原因が、主に東京都等の首都圏への就職・進学にあることへの対策として、地域の行政・教育機関・企業等が連携し、さらなる産業振興による雇用機会の創出、地域を担う人材の育成、地域の愛着を高めて地域での就職の促進、また、子育てしやすい職場環境の整備、保育サービスの充実等子育てしやすい環境の整備といった取り組みをすることが考えられる。

こうした取り組みは、当然に個々の施策として効果を生み出すことが期待されるが、関連する施策を連携して行うことによって、更に高い効果を生み出すことができると考えられる。

平成26年に人口減少対策戦略本部が立ち上げられたことをきっかけとして、福祉分野、産業振興分野、雇用・労働分野などの関連施策を所管する部局等がより強固に連携し、総合的な施策として展開されることを期待したい。

8. 人口減少に対する取り組み

(1) 人口減少に対する連携した取り組み

意見（Ⅱ－８（１））

山梨県の人口減少に歯止めをかけ、人口の確保を図るためには、地域の行政、教育機関、企業等が連携し、さらなる産業振興による県内での雇用機会の創出、地域を担う人材の育成、住民の地域への愛着を高める働きかけ、地元での就職につながるような教育の充実、子育てしやすい職場環境の整備や環境づくり等の取り組みを総合的に展開していくことが必要となる。

また、人口確保対策が効果をあげるまでの人口減少局面においても、住民サービスを維持していくために、コンパクトシティ化、交通・情報ネットワーク化など効率的なまちづくりのあり方について行政と住民が十分に話し合い、住民の理解を得ることが必要である。

県は、今後の人口減少対策推進に当たり、部局間での連携はもとより、市町村や県内の関係機関との連携強化、県民の理解・協力の確保にも十分留意し、総合的な取り組みとして進めていくよう努められたい。

今回のテーマである高齢者福祉関連事業及び少子化対策関連事業は、少子高齢化に密接に関わっており、少子高齢化は人口減少につながる問題である。そのため、今回のテーマに直接関係はしないものの、テーマに大きく影響を及ぼすものと考え、人口減少対策について記載する。

山梨県の人口減少の原因として、主に20代・30代女性の県外流出等が挙げられるため、補助金による子育て支援などで県内の出生率を上げるだけでは、人口減少に歯止めをかけることはできず、山梨県全体で総合的な対策を行う必要がある。

20代・30代女性の流出の原因が主に県内に雇用の機会が少ないことによる東京都等の首都圏への進学、就職であるため、地域の行政、教育機関、企業が相互に連携し、さらなる産業振興によって山梨県内で雇用の機会をつくることや、地域を担う人材育成や地域への愛着を高める等、地元での就職につながるような教育の充実、子育てしやすい職場環境の整備、子育てしやすい環境づくり等が必要となる。

また、人口を増加させる対策は引き続き行っていく一方で、同時に人口が減少したとしても、少ない税収等で効率的に住民サービスが可能となるよう、コンパクトシティ化、交通・情報のネットワーク化などの推進を検討する必要がある。

その際には、行政と住民とが一緒になって、将来のまちづくりに関して十分に話し合い、住民の不安解消、理解促進に配慮する必要がある。

県では今後、人口減少対策をさらに拡充していく構えであるが、対策を具体的に進めていくに当たっては、部局間・施策間の連携はもとより、市町村や県内の教育機関、企

業、団体などの関係機関との連携を強めることや、県民の理解・協力を確保していくことにも十分留意し、全県的・総合的な取り組みとして進めていくことが期待される。

(2) コンパクトシティへの取り組み

意見(Ⅱ-8(2)①) 地域の実態に応じた都市計画マスタープランの作成について
現在の都市計画マスタープランにおいて設定されている各種拠点には、過疎地域や消滅可能性都市と重なっているものがある。そのため、今後、都市計画マスタープランによって進めようとする方向性と地域の実態との間に乖離が生じる恐れがある。
県が主導して市町村と連携をとり、広い視点で地域の実態と整合性のある計画を進めていくことが望ましい。

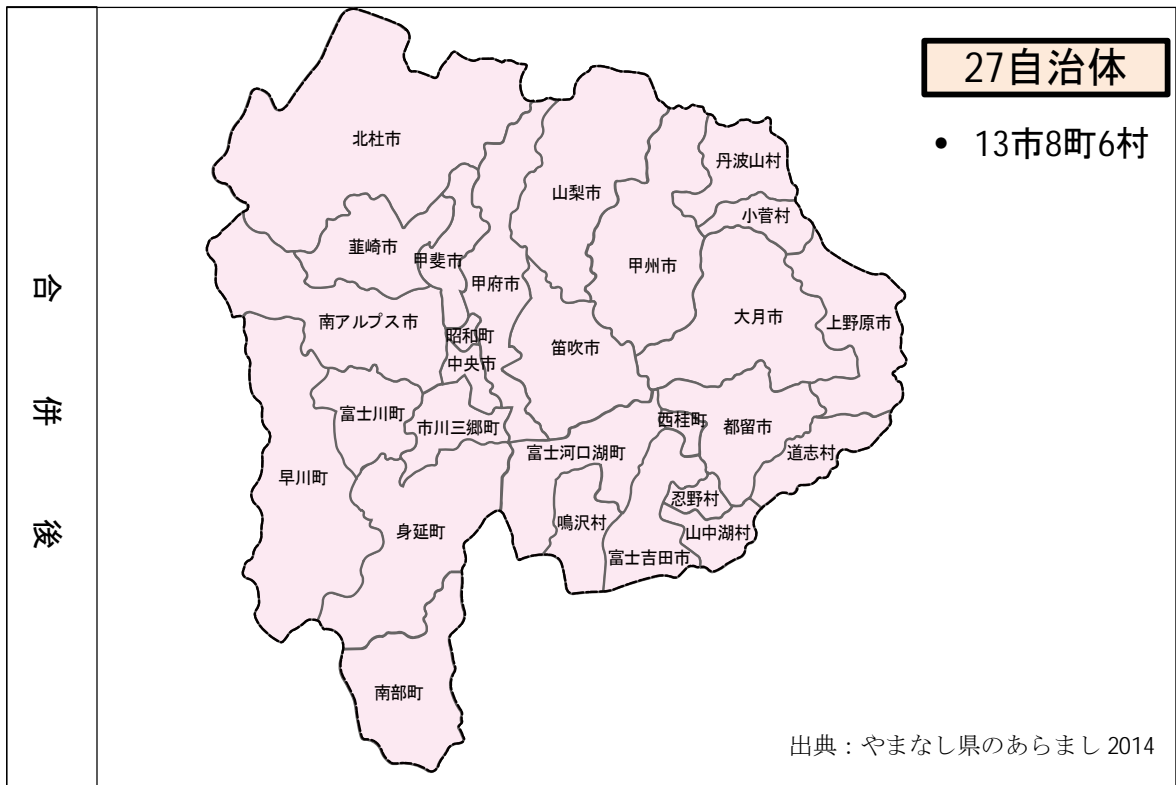
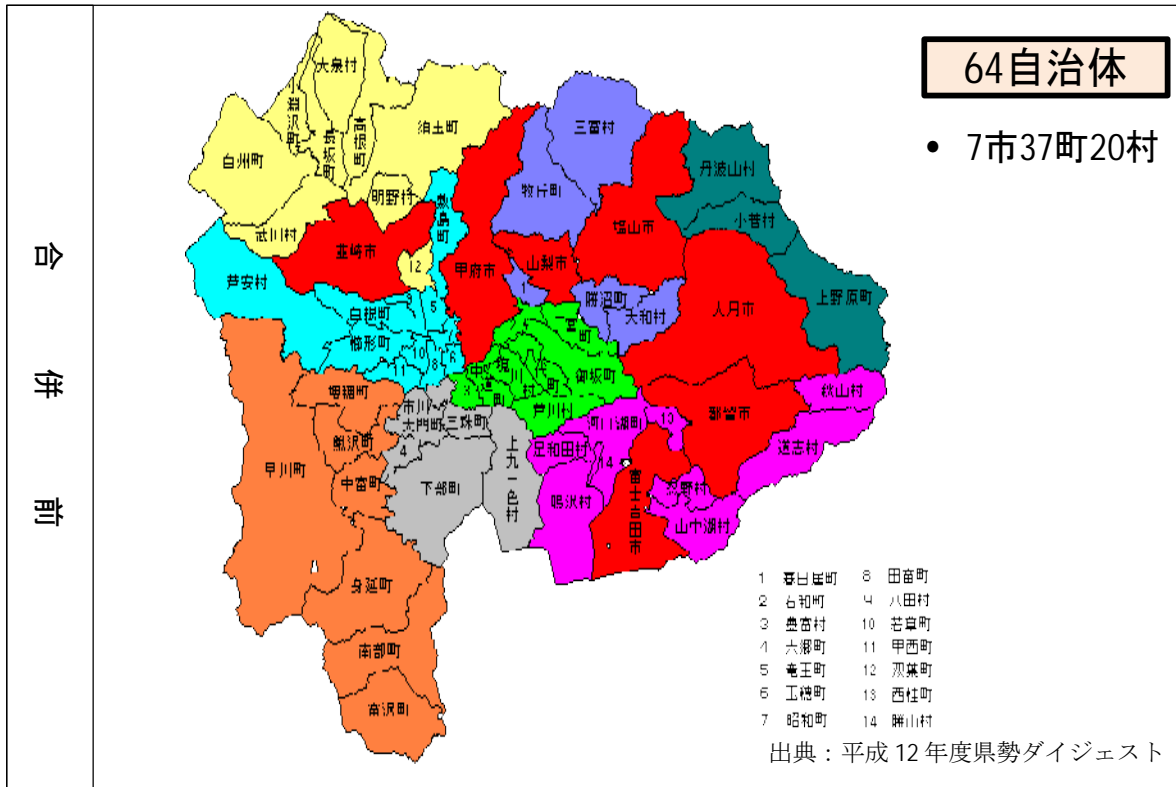
意見(Ⅱ-8(2)②) 県と市町村の一体的なまちづくりについて
人口減少、少子高齢化といった問題に関しては、個々の市町村ごとの対策のみでは、高い効果を出せるものではなく、県全体の大きな課題としての対応が求められる。
県が主導して、県と市町村の垣根を越えた横断的な取り組みとして、一体的なまちづくりに取り組んでいくことが望ましい。

意見(Ⅱ-8(2)③) 居住を誘導する施策展開と住民への十分な説明について
「消滅可能性都市」をめぐる議論や、山梨県の過疎地域の状況等を踏まえると、今後、県内の全ての地域において、均等に行政サービスを提供していくことは難しくなっていくことが懸念される。
このため、既存の社会資本ストックを有効に活用して、中心市街地は働きやすい、住みやすい、学びやすい、子育てしやすい地域とし、居住を誘導してコンパクト化していくための取り組みが必要と考えられ、山梨県全体のコンパクトシティ化、ネットワーク化を推進していくことが望ましい。
なお、コンパクトシティ化を推進する際には、都市機能の集約、再編が必要となるため、住民の不安を解消し、理解を得るべく、行政が住民目線に立ち、十分な説明を行うことが求められる点、留意が必要である。

ア. 平成の大合併による県内市町村の状況

平成12年度時点で64市町村があったが、平成の大合併により、現在の山梨県の市町村は27市町村となっている。小規模自治体が多かったが、市町村合併により集約化され、事務効率化などの効果もみられる。

図表Ⅱ－8（2）① 市町村の変化



イ. 過疎地域の状況

「山梨県過疎地域自立促進方針」によると、山梨県 27 市町村のうち、過疎地域は 15 市町村 (55.6%) となっている。面積では、県全体 4,465k m²のうち 2,156k m² (48.3%)、人口では、県全体 88.5 万人のうち 7.9 万人 (9.0%) となっている。

図表Ⅱ－8 (2) ② 過疎地域の状況



(資料：山梨県過疎地域自立促進方針)

この過疎地域について昭和 35 年から平成 12 年の人口変化をみると、図表Ⅱ－8 (2) ③のとおり、過疎地域では人口が平均して 42%減少している。非過疎地域では人口は増加の傾向にあるが、高齢化は進展しており、約 1.5 倍以上高齢者が増加している。昭和町、忍野村を中心とした周辺は、比較的高齢化率が低くなっている。

図表Ⅱ－８（２）③ 過疎地域の人口変化

	過疎地域		高齢化率32%以上
			人口が28%以上減少

<山梨県全体>

		S35		H12		S35→H12
		人口(人)	高齢化率	人口(人)	高齢化率	人口変化率
山梨県全体	総数	782,062		888,172		14%
	65歳以上	54,302	(7%)	173,580	(20%)	220%
非過疎地域計	総数	635,862		803,644		26%
	65歳以上	43,080	(7%)	148,304	(18%)	244%
過疎地域計	総数	146,200		84,528		-42%
	65歳以上	11,222	(8%)	25,276	(30%)	125%

<市町村別>

※ 合併市町村は合併前の旧市町村の合計値。

※ 表中の北杜市、南アルプス市、富士川町、甲府市、笛吹市、富士河口湖町、山梨市、甲州市は、別途記載のある旧～町(村)を除いた合計値。

		S35		H12		S35→H12
		人口(人)	高齢化率	人口(人)	高齢化率	人口変化率
北杜市	総数	36,593		33,024		-10%
	65歳以上	2,760	(8%)	8,042	(24%)	191%
旧須玉町	総数	11,727		7,151		-39%
	65歳以上	984	(8%)	2,291	(32%)	133%
旧白州町・ 旧武川村	総数	11,511		7,713		-33%
	65歳以上	779	(7%)	2,144	(28%)	175%
韮崎市	総数	30,244		32,707		8%
	65歳以上	2,120	(7%)	6,166	(19%)	191%
早川町	総数	10,679		1,740		-84%
	65歳以上	492	(5%)	822	(47%)	67%
身延町	総数	35,616		18,021		-49%
	65歳以上	2,848	(8%)	5,981	(33%)	110%
南部町	総数	16,124		10,863		-33%
	65歳以上	1,357	(8%)	3,009	(28%)	122%
旧芦安村	総数	1,161		613		-47%
	65歳以上	67	(6%)	127	(21%)	90%
南アルプス市	総数	52,763		69,503		32%
	65歳以上	4,433	(8%)	12,403	(18%)	180%
富士川町	総数	13,996		13,070		-7%
	65歳以上	1,083	(8%)	2,974	(23%)	175%

		S35		H12		S35→H12
		人口(人)	高齢化率	人口(人)	高齢化率	人口変化率
旧鯉沢町	総数	7,562		4,474		-41%
	65歳以上	608	(8%)	1,291	(29%)	112%
市川三郷町	総数	25,078		18,854		-25%
	65歳以上	1,860	(7%)	5,027	(27%)	170%
中央市	総数	12,538		30,769		145%
	65歳以上	920	(7%)	3,959	(13%)	330%
昭和町	総数	5,011		15,937		218%
	65歳以上	301	(6%)	1,940	(12%)	545%
甲斐市	総数	22,951		71,706		212%
	65歳以上	1,418	(6%)	9,087	(13%)	541%
甲府市	総数	167,302		201,710		21%
	65歳以上	8,794	(5%)	39,239	(19%)	346%
旧上九一色村	総数	2,309		1,639		-29%
	65歳以上	177	(8%)	462	(28%)	161%
鳴沢村	総数	2,316		2,864		24%
	65歳以上	194	(8%)	545	(19%)	181%
富士河口湖町	総数	16,711		22,595		35%
	65歳以上	1,117	(7%)	3,699	(16%)	231%
旧芦川村	総数	1,734		590		-66%
	65歳以上	178	(10%)	285	(48%)	60%
笛吹市	総数	51,330		70,435		37%
	65歳以上	4,589	(9%)	13,612	(19%)	197%
山梨市	総数	30,792		32,505		6%
	65歳以上	2,496	(8%)	6,746	(21%)	170%
旧牧丘町・ 旧三富村	総数	12,642		7,292		-42%
	65歳以上	1,148	(9%)	2,185	(30%)	90%
甲州市	総数	40,409		35,384		-12%
	65歳以上	3,341	(8%)	8,434	(24%)	152%
旧大和村	総数	2,667		1,541		-42%
	65歳以上	211	(8%)	410	(27%)	94%
丹波山村	総数	2,261		866		-62%
	65歳以上	158	(7%)	357	(41%)	126%
小菅村	総数	2,021		1,084		-46%
	65歳以上	131	(6%)	361	(33%)	176%
上野原市	総数	28,992		30,157		4%
	65歳以上	2,153	(7%)	5,968	(20%)	177%
大月市	総数	39,783		33,124		-17%
	65歳以上	2,567	(6%)	7,341	(22%)	186%
都留市	総数	29,262		35,513		21%
	65歳以上	2,030	(7%)	6,336	(18%)	212%
西桂町	総数	3,867		4,910		27%
	65歳以上	243	(6%)	863	(18%)	255%

		S35		H12		S35→H12
		人口(人)	高齢化率	人口(人)	高齢化率	人口変化率
忍野村	総数	5,034		8,367		66%
	65歳以上	277	(6%)	986	(12%)	256%
富士吉田市	総数	42,607		54,090		27%
	65歳以上	2,023	(5%)	9,122	(17%)	351%
山中湖村	総数	3,361		5,274		57%
	65歳以上	221	(7%)	842	(16%)	281%
道志村	総数	3,108		2,087		-33%
	65歳以上	224	(7%)	524	(25%)	134%

(資料：平成12年以前国勢調査)

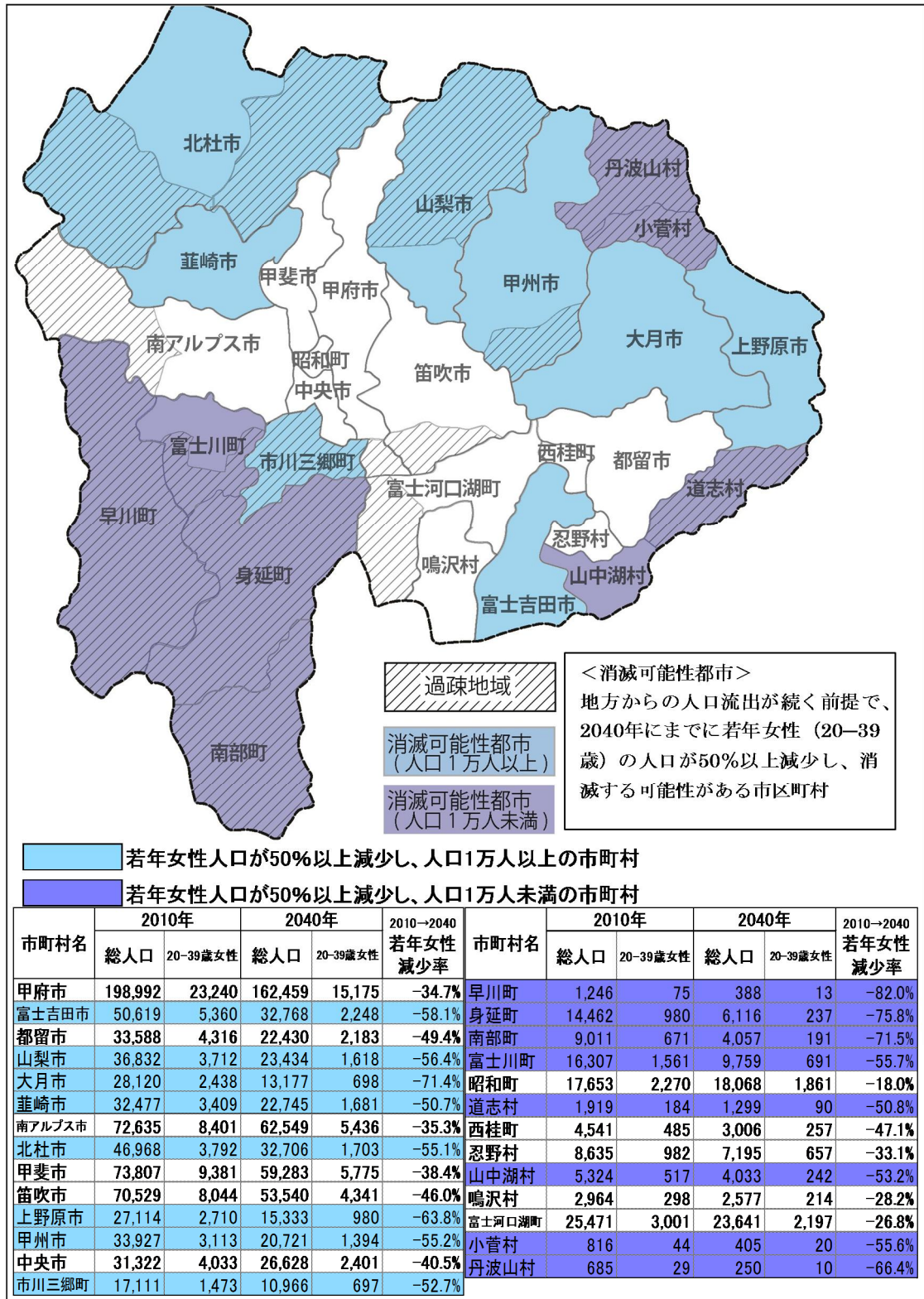
ウ. 消滅可能性都市の状況 ～日本創成会議の提言を踏まえて～

日本創成会議・人口減少問題検討分科会 提言「ストップ少子化・地方元気戦略」(平成26年5月)では、“若年女性が高い割合で流出し急激に減少するような地域では、いくら出生率が上がっても将来的には消滅するおそれが高い”と述べている。

山梨県27市町村のうち、20代・30代の若年女性人口が半分以下になる消滅可能性都市は16市町村(59.3%)となっている。約6割の市町村に消滅の恐れがあることを認識し、これを防ぐ対策を山梨県全体で検討する必要がある。

図表Ⅱ-8(2)④のとおり、過疎地域と重なる部分が多いが、過疎地域はより細かい合併前の旧市町村単位でみている部分があるため、重なっていない部分もある。

図表Ⅱ－8（2）④ 消滅可能性都市



(資料: 日本創生会議・人口減少問題検討分科会 提言「ストップ少子化・地方元気戦略」)

エ. 都市計画における少子高齢化対策の視点

平成 21 年度に策定された山梨県都市計画マスタープランでは、県民生活の核となる、都市機能集約型都市構造の実現のための拠点として、広域拠点、地域拠点、既存都市機能立地地区、都市機能補完地区の 4 種類・20 拠点を設定している。この拠点は図Ⅱ-8 (2) ⑤のとおり、過疎地域や消滅可能性都市と一部重なっており、今後対策を打たないままであると、都市計画の目標年次である平成 32 年には、拠点として期待される機能と地域の実態との乖離が大きくなってしまふ恐れがある。

そのため、県が主導して市町村と連携をとり、都市計画マスタープランが山梨県全体に対して効果的に機能するように、地域の実態と整合性のある計画を策定・実行していくことが望ましい。

山梨県においては、少子化に対しては「やまなし子育て支援プラン」(平成 22 年度～平成 26 年度)により、高齢化に対しては「健康長寿やまなしプラン」(平成 24 年度～平成 26 年度)により、それぞれ対策が講じられてきた。しかし、少子化には歯止めがかからず、また、高齢化対策についても、介護人材の不足等の問題に直面している。人口減少、少子高齢化といった問題に関しては、個々の市町村ごとの対策が孤立しては高い効果を得ることが難しく、県全体の大きな課題として、連携して対応することが重要となる。

そのため、県が主導して、県と市町村の垣根を越えた横断的な取り組みとして、一体的なまちづくりに取り組んでいかれることを期待したい。

また、過疎地域や消滅可能性都市等、山梨県の状況を整理すると、今後、山梨県の全ての地域に対して、均等に行政サービスを提供していくことが難しくなる可能性がある。

そのため、県の限りある資源をこれまで以上に有効に活用することを検討する必要がある。具体的には、既存ストックを最大限に活用しつつ山梨県全体でコンパクト化を図るとともに、交通・情報ネットワークを充実し、求められる各種サービスを効率的に提供できる環境を整えることを検討する必要がある。

既存ストックを活用して、中心市街地に介護・医療・子育て等のサービス拠点施設を設置し、働きやすい、住みやすい、学びやすい、子育てしやすいコンパクトなまちづくりを推進し、さらに、甲府駅周辺等の広域拠点と中山間地域における日常生活に不可欠な施設・機能を集めた小さな拠点とを公共交通(コミュニティバス、デマンドバス等)や情報通信のネットワークで結び、サービスコストの効率化を図る等、コンパクトシティ化とネットワーク化を山梨県全体で推進していくことが望ましい。

なお、まちの集約、再編は、住民が納得し、同意が得られなければ実現は難しい。他の自治体の事例では、夕張市長が自ら次のように述べている。

「まちの集約、再編は、すべての住民が納得し、同意しなければ成功とは言えない。住

民の不安を解消すべく、丁寧な説明を繰り返し、粘り強く説得していくしか道はないのである。」(引用：鈴木直道『夕張再生市長 課題先進地を見た「人口減少ニッポン」を生き抜くヒント』講談社 2014年)

コンパクトシティ化を推進する際には、都市機能の集約、再編が必要となるため、住民の不安を解消し、理解を得るべく、行政が住民目線に立ち、十分な説明を行い、行政と民間と住民が課題を共有し、一体となってまちづくりを進めていくことが不可欠である点、十分に留意する必要がある。

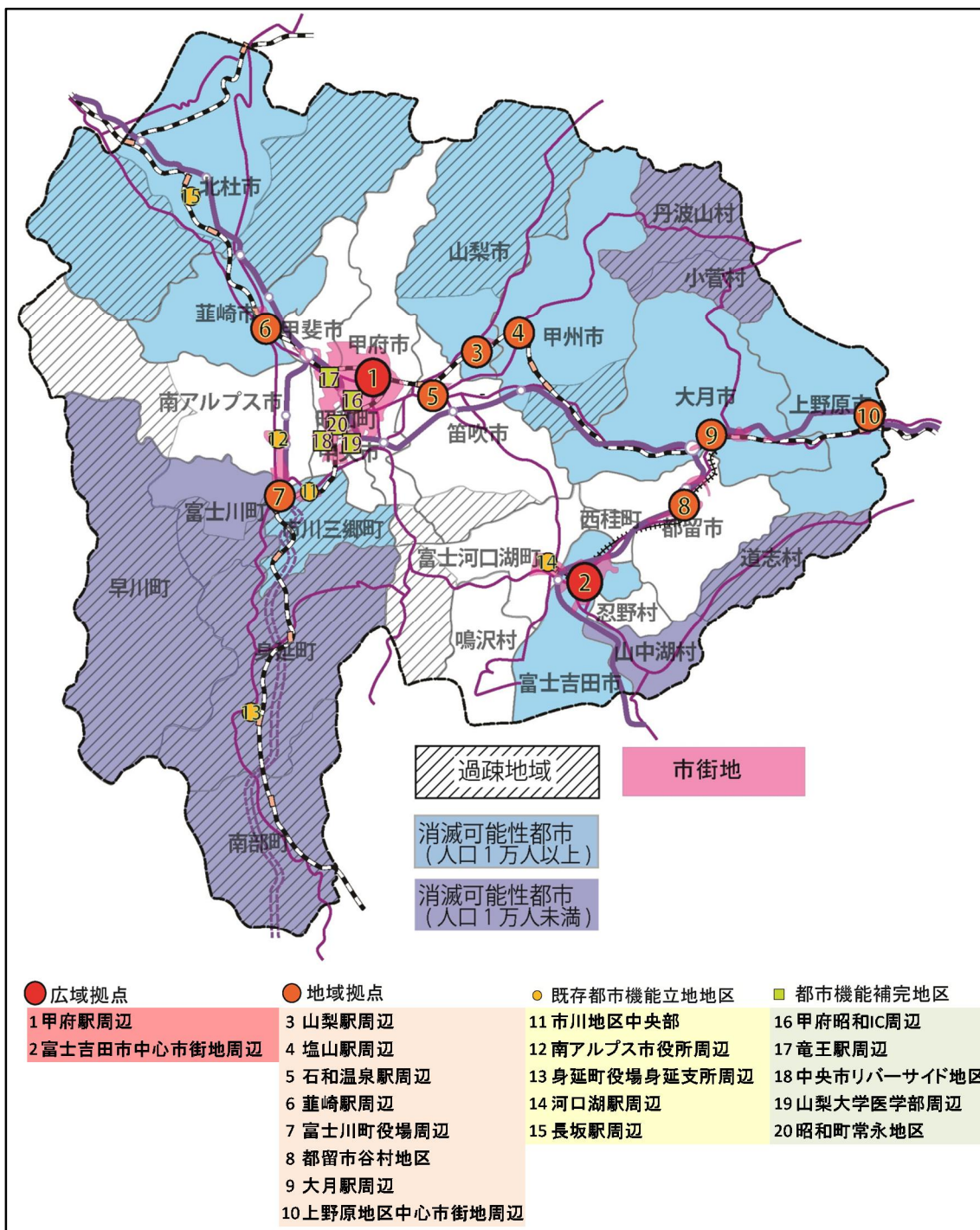
なお、本章の『I. 高齢化及び少子化に関する状況 3. 他の自治体の取り組み事例』において、富山市、熊本市の取り組みを紹介している。

コンパクトシティの先進モデル都市として選出されている富山市では、LRT(ライトレールトランジット)の導入を契機に、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりが推進されており、LRTの運行本数を増やして終電時間を遅くしたり、バリアフリーの駅数を増設したり、65歳以上の富山市住民が安く公共交通機関を利用出来る「おでかけ定期券」を発行したりするなど、公共交通の利用促進に努めている。

熊本市では、中心市街地と地域拠点と公共交通空白・不便地域を公共交通で結ぶ公共交通ネットワークの将来像を描いた「公共交通のグランドデザイン」の策定や、「熊本市公共交通基本条例」を施行する等、市・交通事業者・市民等の公共交通に対する意識共有や参画・協働の促進に取り組んでいる。

コンパクトシティ化を推進する場合には、こうした事例も参考にしながら山梨県の実情にあった取り組みを期待したい。

図表Ⅱ－８（２）⑤ 都市計画マスタープランにおける拠点と消滅可能性都市の関係



(資料: 山梨県都市計画マスタープラン、山梨県過疎地域自立促進方針、日本創生会議・人口減少問題検討分委会 提言「ストップ少子化・地方元気戦略」)

(3) 県の実情にあった主体的な取り組み

意見(Ⅱ-8(3))

山梨県では、人口減少に関する施策を全庁的かつ戦略的に推進するため、平成26年8月に山梨県人口減少対策戦略本部が設置され、各部局が連携した総合的な検討への取り組みが始められている。主な取り組みとして、国の動き等に関する情報収集、市町村・県内関係機関との連携強化などが挙げられている。

平成26年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が発表され、今後、国として具体的な施策が展開されるものと考えられるため、引き続き、情報収集に取り組み、これを踏まえた施策が展開されることを期待したい。

また、人口減少対策を効果的に実施するために、引き続き、市町村・県内関係機関との連携を強化し、山梨県の実情に応じた総合的な取り組みを主体的に進めるよう努められたい。

山梨県では、人口減少に関する施策を全庁的かつ戦略的に推進するため、平成26年8月に山梨県人口減少対策戦略本部が設置され、各部局が連携した総合的な検討への取り組みが始められている。当該戦略本部には、少子化対策戦略部会、移住定住対策戦略部会、地域活性化等戦略部会が設置され、それぞれが課題整理等を行い、施策・事業等の具体的な検討を進めることとされている。主な取り組みとして、国の動き等に関する情報収集、市町村・県内関係機関との連携強化、専門部会の設置などが予定されている。

平成26年12月に国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が発表され、今後、国として具体的な施策が展開されるものと考えられるため、引き続き、情報収集に取り組み、これを踏まえた施策が展開されることを期待したい。

また、人口減少対策は、個々の課題に対して所管する部局が単独で対応することに留まらず、山梨県の実情に応じて、あらゆる角度から課題を考察し、総合的に対策を講じることが有効であると考えられる。そのためには、市町村・県内関係機関が連携を強化することは、極めて重要であると考えられる。引き続き、連携強化を推進し、山梨県全体との実情に応じた総合的な取り組みを主体的に進めることを期待したい。

Ⅲ. 関係部署の状況

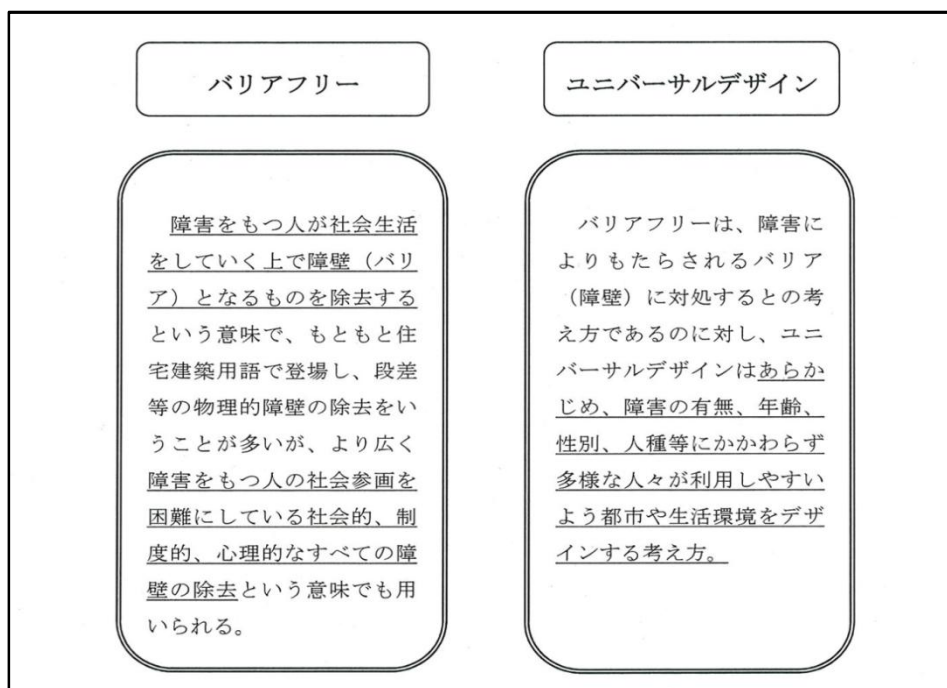
1. 企画県民部企画課

(1) 業務の概要

企画課では、ユニバーサルデザインの推進、国土利用計画の策定等の業務を行っている。

ユニバーサルデザインとは、製品・建物・交通・サービス・情報・教育・まちづくり・コミュニティ・行政など、ソフト・ハード両面の幅広い分野にわたって、社会環境の整備を進める上での基本となる考え方の一つであり、類似する「バリアフリー」をより広義に解釈したものであり、「誰にとっても使いやすいデザイン」を意味している。

図表Ⅲ－1 (1) バリアフリーとユニバーサルデザイン



(出典：「やまなしユニバーサルデザイン基本指針」より抜粋)

このユニバーサルデザインの推進のため、県は「やまなしユニバーサルデザイン基本指針」を策定し、取り組みを進めている。

この指針は、少子高齢化や国際化、障害を持つ方々の社会参加が進む今日にあって欠かすことのできなくなったユニバーサルデザインの考え方を、県政の様々な分野で取り入れ推進していくためのガイドラインとして設定されたものである。より具体的には、

当該指針において、少子化対策としては、安心して子どもを生み、育てられる社会を実現するために、子育てや子どもにやさしい環境づくりが必要とされていることが示されている。また、高齢化対策としては、高齢者が日常生活等において、高齢者の身体的能力の低下による制約を受けやすくなることから、高齢社会の中で、高齢者が主体性をもって生活できる環境づくりが重要であることが示されている。

国土利用計画とは、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の定めに基づき策定される計画であり、この法令に基づき、山梨県は「国土利用計画（山梨県計画）」を策定している。当該計画の基本理念は以下の通りである。

<基本理念>

- 「公共の福祉の優先」
- 「暮らしやすさを実感できる健康で文化的な生活環境の確保」
- 「県土の均衡ある発展や持続可能な県土づくり」

(2) 高齢者福祉及び少子化対策に関連する主な事業

① やまなしユニバーサルデザイン表彰

年齢、性別、国籍、障害の有無など個人の様々な状況に関わらず、可能な限り多くの人が利用できるような施設の整備、製品の開発、サービスの提供など、ユニバーサルデザインの推進に関して優秀と認められる山梨県内の取組について表彰を行う業務である。

② やまなしカラーユニバーサルデザインガイド作成

先天的な色覚異常（赤緑色弱）とされる人に配慮するため、誰に対してでもきちんと正しい情報が伝わるように、色の使い方や文字の形などにあらかじめ配慮する指針として作成された。

③ やまなし「ユニバーサルサービス」体験セミナー開催

一般企業や観光業界などでの実践事例や体験・デモンストレーションを中心とした参加型のセミナー開催した。（参加者数：平成24年1月25日開催 甲府会場 50名、平成24年1月26日開催 富士吉田会場 34名）

図表Ⅲ－１（２）③ 参加体験演習『高齢者疑似体験』



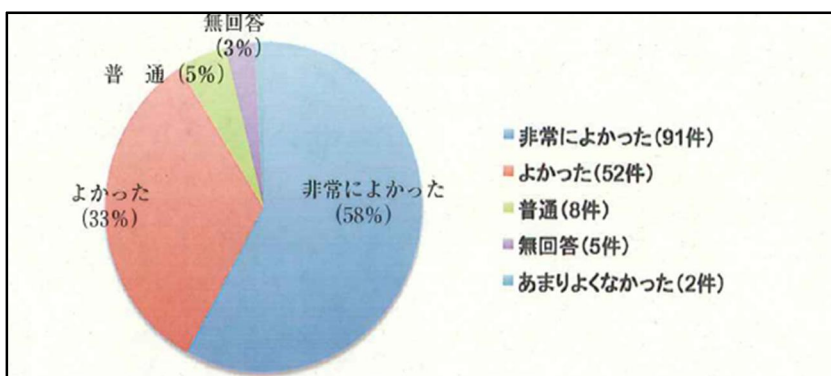
（出典：やまなし「ユニバーサルサービス」体験セミナー実施状況より抜粋）

④ やまなしユニバーサルデザインフォーラム開催

ユニバーサルデザインの必要性について、実際に聴覚障害を持つコンサルタントを招いて講演会を実施。（平成22年9月15日開催 参加者総数：255名）

講演会のアンケート結果は下記の通りである。

図表Ⅲ－１（２）④講演会参加者アンケート



（出典：「やまなしユニバーサルデザインフォーラム開催概要」より）

2. 企画県民部県民生活・男女参画課

(1) 業務の概要

県民生活・男女参画課では、県民生活安全担当、男女共同参画担当、NPO・人権担当を設置して業務を行っている。

県民生活安全担当は、県民の日記念行事、県章・県旗、公益通報者保護制度、安全・安心なまちづくり、犯罪被害者等支援、結婚支援を担当している。

NPO・人権担当は、ボランティア・NPO活動推進の総合調整、特定非営利活動促進法施行事務（NPO法人の認証・認定・仮認定等）、地域づくり活動の支援（地域活性化協働事業費補助金等）、人権に関する啓発及び推進を担当している。

男女共同参画担当は、男女共同参画の推進に関する施策の総合企画及び総合調整、男女共同参画計画の推進、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定及び推進を担当している。

(2) 少子化対策に関連する事業

① やまなし縁結びサポート事業

未婚化、晩婚化を改善するため、結婚を希望する者に対し支援を実施する。

・やまなし縁結びサポーターの登録と情報発信支援

出会いの機会となる婚活イベントを提供する「やまなし縁結びサポーター」を募集・登録し、サポーターが実施する婚活イベント情報を婚活専用サイト、メールマガジンで発信する。

・やまなし縁結びサポーターの活動支援

サポーター間のネットワークを形成するための情報交換会や、婚活イベントを企画・運営する人材育成のための研修会を開催する。

・県民向け講演会の開催

結婚に対する意識改革を図るための講演会を開催する。

・やまなし出会いサポート事業

結婚を希望する独身男女が会員登録し、登録データ検索によりお見合い相手を選ぶことにより、お見合いの場を創出する。（やまなし出会いサポートセンター

の設置)

・結婚支援セミナー事業

異性とのコミュニケーションの取り方や、婚活に役立つ情報提供・アドバイスを
行うセミナーを開催する。

・ライフデザイン研修講師派遣事業

主に若年の男性等に人生設計や働き方などを考える機会を提供することによ
り、結婚への意識の醸成や働き方の見直し、家事・育児への意識改革などを図る
ことを目的に、団体等が開催する研修会等へ講師を派遣する。

② やまなし企業子宝率調査事業

子育て支援やワークライフバランスへの意識向上を図るため、県内の常時雇用従業員
10人以上の企業を対象に、子宝率（企業の合計特殊出生率）及び取組内容の調査を行
い（書面調査及び必要に応じて聞き取り調査を実施）、数値の高く取組が他のモデルと
なる「モデル企業」の取組内容等を県内外に広く周知する。

3. 福祉保健部福祉保健総務課

(1) 業務の概要

福祉保健部福祉保健総務課は、山梨県内の民間団体等の行う福祉活動の支援、低所得者等への安定した生活のための援助指導、生活保護監査、介護人材確保など、社会福祉全般に関し、幅広く業務を所管している。また、山梨県社会福祉の基本的な考え方や今後の施策の方向性を示した「山梨県福祉基本計画」を策定し、実行している。当該計画は、急速な少子化・高齢化や、核家族化の進展、経済状況の変化、個人の価値観の多様化などにより、家庭や地域における相互の助け合い機能が弱体化し、介護や子育て、障害を持つ人などへの支援がこれまで以上に求められている状況に鑑み、策定されたものである。

「山梨県福祉基本計画」の概要は下記の通りである。(同計画より抜粋)

<基本理念>

地域で支え合い安心して心豊かに暮らせる社会づくり

<重点課題>

1. 地域福祉の担い手の確保
2. 自立と社会参加への体制づくり
3. 利用者本位の福祉サービスの提供
4. サービスの総合化
5. 役割分担と協働による推進

<基本目標及び施策の方向>

- 「福祉を支える人づくり」
 - ・福祉の心の醸成
 - ・福祉を担う人材の養成
 - ・ボランティア・NPO活動の促進
- 「人にやさしいまちづくり」
 - ・安心して暮らせるまちづくり
 - ・いきいきと暮らせるまちづくり
- 「福祉サービスの基盤づくり」
 - ・利用者本位の福祉サービスの推進
 - ・福祉サービス提供のための基盤整備

(2) 高齢者福祉に関連する主な事業

福祉保健部福祉保健総務課では、「山梨県福祉基本計画」に則り、介護人材確保や福祉サービスの向上等、社会福祉の強化を実現するため様々な事業を実施している。

主な事業は下記の通りである。

① 介護人材確保に関連する主な事業

事業名	所管課	事業内容（人数等は平成25年度数値）
職場体験事業	福祉保健総務課 （社会福祉法人山梨県社会福祉協議会へ委託）	他分野からの離職者等が福祉・介護分野への就業を選択する支援のため、福祉・介護の魅力ややりがいを学び、実際の介護現場を知るための職場体験を実施する。 ・定員（見込人数）80名（体験実施延べ日数240日、参加予定事業所70事業所） ・実際の参加者58名（体験日数延べ121日、再就職27名（就職率46.6%）） ・平成25年度事業必要額668千円
再就労チャレンジプログラム事業	福祉保健総務課 （社会福祉法人山梨県社会福祉協議会へ委託）	出産で離職した介護従事者等の潜在的有資格者等の求職者を対象に、個別の状況に応じた講習、実習等を組み合わせた職場復帰プログラムを実施して、再就業の支援を図る。 ・定員（見込人数）30名 ・実際の参加者3名、再就職1名（就職率33.3%） ・平成25年度事業必要額365千円
キャリア支援専門員の配置	福祉保健総務課 （社会福祉法人山梨県社会福祉協議会へ委託）	キャリア支援専門員を2名配置して、求職者支援活動や求人・求職開拓活動として地域別ミニ相談会の開催、事業所訪問、就職関連フェアへの相談ブース出展等を行うなど、求職者支援活動及び求人開拓活動を実施する。 ・求職者の相談件数 616 件、求職登録者数 881 名 ・求人事業所の相談件数 292 件、求人登録者数 5,000 名 ・出張相談の実施箇所数 51 件、延べ回数 72 件 ・平成 25 年度事業必要額 6,645 千円

事業名	所管課	事業内容（人数等は平成 25 年度数値）
求職者支援活動（ハローワーク訪問活動）	福祉保健総務課 （社会福祉法人山梨県社会福祉協議会へ委託）	ハローワーク訪問活動や求職者の就業後フォローアップを行う。 ① ハローワーク内で来所者に事前に周知し、相談支援を実施する。 ② ハローワーク内及びその管内において就職セミナー等を実施する。 ③ 必要に応じ、求職者の採用面接等への同行、就職後のフォローアップを行う。 ・ハローワーク等での相談支援実績は甲府で 11 回 ・就職セミナー開催実績は述べ 13 日 ・求職者の就業後のフォローアップ実績は 9 名 ・平成 25 年度事業必要額 0 千円
求人求職開拓活動	福祉保健総務課 （社会福祉法人山梨県社会福祉協議会へ委託）	地域別小規模就職相談会や求人求職の情報収集提供を行う。 ① 地域別小規模就職面談会の実施（実績 7 回）参加者 79 名、参加事業所 92 事業所 ② 福祉・介護事業所訪問、求人・求職の情報収集提供（35 事業所） ③ 就職関連フェアへの相談ブースの出展（実績 7 回）参加者 1,308 名、参加事業所 92 事業所 ・平成 25 年度事業必要額 623 千円
福祉人材無料職業紹介事業	福祉保健総務課	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会内に設置された福祉人材センターに 4 名の職員を常駐させて無料で職業紹介を行う。 ・有効求職者数 1,427 名、有効求人数 8,333 名 ・就職確認数 91 名、窓口相談数 1,218 件 ・平成 25 年度事業必要額 25,758 千円
介護福祉士等修学資金貸付事業	福祉保健総務課 （一部社会福祉法人山梨県社会福祉協議会へ委託）	資格の取得を通じた、福祉・介護現場等への人材の確保・定着を促進するため、介護福祉士等の修学に係る資金の貸付を行う。 ・被貸与者数 99 名 ・貸与金額 87,392,000 円

また、県は上記の他、山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した介護職員養成支援事業や、山梨県の求職者への就業・生活相談等も実施しており、主な事業は以下に示すとおりである。

（福祉保健総務課が担当する事業ではないが、「山梨県福祉基本計画」に包括されるものであるため併せてここで紹介する。）

事業名	所管課	事業内容（人数等は平成 25 年度数値）
介護職員養成支援事業	長寿社会課 （人材派遣会社へ委託）	<p>介護人材の育成・確保を目指すとともに、介護サービスの質、量を引き上げることを目的として、介護に関する資格を有しない離職失業者等が、介護施設等で働きながら介護職員初任者研修を受講・修了できるよう支援を行う。</p> <p>事業実施方法は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県が民間人材派遣会社に事業運営を委託 ② 人材派遣会社が失業者を雇用 ③ 被雇用者は人材派遣会社が実施（又は外部への委託）する介護職員初任者研修を受講 ④ 人材派遣会社は被雇用者を受け入れる介護施設を確保し、派遣 ⑤ 被雇用者は介護業務に従事しながら介護職員初任者研修を受講・修了し、施設への就職を目指す。 （人材派遣会社の雇用期間は 5 か月間であるが、その間の給与、研修費等は委託料に含まれている。人材派遣会社は被雇用者の施設への就職を支援する。） <p>・平成 25 年度雇用者数 124 名（予定雇用者数 160 名）、うち、介護施設で常勤雇用 75 名（就職率 60.5%） ・事業費 158,851 千円（当初予算 260,139 千円）</p>
やまなし・しごと・プラザ事業	労政雇用課	<p>山梨県 JA 会館 5 階に、若者向けの就業支援窓口ジョブカフェやまなしや、県と国が一体的に求職者への就業・生活相談に応ずる山梨県求職者総合支援センターを設け、ハローワークと県の就業支援窓口が併設された状況で就業支援を行う。</p> <p>・就職確認数 1,987 件 ・平成 25 年度事業費 24,682 千円</p>

② 福祉サービス向上に関連する主な事業

事業名	所管課	事業内容（人数等は平成 25 年度数値）
山梨県福祉サービス向上等支援事業	福祉保健総務課 （社会福祉法人山梨県社会福祉協議会へ委託）	福祉サービスの利用者及び事業者双方の利益に資すること、及び社会福祉施設の適正かつ安定的な経営と入所者処遇の向上等をめざし専門家による指導・援助を行う体制を整備し、もって、社会福祉施設の施設運営全般の質的向上に資することを目的として、福祉サービスの第三者評価の推進及び標準化を図り、福祉サービスの質の向上と福祉サービスに係る情報提供を行う。 主な細事業ごとの補助金額及び概要 ① 福祉サービス評価推進機構設置事業 補助金予算（基準額） 627,359 円 補助金確定額（実費相当額） 203,697 円 ② 福祉施設経営指導事業 補助金予算（基準額） 3,306,638 円 補助金確定額（実費相当額） 3,258,463 円

（3）介護福祉士等修学資金貸付事業について

指 摘（Ⅲ－3（3））

県は、福祉・介護現場等への人材の確保・定着を促進するため介護福祉士等の修学資金について貸付事業を行っているが、返還義務のある被貸与者に対する督促や現状確認を2年超の期間に亘り実施していない貸付が複数存在している。中には被貸与者の住所等が不明な貸付も存在している状況にある。これは、現在返済義務のある被貸与者への対応手続について明確な規程やルールがなく、また不納欠損処理要件（回収不能処理要件）が死亡や心身の故障といった限定的なものとして規定されているため、対応及び処理をすることが出来なかったことによる。

今後、残高のある被貸与者について現況の再調査を実施する必要がある。さらに、返済義務のある被貸与者への対応手続について明確な規程やルールを整備し、全部又は一部が免除されない被貸与者については、当該規程等に則り、債権回収に向けた手続を実施すべきである。加えて、転居により住所等不明な案件については、近隣住民への聞き込みなど、一定の調査を行ってもなお、不明な場合には、速やかに不納欠損処理（回収不能処理）を実施するよう規程やルールを定め、回収が不可能と判断される貸付に関しては、速やかに不納欠損処理（回収不能処理）を行うべきである。

① 事業の目的

介護福祉士等修学資金貸付事業は、今後、高齢者人口の増加が見込まれている中、福

社・介護現場等への人材の確保・定着を促進するため、介護福祉士等養成校の学生に対して、資格の取得・必要な知識や技術のスキルアップを支援する目的で、介護福祉士等の修学に係る資金の貸付を行う事業である。

② 事業の概況

当該事業による貸付は、山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例に記載の通り、県の指定した施設において5年間従事することで返済を免除される。

平成26年9月10日時点の、山梨県介護福祉士等修学資金貸付事業による貸付け状況の概要は以下に示すとおりである。

【被貸与者数】

全額免除	一部免除 一部返還	全額返還	猶予中	貸与中	未処理者 (注)	合計
47名	20名	13名	13名	0名	6名	99名

(注)未処理者とは一部返還や全額返済の方針決定はされているが、本人からの申請がなく処理が出来ない者をいう。

【貸与金額】

全額免除及び一部免除の総額	51,587,990円
全額返還及び一部返還の総額	15,956,010円
猶予中(指定業務従事中)の総額	15,096,000円
貸与中の総額	0円
未処理者の総額	4,752,000円
計	87,392,000円

(出典:福祉保健総務課提供「山梨県介護福祉士等修学資金貸与制度」(貸付け状況))

当該事業の趣旨を踏まえれば、疾病や出産等の特段の事情がある場合を除き、本来被貸与者全員が全額免除となることが望ましい。また、やむを得ず一部返還・全額返還となる場合においては当該被貸与者に対し、可及的速やかに返還の督促や回収等業務を行うことが望ましい対応であると考えられる。

しかしながら、上記未処理者6名に係る貸付台帳を閲覧したところ、各被貸与者の概況は下記の通りであった。

被貸与者	A	B	C	D	E	F
貸与年月	H8.4	H10.4	H11.4	H11.4	H13.4	H14.4
貸与月数	24	24	12	24	24	24
貸与額	864,000	864,000	432,000	864,000	864,000	864,000
最終連絡・督促	H24.2	H24.2	H24.2	H24.2	H22.7	H24.2

表中の「最終連絡・督促」欄に記載の通り、全ての未処理者の直近対応は平成 22 年 7 月もしくは平成 24 年 2 月に実施した電話交渉もしくは本人宛通知の送付に留まっており、その後、平成 26 年 9 月までの 2 年超の期間にわたり、全ての被貸与者に対する連絡・督促が実施されていなかった。

これは、現在返済義務のある被貸与者への対応手続について明確な規程やルールが定められておらず、また不納欠損処理要件（回収不能要件）も死亡や心身の故障といった限定的なものとして規定されているため、対応及び処理をすることが出来なかったことによる。

今後、残高のある被貸与者について現況の再調査を実施する必要がある。さらに、返済義務のある被貸与者への対応手続について明確な規程やルールを整備し、全部又は一部が免除されない被貸与者については、当該規程等に則り、債権回収に向けた手続を実施すべきである。加えて、転居により住所等不明な案件については、近隣住民への聞き込みなど、一定の調査を行ってもなお、不明な場合には、速やかに不納欠損処理（回収不能処理）を実施するよう規程やルールを定め、回収が不可能であると判断される貸付に関しては、速やかに不納欠損処理（回収不能処理）を行うべきである。

（４）福祉・介護人材の確保について

意見（Ⅲ－３（４））

福祉・介護人材を効果的に確保していくためには、求職者が受入れ施設で介護の現場を体験するような体験型事業に参加する求職者数を増やしていくことが有効であると考える。

参加者数を増やすためには、求職者への積極的な情報提供、求職者情報の共有化を引き続き進めるとともに、県としてより効果的な告知方法を検討することが望まれる。また、多様な受入施設の確保を通じて、多くの求職者のニーズに応える事業・プログラムにしていくことが望まれる。これらの取り組みをより実効性高いものにするためには、客観的に測定可能な数値目標を定め、実績との比較により評価し、評価結果に応じたアクションプランを策定・実行することが効果的である。そのため、職場体験事業や再就労チャレンジプログラム等の参加者数増加に関し、具体的な数値目標を掲げて取り組んでいくことが望まれる。

福祉保健部福祉保健総務課では、職場体験事業等により、介護に対する関心を高めることで福祉・介護人材への参入を促進し、また、再就労チャレンジプログラム事業等により、潜在的有資格者等の再就業を支援し、キャリア支援専門員の配置、求職者支援活動、求人求職開拓活動及び福祉人材無料職業紹介事業等により、求職者である福祉・介護人材と求人側の福祉施設等のマッチングを図っている。

この中でマッチング事業である、福祉人材無料職業紹介事業は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会内に福祉人材センターを設置して、求職者と求人側の相談を受け、無料で職業紹介を行うものである。しかし、平成 25 年度の有効求職者数 1,427 名、有効求職人数 8,333 名に対して就職確認数は 91 名であり、有効求職者数に対して就職者数は多くない(就職確認数の有効求職者数に対する割合を就職率とした場合、就職率は 6.4%)。求職者と求人側の条件が合わないなどの理由から、マッチングが難しい状況がうかがえる。

一方、職場体験事業(就職率 46.6%)、再就労チャレンジプログラム事業(就職率 33.3%)及び介護職員養成支援事業等(就職率 60.5%)といった、求職者が受入れ施設で介護の現場を体験する事業の就職率は高い。

これらの事業には、より意識の高い求職者が参加し、マッチングが図られやすく、また求職者のキャリアパスも描きやすく、その実現への足掛かりにできるなど、効果的な事業と思われる。しかし、実際には平成 25 年度の各事業の参加者数等は計画数を下回っている。職場体験事業では定員(見込人数)80名に対して参加者 58 名、再就労チャレンジプログラム事業では定員(見込人数)30名に対して参加者 3 名、介護職員養成支援事業では予定雇用者数 160 名に対して雇用者数 124 名であった。

今後、福祉・介護人材を効果的に確保していくためには、これらの体験型事業に参加する求職者数を増やしていくことが有効であると考ええる。

参加者数を増やすためには、県内に設置されたハローワーク、福祉人材センター、ジョブカフェやまなし、山梨県求職者総合支援センターなどの相談窓口や学校関係者等との連携強化による求職者への積極的な情報提供、求職者情報の共有化を引き続き進めるとともに、県としてより効果的な告知方法を検討することが望まれる。また、多様な受入施設の確保を通じて、多くの求職者のニーズに応える事業・プログラムにしていくことが望まれる。これらの取り組みをより実効性高いものにするためには、「参加者数」など客観的に測定可能な数値目標を定め、実績との比較により評価し、次の施策に適時適切に反映されるべく評価結果に応じたアクションプランを策定・実行することが効果的である。こうした手法の積極的な採用が望まれる。そのため、目指すべき職場体験事業や再就労チャレンジプログラム等の参加者数増加に関し、具体的な数値目標を掲げて取り組んでいくことが望まれる。

(5) 福祉サービスの第三者評価の利用促進について

意見(Ⅲ-3(5))

福祉サービスの第三者評価は、高齢者や子育て中の父母が福祉関係施設を選定する際の有用な情報となり、ひいては施設のサービス向上に結び付くものと考えられるが、評価実績は平成18年度から平成25年度までの8年間で、老人福祉関係施設は実質的に3施設、児童福祉関係施設は実質的に6施設が評価を受けているに過ぎない状況であった。

福祉サービスの第三者評価によって利用者の便を図り、施設間の競争を促すためにはより多くの施設に受審をしてもらう必要がある。そのためには、福祉サービス第三者評価事業の指針を定める国に対し、第三者評価の受審を促進させるための施策を要望していくほか、県としても、対象事業所への事業周知(パンフレットの配布)等に引き続き注力するなど、より一層の取り組みが望まれる。

福祉サービス評価推進機構設置事業は、山梨県福祉サービス第三者評価推進事業実施要綱(平成17年4月1日福祉保総第1537号)に基づき実施する事業であり、福祉サービスの第三者評価の推進及び標準化を図り、福祉サービスの質の向上と福祉サービスに係る情報提供を通じて、福祉サービスの利用者及び事業者双方の利益に資することを目的とするものである。補助対象経費は、福祉サービス評価推進機構設置事業の実施に必要な諸経費であり、平成25年度の補助金予算(基準額)は627,359円で、補助金確定額(実費相当額)は203,697円であった。

平成25年度の子梨県福祉サービス評価推進機構事業計画では、運営委員会と2つの専門委員会を設け「山梨県福祉サービス評価推進機構」を運営し、福祉サービス事業者の第三者評価に対する理解と受審促進を図ることとされている。

福祉サービスの第三者評価は、福祉施設等の実施するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものであり、社会福祉施設の最低基準を満たしたうえで、よりよいサービス提供を行っている事業所が、自ら提供するサービスのさらなる質の向上や、利用者への情報提供のために受審料を払って評価を受けるものである。

福祉サービス評価推進機構は、評価機関の認証、情報の開示、評価結果情報の公開等の業務を行い、また、評価基準の策定・改定、評価調査者の養成・研修及び評価事業の普及・啓発等の業務を行う山梨県社会福祉協議会内の機関であり、その事業費として県から山梨県福祉サービス向上等支援事業費補助金が交付されている。

福祉サービスの第三者評価は、高齢者が老人福祉関係施設(老人ホーム等)を選定する際、または、子育て中の父母が児童福祉関係施設(保育園等)を選定する際の有用な情報となり、ひいては施設のサービス向上に結び付くものと考えられるが、老人福祉関係施設の評価実績は平成18年度から平成25年度までの8年間で6施設にすぎず、そのうち、2つの施設が複数回の評価を受けているため、実質的に3施設が評価を受けて

いるに過ぎない状況であった（県内の老人福祉関係施設数は926施設）。

また、児童福祉関係施設の評価実績も、同じく平成18年度から平成25年度までの8年間で7施設にすぎず、1つの施設が複数回の評価を受けているため、実質的に6施設が評価を受けているに過ぎない状況であった（県内の児童福祉関係施設数406施設）。

福祉サービス評価推進機構の事業も、計画を大きく下回る活動結果となり、補助金額（事業費）は、予算（基準額）627,359円に対し、確定額（実費相当額）203,697円と、約3分の2が執行されなかった。

この状況に対して、県は、利用希望者に対し施設数が不足していることから、受審に係る対応時間や経費の負担に比べ、評価を受ける直接的メリットが少ないと考える施設が多く、結果として受審施設数が増加していないと分析している。福祉サービスの第三者評価によって利用者の便を図り、施設間の競争を促すためにはより多くの施設に受審をしてもらう必要がある。そのためには、福祉サービス第三者評価事業の指針を定める国に対し、第三者評価の受審を促進させるための施策を要望していくほか、県としても、対象事業所への事業周知（パンフレットの配布）等に引き続き注力するなど、より一層の取り組みが望まれる。

（6）福祉施設経営指導事業について

意見（Ⅲ-3（6））

福祉施設経営指導事業では、常設相談（来所、電話、文書）窓口が設けられ、常勤の経営指導員が相談にあたり、相談の内容に応じて、非常勤の経営指導員である弁護士、税理士、社会保険労務士へ連絡している。しかし、平成25年度に非常勤の経営指導員に連絡した相談件数は32件に留まっている。

社会福祉施設の運営に関係する法令の改正や会計制度の変更等に伴い、各施設ではより一層、専門的な知識や実務対応が求められていると考えられる。社会福祉施設運営の質的な向上を図るためには、このような専門的な領域に関して、より効果的な助言や指導を行うことが適切である。

福祉施設経営指導事業の事業周知のための広報活動（パンフレットの配布等）を積極的に推進し、常設相談の利用を促進することが望まれる。

福祉施設経営指導事業は、山梨県福祉施設経営指導事業実施要領（平成17年4月1日福保総第1538号）に基づき実施する福祉施設経営指導事業をいう。事業目的は、社会福祉施設の適正かつ安定的な経営と入所者処遇の向上等をめざして各法人・施設が行う運営の取り組みに対し、専門家による指導・援助を行う体制を整備し、もって、社会福祉施設の施設運営全般の質的向上に資することにある。社会福祉施設を運営する全ての社会福祉法人等を対象に、山梨県社会福祉協議会が行う入所者及び職員の処遇、施設経営、会計、税務等に関する助言、指導援助及び巡回相談等に要する諸経費に対し、補助金を交付している。

福祉施設経営指導事業に関する平成 25 年度の補助金予算（基準額）は 3,306,638 円で、補助金確定額（実費相当額）は 3,258,463 円であった。

平成 25 年度の福祉施設経営指導事業計画書では、常設相談（来所、電話、文書）窓口が設けられ、毎週月曜日から金曜日の午前 9 時より午後 5 時まで山梨県社会福祉協議会において、常勤の経営指導員が相談にあたることになっている。相談の内容に応じて、非常勤の経営指導員である弁護士、税理士、社会保険労務士へ連絡している。その他、適宜、訪問相談及び集団指導を行うこととしている。

平成 25 年度において、非常勤の経営指導員に連絡した相談件数は、訪問相談は 3 件、来所相談は 4 件、電話・文書による相談は 25 件であり、合計 32 件に留まっている（県内の社会福祉施設数は 1,746 施設）。

社会福祉施設の運営に関係する法令の改正や会計制度の変更等に伴い、各施設ではより一層、専門的な知識や実務対応が求められていると考えられる。社会福祉施設運営の質的な向上を図るためには、このような専門的な領域に関して、より効果的な助言や指導を行うことが適切である。

福祉施設経営指導事業の事業周知のための広報活動（パンフレットの配布等）を積極的に推進し、常設相談の利用を促進することが望まれる。

（7）高齢者の見守りネットワークについて

意見（Ⅲ－3（7）①）

県内で高齢化率が高い市町村について、高齢者の見守りに係る取り組み状況を確認したところ、緊急通報システムや配食サービス等の見守り体制を構築している自治体もあれば、特段の対策を講じていない自治体もあり、地域間格差が生じていることがうかがえる。

高齢者等の見守りネットワーク構築の必要性は、高齢者等の尊厳の保持にも大きく関わってくる課題であることから、今後、現在策定中の「山梨県地域福祉支援計画」に基づき具体的な事業を企画立案・実施していくにあたり、広域的に市町村を支援する立場として、地域間格差を排除し、県民が安心して暮らせる仕組み作りを目指して、検討・実践していくことが望ましい。

意見（Ⅲ－3（7）②）

現在策定中の山梨県地域福祉支援計画（平成 27 年度～平成 31 年度）では、民生委員等による見守り活動の推進を施策の 1 つに掲げるとともに、地域で支え合うネットワーク作りの推進を目指すところとしている。しかしながら、近年、高齢化、人口減少、人口の流動化による人的資源の不足により、人的な見守りサービスの継続性や拡充に課題を抱える自治体も少なくない。

高齢者等の見守り活動については、技術革新に伴い、今後の ICT 利活用が期待されている分野でもあり、超高齢社会において、従来の手法だけでは対処できない課題も生じてきている。政府の施策、他の自治体等による取り組み事例や課題、技術革新による最新動向を調査・分析し、県における将来的な地域福祉支援計画への反映等も検討され

たい。

内閣府より発表された平成 26 年版高齢社会白書によると、平成 25 年における山梨県の高齢化率は 26.5%であり、これは全国平均の 25.1%を 1.4 ポイント上回った数字となっている。また同白書によると、平成 52 年に山梨県の高齢化率は 38.8%に到達する見込みであり、平成 25 年から 12.3 ポイントという増加幅は、全国で 6 番目となっている。このことから、全国的にみても山梨県の高齢化は今後ますます加速していくことが予想される。

加速する高齢化と核家族化の進行により、高齢者のひとり暮らし・夫婦世帯は増加傾向にある。山梨県における全高齢者人口に対するひとり暮らし高齢者の割合は 19.9%（平成 26 年 4 月 1 日時点）であり、これは高齢者の約 5 人に 1 人がひとり暮らしであることを意味し、その割合は今後も確実に増えていくことになる。

平成 26 年版高齢社会白書によると、ひとり暮らし高齢者は外部との交流が少なく孤立傾向にあるとの調査結果が出ている。このことは、ひとり暮らし高齢者が、社会的孤立、引きこもり、孤独死などのリスクを潜在的に抱えていることを示唆している。山梨県において急速に進行している人口減少と高齢化に加え、コミュニティー意識の希薄化も鑑みると、本県において高齢者のひとり暮らし・夫婦世帯に対する見守りネットワーク構築の必要性は高まっていると言える。

県では、孤立死・孤独死等の発生を未然に防止するために、民間事業者と協定を締結して連携体制を築いてきた。また、県内の市町村においても、福祉に係る施策として見守り体制を構築している自治体も存在する。県内で高齢化率が最も高い上位 10 市町村（平成 26 年 4 月 1 日現在）について、高齢者の見守りに係る取り組み状況を確認したところ、以下に示すとおりであった。緊急通報システムや配食サービス等の見守り体制を構築している自治体もあれば、特段の対策を講じていない自治体もあり、地域間格差が生じていることがうかがえる。

市町村	取り組み状況
早川町	緊急通報システム（ふれあいペンダント）、配食サービス、民間事業者等との見守り協定締結
丹波山村	－
小菅村	配食サービス
身延町	－
南部町	－
北杜市	緊急通報システム（ふれあいペンダント）、民間事業者等との見守り協定締結
市川三郷町	緊急通報システム（ふれあいペンダント）、配食サービス、民間事業者等との見守り協定締結

市町村	取り組み状況
大月市	緊急通報システム（ふれあいペンダント）、配食サービス、家族介護者支援事業、民間事業者等との見守り協定締結
道志村	—
甲州市	緊急通報システム（ふれあいペンダント）、高齢者福祉電話の設置、配食サービス

（資料：各市町村ホームページ（平成 26 年 11 月現在）、長寿社会課作成資料（平成 25 年度実績））

現在策定中の山梨県地域福祉支援計画（平成 27 年度～平成 31 年度）においては、民生委員等による見守り活動の推進を施策の 1 つに掲げ、地域で支え合うネットワーク作りの推進を目指すところとしている。

高齢者等の見守りネットワーク構築の必要性は、高齢者等の尊厳の保持にも大きく関わってくる課題であることから、今後、当該計画に基づき具体的な事業を企画立案・実施していくにあたり、広域的に市町村を支援する立場として、地域間格差を排除し、県民が安心して暮らせる仕組み作りを目指して、検討・実践していくことが望ましい。

民生委員や地域住民による見守りや、配食サービス等の人的な見守りサービスは、全国の自治体が実施する見守り関連事業として従来から広く採用されてきた。しかしながら、近年、高齢化、人口減少、人口の流動化による人的資源の不足により、人的な見守りサービスの継続性や拡充に課題を抱える自治体も少なくない。超高齢社会を迎えた現在において、従来の施策だけでは解決できない課題が発生しており、広域的に公平かつ効率的なサービスを提供する手段として ICT の利活用が期待されている。

政府は、超高齢社会に対応するための ICT の在り方を検討する目的で「ICT 超高齢社会構想会議」を開催した。同会議の報告書（平成 25 年 5 月）によると、2020 年をターゲットとして、「スマートプラチナ社会の実現 -ICT で創る安心・元気な暮らし-」をミッションに掲げ、ICT を利活用して行政・企業・地域住民等が有機的に連携し、高齢者の日常を支えるサービス（買物、配食、見守り等）のモデル構築をプロジェクトの 1 つに位置付けている。

既に ICT を利活用した見守り事業に取り組んでいる自治体も少なくない。都道府県が ICT を利活用した高齢者見守りネットワーク構築を推進した事例の 1 つに、岩手県による ICT を活用した高齢者安否確認見守りシステム整備事業がある。この事業は、岩手県（岩手県社会福祉協議会）と岩手県立大学の官民協働事業として行われ、高齢者が自宅の電話（固定・携帯）から安否確認の情報を発信、各地域の見守りセンター（社会福祉協議会）がこれを受信して安否確認を行う仕組みを構築したものである。この事業では、県外を含む複数の市町村（社会福祉協議会）が参画し、地域性の異なるエリアで広域的に検証することで、実効性のある実証実験を可能とした。

高齢者等の見守り活動については、技術革新に伴い、今後の ICT 利活用が期待され

ている分野でもあり、超高齢社会において、従来の手法だけでは対処できない課題も生じてきている。政府の施策、他の自治体等による取り組み事例や課題、技術革新による最新動向を調査・分析し、県における将来的な地域福祉支援計画への反映等も検討されたい。

(8) 現場視察

意見(Ⅲ-3(8))

介護福祉士等の中には、資格取得後、結婚や出産等を機に離職した者など、就労していない有資格者が存在している。こうした非就労有資格者への働きかけも、福祉・介護人材の確保に寄与するものと考ええる。しかし、現状では、個人情報保護の制約により、その実施は困難な状況にある。

県や社会福祉協議会が主導して、介護福祉士等の有資格者が自主的に参加するネットワークを構築し、当該ネットワークを通じて情報提供等を図るなど、これまでの取り組みに加えて、新しい取り組みも積極的に検討し、山梨県の福祉・介護人材の確保を目指すことを期待したい。

福祉保健部福祉保健総務課における介護人材確保及び福祉サービス向上に関連する事業のうち、福祉・介護人材緊急確保対策事業、介護福祉士等修学資金貸付事業及び山梨県福祉サービス向上等支援事業の取り組みを確認するため、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会を視察した。

① 概要

山梨県社会福祉協議会は、山梨県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として事業を行う社会福祉法人である。

山梨県社会福祉協議会は職員 44 名で構成され、うち、福祉・介護人材確保対策事業や介護福祉士等修学資金貸付事業を担当する福祉人材研修課は 11 名、山梨県福祉サービス向上等支援事業を担当する福祉振興課は 19 名である。

② 介護人材確保及び福祉サービス向上に関連する主な事業

ア. 福祉・介護人材緊急確保対策事業

項目	主な業務	業務内容
福祉・介護人材参入促進事業	介護体験事業	介護実習普及センターを活用し、各年代・グループに応じた介護体験を実施。

項目	主な業務	業務内容
	福祉・介護のしごと情報発信イベントの開催	県内介護福祉士養成校と連携し、オープンキャンパスを兼ねた講演会等、福祉・介護の仕事情報発信イベントを開催。
	テレビ番組の制作・放映	福祉・介護の仕事の魅力を伝えるテレビ番組を制作・放映。
潜在的有資格者等の再就業促進事業	職場体験事業	他分野からの離職者等に実際の福祉・介護事業所を知る機会を提供。
	再就労チャレンジプログラム事業	潜在的有資格者等の求職者を対象に、個別の状況に応じた講習・実習を組み合わせた職場復帰プログラムを実施。
福祉・介護人材マッチング機能強化事業	キャリア専門支援員の配置	キャリア支援専門員を2名配置し、事業所と求職者に対する一体的な支援を実施。
	求職者支援活動	ハローワーク訪問、求職者の就業後フォローアップ。
	求人・求職開拓活動	地域別ミニ相談会の開催、事業所訪問、就職関連フェアにて相談ブース出展。
福祉・介護人材キャリアパス支援事業	キャリアパス支援事業	就労年数や職域階層等に応じて、初任者対象研修、中堅職員対象研修、チームリーダー対象研修及びマネジメント対象研修を実施。
	キャリア形成技術指導事業	事業所からの要望の技術・知識にテーマを絞り、介護福祉士等養成施設の教員を講師としたセミナーを開催。
福祉・介護人材確保対策連携強化事業	広報事業	マスメディア等を利用し一体的な広報を実施。
	各事業の調整、実績把握、効果検証	上記の各事業の調整を一元的に実施。実績を把握し効果を検証。
	専門員1名の配置	福祉・介護人材緊急確保支援事業を円滑に実施するための専門員を1名配置。

イ. 介護福祉士等修学資金貸付事業

県内で福祉・介護業務に従事する人材を確保するため、県内の介護福祉士等を養成する施設(学校)の在学学生で、将来県内で福祉・介護業務に従事しようとする者に対して、修学資金を貸し付けている。

ウ. 山梨県福祉サービス向上等支援事業

- ・山梨県福祉サービス第三者評価事業

福祉サービス事業者が提供するサービスの質の向上等のため、福祉サービス第

三者評価事業の啓発、運営委員会・専門員界の開催、評価調査者への必要な研修会の開催等を行っている。

・福祉施設経営指導事業

県内の社会福祉施設の経営・指導の質の向上を図るため、以下の事業を実施している。

主な業務	業務内容
経営指導員による相談事業	常勤の経営指導員による常設相談及び非常勤の経営指導員（弁護士、税理士、社会保険労務士）による特別相談を実施。
福祉施設経営指導連絡協議会の開催	福祉施設経営指導連絡協議会を開催し、経営指導事業の円滑な実施、事業の効果的推進、活動実績や相談内容の分析等の協議を実施。
リーフレット作成	社会福祉法人・施設を対象に、経営指導事業に対する一層の周知を図るため、啓発用リーフレットを作成し配布。
社会福祉法人役員等研修	社会福祉施設を運営するすべての社会福祉法人を対象に社会福祉施設経営に必要な研修会を開催。
山梨県社会福祉法人経営者協議会	山梨県社会福祉法人経営者協議会（会員 153 法人）の事務局運営等を担当。

③ 介護人材確保及び福祉サービス向上に関連する主な事業の平成 25 年度実施結果

ア. 福祉・介護人材緊急確保対策事業

・福祉・介護人材参入促進事業

主な業務	実施結果
介護体験事業	小学生対象（平成 25 年 8 月 11 日、参加者 11 名） 中高生対象（平成 25 年 7 月 31 日、参加者 32 名） 大学生・一般対象（平成 25 年 10 月 1 日、参加者 4 名）
福祉・介護のしごと情報発信イベントの開催	身延山大学（平成 25 年 8 月 2 日、参加者 104 名） 帝京福祉専門学校（平成 25 年 9 月 28 日、参加者 91 名） 優和福祉専門学校（平成 25 年 10 月 12 日、参加者 67 名） 山梨県立大学（平成 25 年 10 月 13 日、参加者 41 名）
テレビ番組の制作・放映	「介護・福祉の仕事っておもしろいじゃん」（平成 25 年 11 月 9 日）

・潜在的有資格者等の再就業促進事業

主な業務	実施結果
職場体験事業	体験者 77 名、体験日数 122 日、受入事業所 59 事業所、職場体験事業からの採用決定者 15 名（体験先での就職者。体験先以外の福祉・介護事業所に就職した者を含めると 27 名）

主な業務	実施結果
再就労チャレンジプログラム事業	<p>県介護福祉士会講師による研修3回（平成25年12月9日～11日） 各受入事業所での5日～10日間の職場実習（平成25年12月12日～平成26年1月17日） 県介護福祉士会によるプログラムのまとめ及びキャリア専門支援員による就労相談（平成26年1月20日）（プログラムへの参加者3名、うち就労決定者1名。）</p>

・福祉・介護人材マッチング機能強化事業

主な業務	実施結果
キャリア専門支援員の配置	キャリア専門支援員の配置2名
求職者支援活動	「福祉・介護の仕事セミナー」（ハローワーク甲府共催）の毎月1回開催
求人・求職開拓活動	甲府エリア、峡南・南アルプスエリア、峡北・韮崎エリア、富士吉田・都留・大月エリア、峡東エリアの各エリアで1～2回実施。（参加者合計79名）

・福祉・介護人材キャリアパス支援事業

主な業務	実施結果
キャリアパス支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者対象研修 <ul style="list-style-type: none"> ビジネスマナー研修（平成25年5月21日、受講者34名） 接遇能力向上研修（平成25年6月18日、受講者40名） 傾聴能力強化研修（平成25年7月10日、受講者39名） ・再就労対象研修 <ul style="list-style-type: none"> ビジネスマナー研修（平成25年5月23日、受講者29名） 接遇能力向上研修（平成25年6月21日、受講者39名） 傾聴能力強化研修（平成25年7月11日、受講者36名） ・中堅職員対象研修 <ul style="list-style-type: none"> 話し方能力向上研修（平成25年6月13日14日、受講者47名） 仕事の進め方研修（平成25年7月24日25日、受講者47名） クレーム対応能力強化研修（平成25年8月8日、受講者48名） ・チームリーダー対象研修 <ul style="list-style-type: none"> 会議能力向上研修（平成25年10月17日～18日、受講者27名） モチベーションアップ研修（平成25年11月14日、受講者45名） OJTリーダー研修（平成25年12月4日～5日、受講者40名） ・マネジメント対象研修 <ul style="list-style-type: none"> マネジメント・人材育成研修（平成25年10月24日～25日、受講者18名） 職員・パート採用・定着化研修（平成25年11月21日、受講者17名） ビジョン・中期経営計画策定研修（平成25年12月12日～19日、受講者13名）

主な業務	実施結果
キャリア形成 技術指導事業	レクリエーションの理論と目的・支援と実技（平成 25 年 8 月 1 日、 受講者 30 名） 生活動作のしくみ・生理学を生かした介護の実際（平成 25 年 8 月 2 日、受講者 19 名） コミュニケーションスキル・移動移乗の介護技術・介護の記録方法（平 成 25 年 9 月 12 日、受講者 18 名） 動作介助の基本的理解・自立動作の理解・移乗介助の基本応用（平成 25 年 11 月 16 日、受講者 22 名） 介護倫理・感染予防（平成 25 年 11 月 28 日、受講者 19 名）

・福祉・介護人材確保対策連携強化事業

主な業務	実施結果
広報事業	新聞広告 5 回、テレビ CM3 回 80 本、ラジオ CM2 回 18 本、新聞折 込広告 6 回 231,360 部、周知用クリアファイルの作成・配布 15,000 部
各事業の調 整、実績把握、 効果検証	事業実施時に参加者を対象とした事業の実施内容（テーマ）、日程、 効果等についてアンケート調査を実施。キャリアパス支援事業におい ては、アンケート結果を踏まえ、今後の研修テーマ等について、技術 的内容や研修対象に関する要望があり、事業計画に反映させた。
福祉・介護人 材確保対策事 業を円滑に実 施するための 専門員の配置	専門員 1 名の配置

介護福祉士等の中には、資格取得後、結婚や出産等を機に離職した者など、就労して
いない有資格者が存在している。より多くの福祉・介護人材が必要となることを見込ま
れている山梨県においては、こうした非就労有資格者に対して、積極的に働きかけるこ
とも、福祉・介護人材の確保に効果があると考えられる。具体的には、非就労有資格者に対
して、再就労チャレンジプログラム事業、キャリアパス支援事業、キャリア形成技術指
導事業、求職などに関する情報を積極的に提供することを通じて、福祉・介護の専門家
に対する社会的要請や、福祉・介護に従事することの社会的意義を啓蒙し、就業意欲を
刺激するとともに、就業に伴う不安を解消するために充実した制度が存在することを周
知することが考えられる。

現状では、福祉人材センター等に求職登録している有資格者に対しては、こうした情
報提供が可能であるが、求職登録していない有資格者に対しては、個人情報保護の制約
があるため、独自に積極的な働きかけを行うことが困難な状況にある。

求職登録していない有資格者に対して制約なく各種情報提供を行うためには、県や社
会福祉協議会が主導して、介護福祉士等の有資格者が自主的に参加するネットワークの

枠組みを構築し、参加者を増やしていくことが有用である。

こうしたネットワークへの参加者を増やすためには、体験型事業や研修において実施されるアンケートや配布される資料を通じて、当該ネットワークへの登録や、求職していない有資格者への声掛け、当該ネットワークの紹介を促すなどの方法がある。

これまでに実施してきた取り組みに加え、こうしたネットワーク構築など新しい取り組みも積極的に検討し、山梨県の福祉・介護人材の確保を目指すことを期待したい。

イ. 介護福祉士等修学資金貸付事業

新規貸付	13 件 10,400,000 円
継続貸付	24 件 17,600,000 円

貸付金返還猶予者	52 名 (H22 年度卒 11 名、H23 年度卒 20 名、H24 年度卒 21 名)
貸付金返還者	3 名 (他職種へ就労したため)

今後も引き続き、貸付対象となる県内の介護福祉士等養成施設（学校）とのさらなる連携強化に努め、介護施設等への就労・定着のためのサポート体制の強化に努められたい。

ウ. 山梨県福祉サービス向上等支援事業

・山梨県福祉サービス第三者評価事業

実施内容
<p>運営委員会を開催。 「評価調査者養成研修」の県の取り扱い、「評価調査者フォローアップ研修会」の内容、期間終了による評価機関の認証について協議。</p> <p>評価・研究専門委員会を開催。 「評価調査者フォローアップ研修会」の内容、県外で実施している「評価調査者養成研修」の取り扱いについて協議。）</p> <p>認証・公表専門委員会を開催。 期間終了による評価機関の認証について協議。</p> <p>評価調査者フォローアップ研修会を開催。 児童・障害・老人分野の施設福祉の動向及び東京都内の評価機関調査者から「質の高い第三者評価事業」についての講演を実施。</p> <p>平成 25 年度の受審件数は 2 件。</p>

受審件数が低迷しているため、今後も引き続き、県内福祉施設への受審促進に努められたい。

・福祉施設経営指導事業

主な業務	実施結果
経営指導員による相談事業	施設経営一般 2 件（訪問 2 件）、会計税務 7 件（訪問 1 件、来所 2 件、電話文書 4 件）、職員待遇 21 件（来所 2 件、電話文書 19 件）、安全災害 2 件（電話文書 2 件）
福祉施設経営指導連絡協議会の開催	平成 25 年 8 月開催。県行政各課長、県社会福祉法人経営者協議会正副会長、専門相談員が出席。前年度の相談事業の実施状況の報告、今年度の事業計画の説明、専門相談員からの相談事例の発表及び県行政各課長からの福祉情勢についての情報提供を実施。
リーフレット作成	PR リーフレットを 500 部作成し、福祉施設を運営する県内社会福祉法人に送付。また、県内社会福祉法人経営者協議会定期総会や社会福祉法人を対象とした研修会等で事業案内を行い、周知徹底。
社会福祉法人役員等研修	平成 26 年 2 月、3 月に、福祉人材センター、県社会福祉法人経営者協議会と共催で「福祉の職場定着支援セミナー」を開催。株式会社マネジメントサポートより講師を招聘し、「育てる作法研修」「人事採用者のレベルアップ研修」を題して講演を実施。（参加者 47 名）
山梨県社会福祉法人経営者協議会	副会長会議（平成 25 年 8 月、平成 26 年 1 月）、監事会（平成 25 年 4 月）、理事会（平成 25 年 4 月）、定期総会（平成 25 年 5 月）、研修会（平成 25 年 12 月、平成 26 年 1 月）、全国ブロック会議（平成 25 年 8 月、9 月、11 月、平成 26 年 2 月）

新会計基準への移行や労働関連法規の改正等の影響により、社会福祉法人からの相談はより専門的な内容のものが増加している。今後も、非常勤の経営指導員や県行政機関、県社会福祉法人経営者協議会との連携を密にして対応を図るとともに、経営指導実施後のフォローアンケートを通じて、更なる質の向上に努められたい。

4. 福祉保健部長寿社会課

(1) 業務の概要

長寿社会課では、地域包括ケア推進、認知症・地域支援、介護サービス振興、介護基盤整備の業務を行っている。

地域包括ケア推進には、健康長寿やまなしプランの進行管理、新健康長寿やまなしプランの策定、保険者支援、要介護認定に関する支援及び研修等が含まれる。

認知症・地域支援には、高齢者の社会参加促進、在宅高齢者支援、認知症高齢者支援、高齢者虐待防止等が含まれる。

介護サービス振興には、介護保険サービス事業者の指定・指導・監査、介護支援専門員の養成及び研修等が含まれる。

介護基盤整備には、特別養護老人ホーム等の設置許可・指導、特別養護老人ホーム等の施設整備、介護職員養成支援、介護養成機関等指定事務等が含まれる。

(2) 長寿社会課の主な事業

① 地域包括ケア推進事業

自治体、住民組織、NPO、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げを支援することにより、高齢者や障害者等の社会的弱者に対する日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図るために必要な経費の補助を行う事業である。

② 長寿やまなし振興事業

山梨県社会福祉協議会が明るい活力ある長寿社会の進行を図るために実施している高齢者の社会活動に対する啓発普及、高齢者の生きがいつくり、高齢者の健康づくり、高齢者の地域活動支援等に必要な経費の補助を行う事業である。

③ 高齢者社会活動推進等事業

単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会及び県老人クラブ連合会に対し、助成を行うことにより、老人の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われ老後の生活を豊かなものとするとともに、明るい長寿社会に資するた

めに必要な経費の補助を行う事業である。

④ 介護給付費負担金事業

介護保険制度を円滑に運営するため、介護保険法に基づき、介護給付及び予防給付に要する費用の一部を負担する事業である。

⑤ 介護職員養成支援事業

雇用された介護の資格を有しない離職失業者又は未就職者の方が、介護保険施設等で介護業務に従事しながら、介護職員初任者研修等を受講、修了することにより、介護人材の育成を図るとともに、介護保険施設等への就職を支援する事業である。

⑥ 老人福祉施設等施設整備事業

老人福祉施設等の充実を図るため、市町村及び社会福祉法人が設置する養護老人ホーム、社会福祉法人等が設置する特別養護老人ホーム（定員 30 人以上。ユニット型。）、医療法人等が設置する老人保健施設（定員 30 人以上。ユニット型。）の施設整備に必要な経費の補助を行う事業である。

⑦ 介護基盤緊急等臨時特例基金事業

介護基盤緊急等臨時特例基金事業には、介護基盤緊急整備特別対策事業、既存施設スプリンクラー等整備特別対策事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業が含まれる。

介護基盤緊急整備特別対策事業は、市町村及び民間が行う公的介護施設等の整備費用等を補助する事業である。

既存施設スプリンクラー等整備特別対策事業は、平成 27 年 4 月より新たにスプリンクラー等の設置が義務付けられる既存の施設等に対して、スプリンクラー等に要する整備費用等を補助する事業である。

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業は、小規模特別養護老人ホーム等に対して老朽化に伴う大規模な修繕等に要する整備費用等を補助する事業である。

⑧ 施設開設準備経費等助成特別対策事業

施設開設準備経費等助成特別対策事業には、施設開設準備経費助成特別対策事業、定

期借地権利用による整備促進特別対策事業が含まれる。

施設開設準備経費助成特別対策事業は、特別養護老人ホーム等を設置する民間事業者に対し、当該施設等の開設準備に必要なとなる職員訓練期間中の雇上げや地域に対する施設説明会等の開催に要する経費等について県が補助を行う事業である。

定期借地権利用による整備促進特別対策事業は、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金について県が補助を行う事業である。

⑨ 県立老人ホーム管理事業

県立老人ホーム管理事業は、山梨県立青い鳥福祉センター「青い鳥老人ホーム」の管理を行う事業である。このセンターは、主として視覚障害者を対象とした養護老人ホームとして、設置された施設である

管理は指定管理者制度を導入しており、指定管理者制度導入以降、社会福祉法人山梨ライトハウスが指定管理者として選定されている。

⑩ 補助金の支出状況

山梨県長寿社会課の平成 25 年度の補助金交付決定額及び支出の状況は、下記の図表のとおりである。

図表Ⅲ－４（２） 平成 25 年度補助金支出状況

単位：千円

補助金の名称	交付決定額			支出状況
	国庫	県費	計	支出額
高齢者社会活動推進等事業費補助金	21,564	21,565	43,129	42,571
地域包括ケア推進事業費補助金	—	6,600	6,600	6,600
長寿やまなし振興事業費補助金	—	25,286	25,286	20,803
老人福祉施設等整備事業費補助金	—	113,348	113,348	94,351
介護基盤緊急等臨時特例基金事業費補助金	—	528,374	528,374	528,374
施設開設準備経費等助成特別対策事業費補助金	—	117,600	117,600	117,600
介護保険サービス利用者負担対策費補助金	15,392	7,696	23,088	18,493
その他	6,714	5,405	12,119	11,765
補助金合計	43,670	825,874	869,544	840,557

(出典：長寿社会課から提供「補助金及び交付金支出状況」より抜粋)

(3) 介護給付適正化システムの活用について

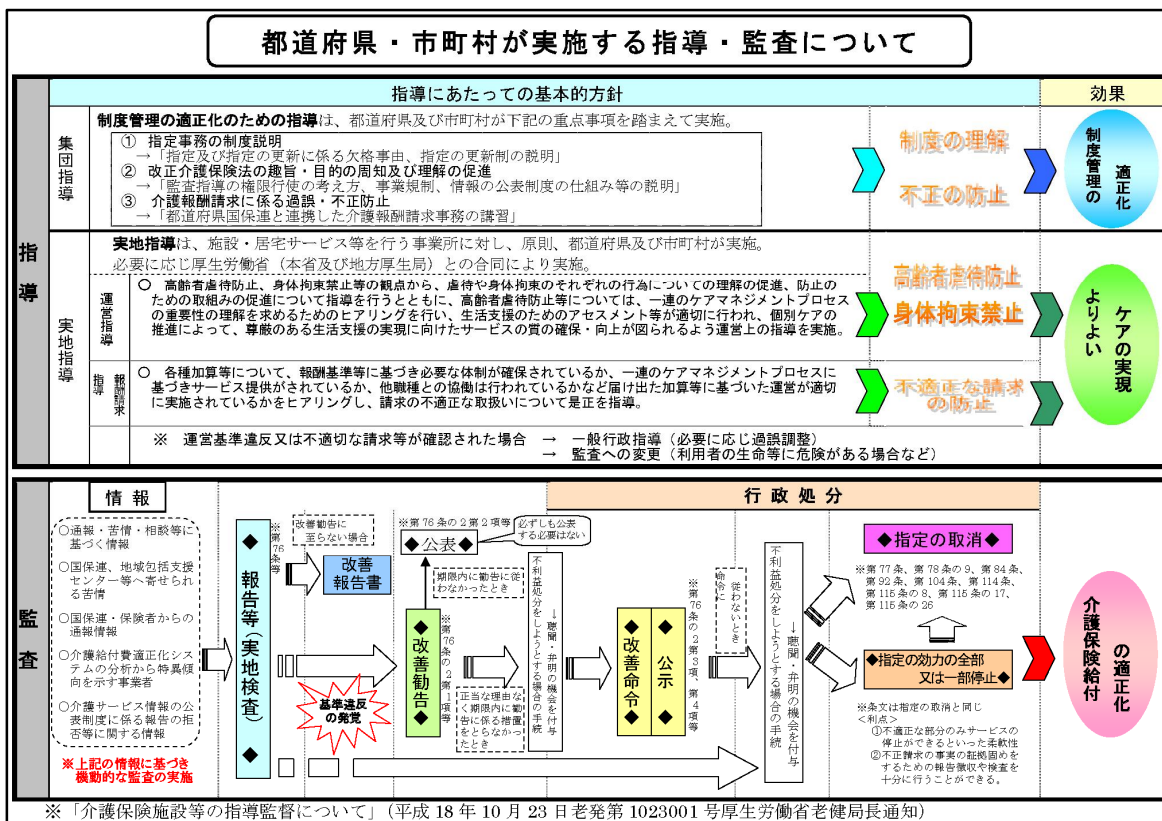
意見 (Ⅲ-4 (3))

介護保険施設及び事業者に対する指導監督は、これまで一定の頻度で実施してきたが、近年、県内の居宅サービス事業者が増加しているため、これまで同様の頻度で実施することが難しくなりつつある。

今後、限られた人員で効果的に指導及び監査を実施するためには、介護給付適正化システムの分析結果を活用して事業者の属性等を分析し、不適正なサービス提供を行っている可能性がある事業者を優先的に対象に選定するなど、より効果的かつより効率的に指導及び監査を行うことが望ましい。

① 介護保険法に基づく指導及び監査の概要について

長寿社会課では、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、介護保険法に基づく介護保険施設及び事業者に対する指導及び監査を行っている。指導及び監査の概要は以下のとおりである。



※「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日老発第1023001号厚生労働省老健局長通知）
 （出典：厚生労働省老健局総務課保健指導室「介護保険施設等実地指導マニュアル（平成22年3月改訂版）」）

指導は、介護保険施設等指導指針（厚生労働省老健局長通知）及び県の介護保険施設

等指導要領等に従い、集団指導及び実地指導の形式で行われる。

集団指導は、制度管理の適正化を目的として、事業者が適正なサービスを提供するために必要な情報伝達の間として遵守すべき法令の内容や各種サービス提供の取扱い、報酬請求に関する事項などの基本的な内容について講習等の方式により周知徹底するものである。

実地指導は、よりよいケアの実現を目的として、個々の利用者に対応したサービスの質の確保と向上、尊厳の保持及び高齢者虐待防止とともに、適正な介護報酬の請求等について指導を行うものである。県内の介護保険事業者 1,324 法人（平成 26 年 4 月 1 日現在の介護給付におけるサービス事業者）を実施対象とし、一つの施設について原則として 2 名から 3 名程度の県職員が概ね半日から一日程度かけて、介護保険施設等実地指導マニュアル（厚生労働省老健局総務課保健指導室）に基づき、関係書類等を基に面談方式で行われる。実地指導において改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うとともに、その対応状況について事業者から文書により報告を求めている。実地指導において、著しい運営基準違反が認められ、利用者の生命等に危険がある場合、又は、著しく悪質な請求が確認された場合、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

監査は、介護保険給付の適正化を目的として、介護保険施設等監査指針（厚生労働省老健局長通知）並びに県の介護保険施設等指導要領等に従い、指定基準違反や不正請求の事実が認められる又は疑いがあるときに、事業者に対して立入検査等を行う。監査において基準違反が発覚した場合には、改善勧告がなされ、さらに、正当な理由なく期限内に勧告に係る措置をとらなかった場合には、改善命令等の行政処分がなされる。

② 介護給付適正化システムの活用について

介護保険施設等監査指針において、監査対象となるサービス事業等の選定基準は以下のとおり示されている。

<介護保険施設等監査指針 第3 監査対象となるサービス事業者等の選定基準>

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

1 要確認情報

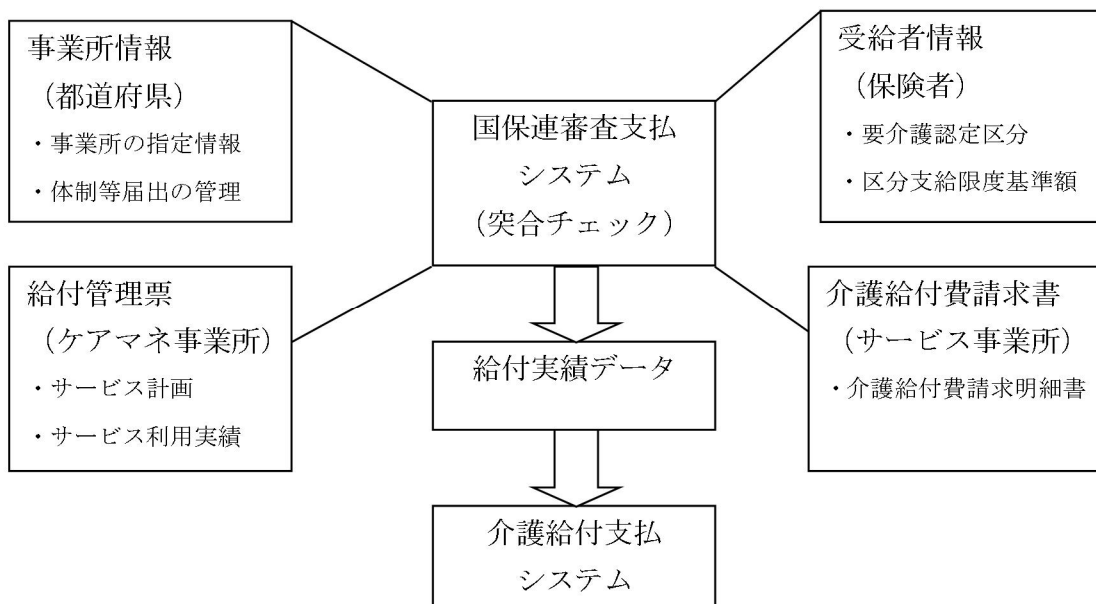
- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (3) 連合会・保険者からの通報情報

(4) 介護給付適正化システム(※)の分析から特異傾向を示す事業者
2 実地指導において確認した情報

介護保険法第23条及び第24条により指導を行った市町村又は都道府県がサービス事業者等について確認した指定基準違反等

※「介護給付適正化システム」の概要

被保険者、事業所、ケアマネージャーごとの情報を分析することにより、更新認定及び区分変更がなされた被保険者の状況、給付費の請求状況と事業所の体制、サービス提供の偏り、事業所の請求等決定状況等を把握することが可能となり、指導が必要な事業所等を抽出することが可能となる。



(出典：厚生労働省介護給付適正化担当者会議資料「介護給付適正化事業における国保連合会との連携及び審査支払システム・適性化システム」)

長寿社会課では、監査対象となるサービス事業者等の選定に際して、通報・苦情・相談等に基づく情報や実地指導において確認した情報を活用しているが、介護給付適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者を選定することまではしていない。県は、県内の全介護保険施設について、過去、概ね三年に一度の頻度で実地指導してきており、その際に指定基準違反等が識別されれば、直ちに監査を行うこととなるため、介護給付適正化システムの分析結果を活用して実施対象事業者を選定する必要性が乏しいと認識しているためである。

しかしながら、近年、県内の居宅サービス事業者が924法人(平成24年4月1日時点)から1,063法人(平成26年4月1日時点)へと増加しているため、これまで同様

の頻度で実施することが難しくなりつつある。

今後、限られた人員で効果的に指導及び監査を実施するためには、介護給付適正化システムの分析結果を活用して事業者の属性等を分析し、不適正なサービス提供を行っている可能性がある事業者を優先的に対象に選定するなど、より効果的かつより効率的に実地指導及び監査を実施することが望ましい。

(4) 認知症コールセンターの利用促進について

意見(Ⅲ-4(4))

県は、認知症高齢者とその家族への支援として、認知症コールセンター運営事業を行っているが、平成21年度の運営開始以降、開設日数・時間に比して、認知症コールセンターの利用件数・時間は非常に少なく、利用率が低い状況であり、圏域による利用状況の偏りもみられる。

県は、利用促進に向けた対応策として、県広報誌やラジオ等を活用したPRを継続的に行っているが、更なる利用促進に繋げるため、認知症高齢者や家族等が日常的に利用する施設・サービス(医療・福祉機関、交通機関など)の関係者との協力体制の強化、認知症コールセンターの認知度が低い圏域に対するPRの強化など、より一層の周知を図ることが望まれる。更に、利用を阻害している原因を分析し、必要に応じてコールセンターを開設する時間帯や曜日を見直す等、利用促進のための対策を講じられたい。

県は、認知症高齢者とその家族への支援として、認知症コールセンター運営事業を行っている。認知症コールセンターは、認知症高齢者や家族等が抱える様々な悩み・疑問に対し、いつでも気軽に相談できるように保健師や認知症介護経験者による相談窓口を設置することで、認知症の知識や介護技術、各種サービスに関する情報提供や、介護の困難さ等に対する精神的な支援を提供している。

認知症コールセンター事業は平成21年度から実施されている事業であるが、事業実績(相談件数)は以下に示すとおりである。

年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
相談件数	145件	88件	184件	177件	73件

(資料：長寿社会課作成 細事業説明書「認知症理解普及促進事業費」)

また、平成24年度上期の事業実績(相談件数73件)の内訳は以下に示すとおりである。

月別相談件数・日数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
相談日数(日)	19	21	21	21	23	19	124
相談件数(件)	13	20	13	8	13	6	73

相談時間

時間	1～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～	計
件数	20	21	12	9	3	5	3	73

圏域別相談件数

圏域	中北	峡東	峡南	富士	その他	計
相談件数	33	2	5	2	31	73

(資料：長寿社会課作成 細事業説明書「認知症理解普及促進事業費」)

認知症コールセンターは、月曜日～金曜日の 13:00～17:00（祝祭日、年末年始を除く）に運営されているが、平成 24 年度上期の月別相談件数及び相談時間を鑑みると、その利用率は決して高いとは言えないのが現状である。さらに、圏域で相談件数にバラつきがあり、圏域別の高齢者人口に対する割合を踏まえると、峡東圏域ならびに富士・東部圏域における相談件数が他の圏域よりも低いことが判る。

圏域	中北	峡東	峡南	富士・東部
高齢者人口	115,234 人	38,920 人	19,809 人	47,860 人

(資料：平成 25 年度高齢者福祉基礎調査資料を参考)

認知症対策は、厚生労働省が介護・高齢者福祉における重要な施策に位置付けており、県が運営する認知症コールセンターも、広域かつ公平な福祉サービス提供に資する重要な施策であると考えられる。しかしながら、認知症コールセンターの利用が促進されなければ、その目的を達成することができないため、更なる利用促進に向けた取り組みが必要である。

県は、利用促進に向けた対応策として、県広報誌やラジオ等を活用した PR を継続的に行っているが、更なる利用促進に繋げるため、認知症高齢者や家族等が日常的に利用する施設・サービス（医療・福祉機関、交通機関など）の関係者との協力体制の強化、認知症コールセンターの認知度が低い圏域に対する PR の強化など、より一層の周知を図ることが望まれる。更に、利用を阻害している原因を分析し、必要に応じてコールセンターを開設する時間帯や曜日を見直す等、利用促進のための対策を講じられたい。

(5) 認知症高齢者の見守りネットワークについて

意見 (Ⅲ-4 (5))

県が実施する認知症高齢者への支援策の 1 つに、認知症高齢者の見守りネットワーク構築があるが、市町村における取り組み状況を確認したところ（平成 26 年 5 月 30 日時点）、構築済が 7 市町村、検討中が 9 市町村であり、検討も行われていないのが 11 市町村も存在するという状況であった。

県は広域的に市町村を支援する立場として、施策実現に向けた関係者によるネットワ

ーク作り、協働・連携のための事例や課題等の情報共有、県外における取り組み事例や先進的事例の情報提供等により、市町村の取り組みをより一層サポートするとともに、市町村の水準にばらつきが生じないように、必要なフォローを実施して、県民が公平かつ必要十分なサービスを楽しむことができるように取り組むことが望ましい。

県が実施する認知症高齢者への支援策の1つに、認知症高齢者の見守りネットワーク構築がある。認知症高齢者の見守りに係る市町村の取り組み状況を確認したところ（平成26年5月30日時点）、以下に示すとおりであった。平成26年4月1日時点において、高齢者人口の絶対数が多い市町村、高齢化率が30%を超過している市町村においても、認知症高齢者の見守りネットワーク構築に係る取り組みが進んでいない状況が散見された。

取り組み状況	市町村
構築している	5市、2町
未構築だが、構築に向けて検討している	5市、3町、1村
構築しておらず、検討もしていない	3市、3町、5村

「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みにおいては、市町村が地域包括ケアを実践する中核的立場となるが、県は広域的に市町村を支援する立場として、施策実現に向けた関係者によるネットワーク作り、協働・連携のための事例や課題等の情報共有、県外における取り組み事例や先進的事例の情報提供等により、市町村の取り組みをより一層サポートすることを期待したい。また、市町村の水準にばらつきが生じないように、必要性が高いにも拘らず対策の進捗が芳しくない市町村には、必要なフォローを実施して、県民が公平かつ必要十分なサービスを楽しむことができるように取り組むことが望ましい。

（6）高齢者の見守りネットワークについて（再掲）

※下記は、「3. 福祉保健部福祉保健総務課」の（7）に同様の内容を記載しているが、長寿社会課が扱う高齢者福祉施策にも関連すると考え、重ねて記載する。

意見（Ⅲ-4（6）①）

県内で高齢化率が高い市町村について、高齢者の見守りに係る取り組み状況を確認したところ、緊急通報システムや配食サービス等の見守り体制を構築している自治体もあれば、特段の対策を講じていない自治体もあり、地域間格差が生じていることがうかがえる。

高齢者等の見守りネットワーク構築の必要性は、高齢者等の尊厳の保持にも大きく関わってくる課題であることから、今後、現在策定中の山梨県地域福祉支援計画に基づき具体的な事業を企画立案・実施していくにあたり、広域的に市町村を支援する立場として、地域間格差を排除し、県民が安心して暮らせる仕組み作りを目指して、検討・実践

していくことが望ましい。

意見（Ⅲ－４（６）②）

現在策定中の山梨県地域福祉支援計画においては、民生委員等による見守り活動の推進を施策の１つに掲げるとともに、地域で支え合うネットワーク作りの推進を目指すところとしている。しかしながら、近年、高齢化、人口減少、人口の流動化による人的資源の不足により、人的な見守りサービスの継続性や拡充に課題を抱える自治体も少なくない。

高齢者等の見守り活動については、技術革新に伴い、今後の ICT 利活用が期待されている分野でもあり、超高齢社会において、従来の手法だけでは対処できない課題も生じてきている。政府の施策、他の自治体等による取り組み事例や課題、技術革新による最新動向を調査・分析し、県における将来的な地域福祉支援計画への反映等も検討されたい。

内閣府より発表された平成 26 年版高齢社会白書によると、平成 25 年における山梨県の高齢化率は 26.5%であり、これは全国平均の 25.1%を 1.4 ポイント上回った数字となっている。また同白書によると、平成 52 年に山梨県の高齢化率は 38.8%に到達する見込みであり、平成 25 年から 12.3 ポイントという増加幅は、全国で 6 番目となっている。このことから、全国的にみても山梨県の高齢化は今後ますます加速していくことが予想される。

加速する高齢化と核家族化の進行により、高齢者のひとり暮らし・夫婦世帯は増加傾向にある。山梨県における全高齢者人口に対するひとり暮らし高齢者の割合は 19.9%（平成 26 年 4 月 1 日時点）であり、これは高齢者の約 5 人に 1 人がひとり暮らしであることを意味し、その割合は今後も確実に増えていくことになる。

平成 26 年版高齢社会白書によると、ひとり暮らし高齢者は外部との交流が少なく孤立傾向にあるとの調査結果が出ている。このことは、ひとり暮らし高齢者が、社会的孤立、引きこもり、孤独死などのリスクを潜在的に抱えていることを示唆している。山梨県において急速に進行している人口減少と高齢化に加え、コミュニティー意識の希薄化も鑑みると、本県において高齢者のひとり暮らし・夫婦世帯に対する見守りネットワーク構築の必要性は高まっていると言える。

県では、孤立死・孤独死等の発生を未然に防止するために、民間事業者と協定を締結して連携体制を築いてきた。また、県内の市町村においても、福祉に係る施策として見守り体制を構築している自治体も存在する。県内で高齢化率が最も高い上位 10 市町村（平成 26 年 4 月 1 日現在）について、高齢者の見守りに係る取り組み状況を確認したところ、以下に示すとおりであった。緊急通報システムや配食サービス等の見守り体制を構築している自治体もあれば、特段の対策を講じていない自治体もあり、地域間格差が生じていることがうかがえる。

市町村	取り組み状況
早川町	緊急通報システム（ふれあいペンダント）、配食サービス、民間事業者等との見守り協定締結
丹波山村	－
小菅村	配食サービス
身延町	－
南部町	－
北杜市	緊急通報システム（ふれあいペンダント）、民間事業者等との見守り協定締結
市川三郷町	緊急通報システム（ふれあいペンダント）、配食サービス、民間事業者等との見守り協定締結
大月市	緊急通報システム（ふれあいペンダント）、配食サービス、家族介護者支援事業、民間事業者等との見守り協定締結
道志村	－
甲州市	緊急通報システム（ふれあいペンダント）、高齢者福祉電話の設置、配食サービス

（資料：各市町村ホームページ（平成 26 年 11 月現在）、長寿社会課作成資料（平成 25 年度実績））

現在策定中の山梨県地域福祉支援計画においては、民生委員等による見守り活動の推進を施策の 1 つに掲げ、地域で支え合うネットワーク作りの推進を目指すところとしている。

高齢者等の見守りネットワーク構築の必要性は、高齢者等の尊厳の保持にも大きく関わってくる課題であることから、今後、当該計画に基づき具体的な事業を企画立案・実施していくにあたり、広域的に市町村を支援する立場として、地域間格差を排除し、県民が安心して暮らせる仕組み作りを目指して、検討・実践していくことが望ましい。

民生委員や地域住民による見守りや、配食サービス等の人的な見守りサービスは、全国の自治体が実施する見守り関連事業として従来から広く採用されてきた。しかしながら、近年、高齢化、人口減少、人口の流動化による人的資源の不足により、人的な見守りサービスの継続性や拡充に課題を抱える自治体も少なくない。超高齢社会を迎えた現在において、従来の施策だけでは解決できない課題が発生しており、広域的に公平かつ効率的なサービスを提供する手段として ICT の利活用が期待されている。

政府は、超高齢社会に対応するための ICT の在り方を検討する目的で「ICT 超高齢社会構想会議」を開催した。同会議の報告書（平成 25 年 5 月）によると、2020 年をターゲットとして、「スマートプラチナ社会の実現 -ICT で創る安心・元気な暮らし-」をミッションに掲げ、ICT を利活用して行政・企業・地域住民等が有機的に連携し、高齢

者の日常を支えるサービス（買物、配食、見守り等）のモデル構築をプロジェクトの1つに位置付けている。

既に ICT を利活用した見守り事業に取り組んでいる自治体も少なくない。都道府県が ICT を利活用した高齢者の見守りネットワーク構築を推進した事例の1つに、岩手県による ICT を活用した高齢者安否確認見守りシステム整備事業がある。この事業は、岩手県（岩手県社会福祉協議会）と岩手県立大学の官民協働事業として行われ、高齢者が自宅の電話（固定・携帯）から安否確認の情報を発信、各地域の見守りセンター（社会福祉協議会）がこれを受信して安否確認を行う仕組みを構築したものである。この事業では、県外を含む複数の市町村（社会福祉協議会）が参画し、地域性の異なるエリアで広域的に検証することで、実効性のある実証実験を可能とした。

高齢者等の見守り活動については、技術革新に伴い、今後の ICT 利活用が期待されている分野でもあり、超高齢社会において、従来の手法だけでは対処できない課題も生じてきている。政府の施策、他の自治体等による取り組み事例や課題、技術革新による最新動向を調査・分析し、県における将来的な地域福祉支援計画への反映等も検討されたい。

（7）高齢者居室等整備資金貸付事業について

意見（Ⅲ-4（7））

県は、高齢者と家族との間の好ましい家族関係を維持するため、居室等を整備する場合の資金について貸付事業を行っているが、延滞債務者への対応手続についての規程やルールが明文化されていない。

債務者の就業状況や所得金額等は年々変化しており、また、転居等により住所不明となる可能性もあることなどから、すべての延滞債務者について、継続的に接触し、現況調査を行う必要がある。また、そのような現況調査の実施方針や、調査結果を踏まえた分割返済額・期間の決定方針、返済を減免できる場合の定義等、返済に関する対応手続についての具体的な方針を規程やルールにより明文化し、県として公平・公正かつ一貫性をもって返済に向けた取り組みを行う必要がある。

① 事業の目的

高齢者居室等整備資金貸付事業は、60歳以上の高齢者と家族との間の好ましい家族関係を維持するため、居室等を整備する場合に必要な資金を貸し付けすることにより、高齢者の福祉の向上を図るものである。

② 事業の概況

当該貸付事業は、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例（平成9年最終改正）に基づき、以下の条件により実施される。

主な項目	貸付条件
貸付対象（条例第3条）	県内に在住する親族である60歳以上の高齢者と同居する者であって、高齢者の使用する居室等を真に必要とし、自力で増築、改築、又は改造することが困難な者。
貸付限度額（条例第6条第1項）	2,264,000円
貸付利率（条例第6条第4項）	3%以内（貸付決定時の財政融資資金の貸付利率が年3%未満のときは当該利率）
償還期限（条例第6条第2項）	資金の交付を受けた月の翌月の初日から起算して10年以内
償還方法（条例第6条第5項）	元利均等月賦償還

平成25年度末の貸付残高等の概況は以下のとおりである。

貸付残高	15名	14,917,941円
収入未済（延滞）	※14名	（元金） 14,721,941円
		（利息） 2,273,158円

※収入未済のうち、11名は平成25年度まで分割による返済が継続している。残る3名は平成25年度において返済がなかった。

（出典：長寿社会課提供「平成25年度末 高齢者居室等整備資金貸付残高」）

③ 延滞に係る県の取り組み状況

当該貸付資金の返済が滞った場合には、県から債務者宛に文書や電話で催告を行っている。また、継続的な返済を確保する観点から、県は、分割で少額の返済を行うことも認めており、この場合には、毎月、返済額や債務残額などについて直接通知を行っている。

これとは別に、返済が遅延する傾向にある債務者に対して、県と山梨県社会福祉協議会が連携し、個別面接によるヒアリングを実施し、生活状況や返済計画などについて債務者に直接確認するとともに、返済を促している。

返済に応じられない債務者についても、債務者等との面接又は電話連絡により、就業や療養の状況、世帯収入、月々の生活費、保有資産、公的機関からの援助、当該貸付資金以外の債務の状況、滞納の原因、返済の意思、返済方法について確認している。

当該貸付資金の福祉的な性格や債務者の生活状況を踏まえると、民事訴訟などの法的手段に訴えることが必ずしも最善ではない場合もあるため、県としては、債務者との話し合いを基本として、少しずつでも着実な返済を促していく取り組みを行っている。

このような県の取り組みに関し、各延滞債務者への最終連絡・督促の状況は以下のとおりであった。

図表Ⅲ－４（７） 延滞債務者に対する最終連絡・督促の状況

債務者	貸与年月	最終連絡・督促	収入未済（平成 25 年度末）	
			元金	利息
A	昭和 53 年 3 月	平成 25 年 12 月	581,341 円	144,895 円
B	昭和 55 年 10 月	平成 26 年 3 月	804,000 円	119,314 円
C	昭和 55 年 10 月	平成 17 年 3 月	318,000 円	48,914 円
D	昭和 56 年 3 月	平成 26 年 11 月	157,000 円	26,514 円
E	昭和 57 年 3 月	平成 26 年 2 月	295,100 円	48,911 円
F	昭和 61 年 8 月	平成 25 年 10 月	863,300 円	127,524 円
G	昭和 62 年 1 月	平成 26 年 1 月	705,600 円	103,654 円
H	昭和 62 年 10 月	平成 26 年 11 月	1,531,900 円	225,374 円
I	昭和 63 年 3 月	平成 26 年 11 月	1,097,200 円	156,000 円
J	昭和 63 年 8 月	平成 26 年 11 月	1,745,700 円	249,374 円
K	平成元年 7 月	平成 26 年 11 月	1,957,800 円	336,374 円
L	平成 5 年 3 月	平成 26 年 6 月	1,074,500 円	164,170 円
M	平成 5 年 9 月	平成 26 年 6 月	1,576,000 円	228,770 円
N	平成 8 年 4 月	平成 26 年 9 月	2,014,500 円	293,370 円

（出典：長寿社会課提供「平成 25 年度末 高齢者居室等整備資金貸付残高」及び「回収の取り組み」）

表中の「最終連絡・督促」欄に記載のとおり、基本的には平成 26 年度まで継続的に連絡・督促が行われているが、債務者 C については、平成 17 年 3 月以降、何らの接触も行われていない。また、そのような接触手順も含め、収入未済のある債務者への対応手続についての規程やルールが明文化されていない。

債務者の就業状況や所得金額等は年々変化しており、また、転居等により住所不明となる可能性もあることなどから、すべての延滞債務者について、継続的に接触し、現況調査を行う必要がある。また、そのような現況調査の実施方針や、調査結果を踏まえた分割返済額・期間の決定方針、返済を減免できる場合の定義等、返済に関する対応手続についての具体的な方針を規程やルールにより明文化し、県として公平・公正かつ一貫性をもって返済に向けた取り組みを行う必要がある。

（８）介護人材確保に関する取り組み体制

意見（Ⅲ－４（８））

長寿社会課が中心となって策定した健康長寿やまなしプラン（平成 27 年度～平成 29 年度）においては、介護人材の需給バランスが取れていない状況の中、平成 37 年には

現状の1.4倍程度の介護人材が必要となると見込まれ、人材養成や処遇改善、介護の職場環境の改善、介護の仕事に関する理解促進とイメージアップが課題である、との認識が示されている。

こうした諸課題への取り組みを効果的に行い、介護人材確保の実現に結びつけるために、健康長寿やまなしプランの推進を担う長寿社会課において、関係課・関係部局との調整や施策間の連携に特に留意しながら総合的に取り組まれない。

健康長寿やまなしプラン（平成27年度～平成29年度）では、高齢化の進展による介護職員の不足に対し、福祉に関心をもつ高校生を対象とした研修の実施など介護人材の養成に関する取り組みが検討されている。また、潜在的資格取得者の掘り起こしや再就労者の支援など人材確保に関する取り組みが検討されている。

こうした取り組みは、当然に個々の施策として効果を生み出すことが期待されるが、健康長寿やまなしプランで示された諸課題に的確に対応し、人口そのものが減少傾向にある中であっても必要な介護労働力を確保していくためには、介護人材の確保を所掌する福祉保健総務課の関連施策・事業や、就業支援・労働福祉の推進を所掌する産業労働部の関連施策・事業との連携をより一層強固にしていくことが必要であり、長寿社会課が高齢者福祉施策を展開する中で蓄積してきた情報・ノウハウ・経験も有効に活かしつつ総合的に取り組むことにより、更に高い効果を生み出すことができるものと考えられる。

5. 福祉保健部国保援護課

(1) 福祉保健部国保援護課の業務の概要

国保援護課では、後期高齢者医療制度の助言、後期高齢者医療審査会の運営、国民健康保険の指導監督、国民健康保険審査会の運営、保険医療機関等の指導監督等の業務を行っている。

(2) 高齢者福祉に関連する主な事業

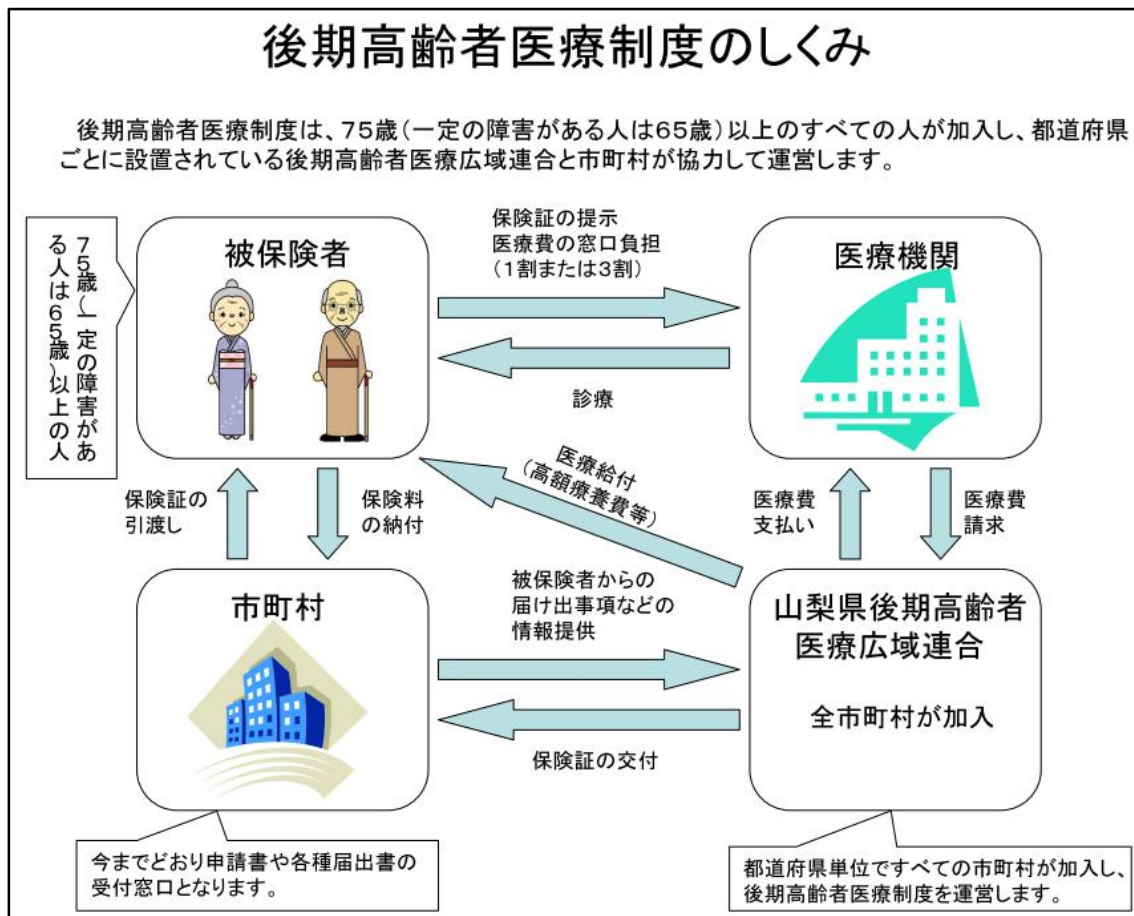
① 後期高齢者医療制度の助言

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から75歳以上の高齢者等を対象として、平成20年4月に施行された制度である。

山梨県においては、山梨県内の全ての市町村が加入し運営を行っている特別地方公共団体である山梨県後期高齢者医療広域連合が主体となり、被保険者の資格管理、保険料の賦課決定や、医療を受けたときの給付などを行っている。

国保援護課は、運営主体である山梨県後期高齢者医療広域連合や市町村に対して助言及び援助を行っている。

図表Ⅲ－5（2）① 後期高齢者医療制度のしくみ

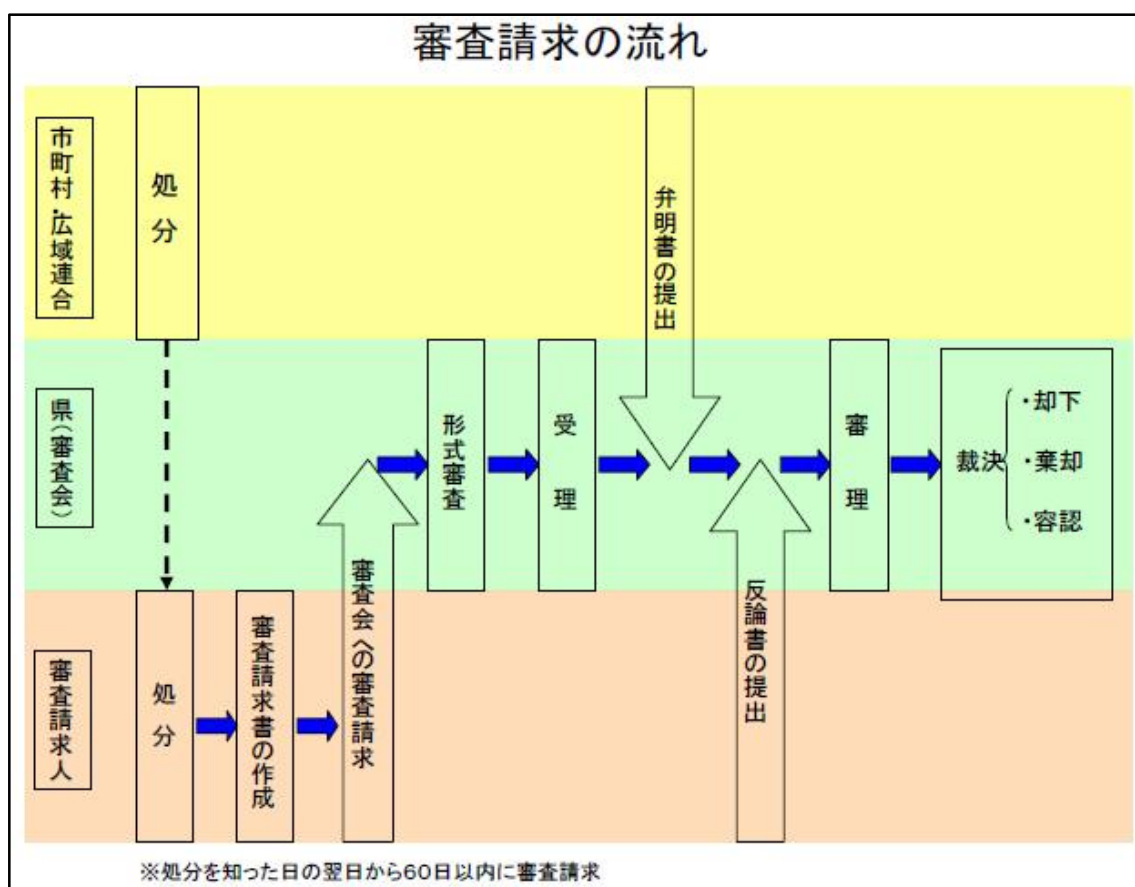


(出典：山梨県庁ホームページ「後期高齢者医療制度のしくみ」より抜粋)

② 後期高齢者医療審査会の運営

後期高齢者医療審査会は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき都道府県ごとに設置され、山梨県後期高齢者医療広域連合や市町村が行った処分が法律や条例等に基づき、正しく処分（決定）されているかを審理し、裁決を行う。

図表Ⅲ－5（2）② 山梨県後期高齢者医療審査会審査請求の流れ



(出典:山梨県庁ホームページ「山梨県後期高齢者医療審査会審査会の流れ」より抜粋)

6. 福祉保健部子育て支援課

(1) 業務の概要

① 子育て支援課の業務の概要

子育て支援課は、やまなし子育て支援プランに基づく施策の推進、平成 27 年度から実施される子ども・子育て関連 3 法に基づく子ども・子育て支援新制度への対応、児童健全育成対策、児童虐待防止対策、母子家庭・寡婦・父子家庭の福祉対策、児童手当の認定・支給事務の指導、児童扶養手当の認定・支給などを行っている。

② やまなし子育て支援プラン後期計画の概要

やまなし子育て支援プランとは、山梨県の県政運営の基本指針である「チャレンジ山梨行動計画」に基づき、子育て支援のための具体的な 7 つの施策の方向を示した、次世代育成支援対策推進法 9 条に基づく法定計画である。同計画の概要は次の通りである。

(「やまなし子育て支援プラン後期計画の概要」要約)

(経緯)

- 平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年 2 月に「やまなし子育て支援プラン前期計画」(平成 17 年度から 21 年度の 5 か年計画)を策定した。
- 県、市町村、企業の子育て支援の取組にもかかわらず、依然少子化が食い止められていない状況であった。
- 平成 21 年までに同計画の内容について見直しを行い、少子化対策の抜本的な拡充、強化を図るため、平成 22 年 3 月に「やまなし子育て支援プラン後期計画」(平成 22 年度から 26 年度の 5 か年計画)を策定した。

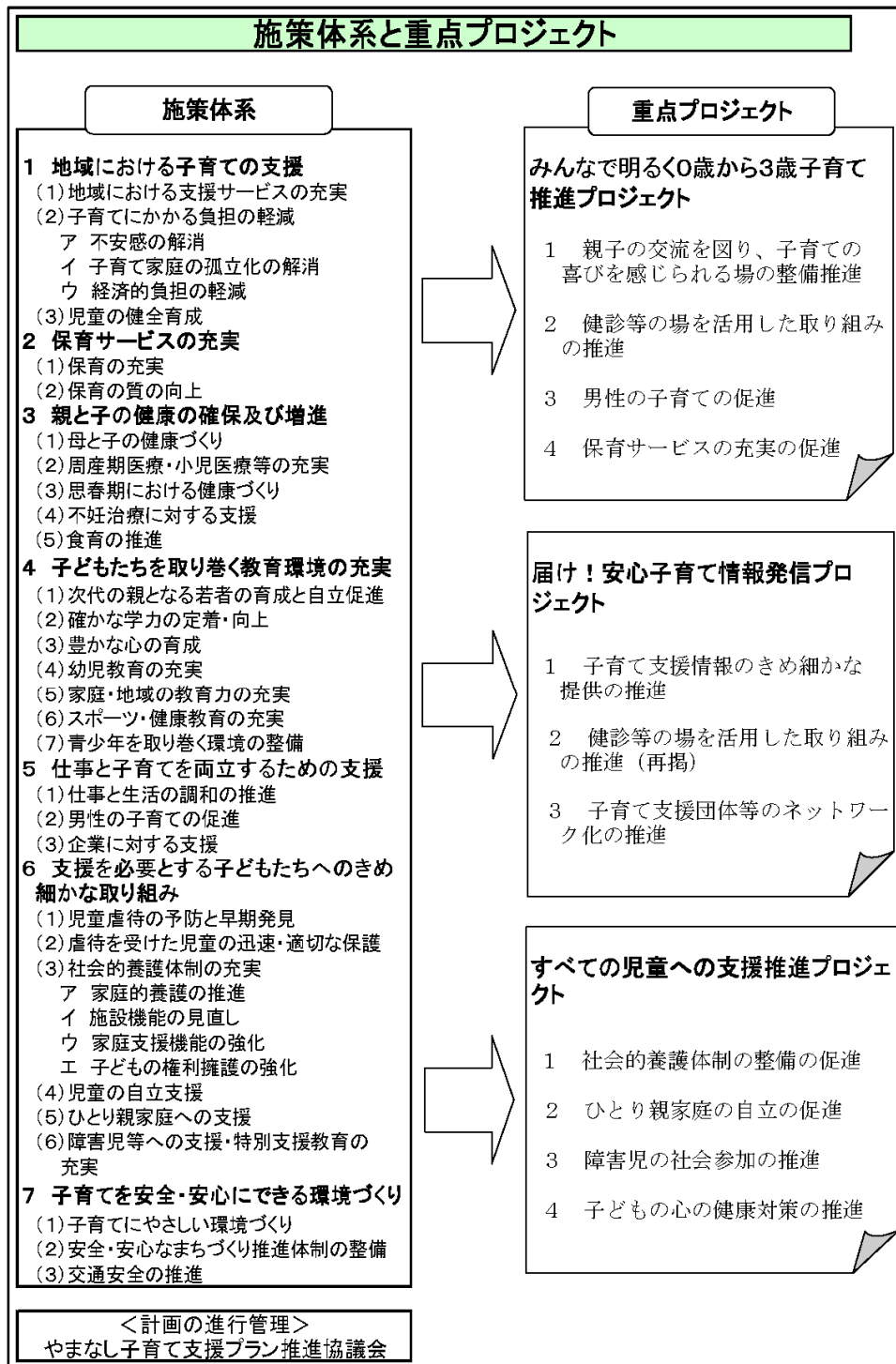
(計画の進行管理)

- 利用者の視点に立った指標等により、点検・評価を実施 (PDCA サイクルの確立による実効性の確保)
- 数値目標
放課後児童クラブ実施数、3 歳未満児の保育人数、里親委託率等 32 項目
- 利用者の視点に立った指標
子育て支援サービスの認知度・利用度、サービスに対する満足度等

(計画の推進体制)

- 山梨県少子化対策推進本部を中心として全庁的に推進
- やまなし子育て支援プラン推進協議会から意見を聞き推進

図表Ⅲ－6（１） やまなし子育て支援プラン後期計画の全体像



(出典：「やまなし子育て支援プラン後期計画」から抜粋)

(2) 少子化対策に関連する主な事業

① 放課後児童対策事業

昼間保護者のいない主に小学校低学年児童を対象に、学校の余裕教室や児童館等住民に身近な社会資源を活用し、児童の育成・指導を行い、健全育成の向上を図る。

② 乳幼児医療対策事業

子どもを持つ家庭の経済的負担の軽減を図り、また、乳幼児疾病の早期発見と早期治療を促進することで乳幼児を大切に育てる環境づくりを推進する。

③ 病児・病後児保育事業

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問するとともに、その安全性、安定性、効率性等について検証等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。

④ 産休・育休明け保育推進事業

親の産休・育休期間が終了した乳幼児の円滑な保育所入所を進めるため、保育士を加配して対応している民間保育所に、市町村が助成した場合に補助する。

⑤ 延長保育促進事業

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、民間保育所の開所時間(11時間)を超えた保育の促進を図る。

⑥ 安心こども基金事業(保育所等緊急整備事業)

保育施設等を質・量ともに充実し、子育て支援のための機能の充実を図る。

⑦ 安心こども基金事業(保育士等处遇改善臨時特例事業)

保育士の人材確保を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む私立保育所への資金の交付を行うことにより保育士の確保を進める。

⑧ 安心こども基金事業（次世代育成支援対策推進事業）

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づき作成した市町村行動計画の推進を図るため、次世代育成支援対策に質する事業に要する経費を、安心こども基金により県が補助する。

⑨ ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭の親と子の健康の増進と福祉の向上を図るため、医療費の自己負担分を助成した市町村に対し助成する。

⑩ ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等の要請に応じ、家庭生活支援員を派遣し、乳幼児の保育や病人の看護、家事等を行い、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

図表Ⅲ－６（２）① 主な少子化対策事業に係る補助金概要

No	補助金名	実施内容
1	放課後児童健全育成事業費補助金	年間平均登録児童数が10人以上で開設日数が250日以上の放課後児童クラブの運営費を補助する。国庫補助がある。 [25年度の事業]23市町村 204か所
2	乳幼児医療費助成事業費補助金	乳幼児疾病の早期発見と早期治療を促進するため、市町村が支給する乳幼児医療費助成金の一部を補助する。 [25年度の事業]647,006件
3	病児・病後児保育事業費補助金	病児・病後児が病院や保育所の医務室などを活用し、対応を可能とする体制の整備を図るため、看護師・保育士の加配等の経費を補助する。 [25年度の事業]10市町村 25か所
4	産休・育休明け保育推進事業費補助金	1歳児に対して保育士を加配する経費を助成する。1歳児1人当たり月額8,200円を支給する。 [25年度の事業]11市町村 66保育所
5	延長保育促進事業費補助金	[25年度の事業]12市町村 83保育所

No	補助金名	実施内容
6	保育所等緊急整備事業費補助金	待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助する。 [25年度の事業] 保育所緊急整備事業3か所、子育て支援のための拠点施設整備事業1か所
7	保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金	保育所運営費の民間施設給与等改善費を基礎に、保育士等の処遇改善に要する費用を私立保育所に交付する。 [25年度の事業]対象となる私立保育所は106保育所
8	次世代育成支援対策推進事業費補助金	市町村が実施する以下の8事業の経費について助成する。 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、へき地保育事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 [25年度の事業]23市町村
9	ひとり親家庭医療費助成事業費補助金	医療費の自己負担分（入院時食事時療養費を除く）を助成した市町村に対し、助成額の1/2を補助する。 [25年度の事業] ひとり親家庭医療費助成事業費補助金 194,606件 237,081千円 ひとり親家庭医療費支給事務費補助金 188,552件 8,851千円 ひとり親家庭医療費対策事業費補助金 104,978件 29,335千円

(出典：子育て支援課作成資料「包括外部監査ヒアリング資料」から要約)

図表Ⅲ－6（2）② 平成25年度補助金支出状況

(単位：千円)

No	事業名	補助金名	平成25年度予算	平成25年度実績
1	放課後児童対策事業	放課後児童健全育成事業費補助金	350,476	335,528
2	乳幼児医療対策事業	乳幼児医療費助成事業費補助金	626,000	577,443
3	病児・病後児保育事業	病児・病後児保育事業費補助金	102,951	99,341
4	産休・育休明け保育推進事業	産休・育休明け保育推進事業費補助金	49,237	45,251
5	延長保育促進事業	延長保育促進事業費補助金	311,058	270,399
6	安心こども基金事業（保育所等緊急整備事業）	保育所等緊急整備事業費補助金	414,289	280,092

(単位：千円)

No	事業名	補助金名	平成 25 年度予算	平成 25 年度実績
7	安心こども基金事業（保育士等処遇改善臨時特例事業）	保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金	184,944	182,513
8	安心こども基金事業（次世代育成支援対策推進事業）	次世代育成支援対策推進事業費補助金	256,094	241,981
9	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭医療費助成事業費補助金	318,450	275,266

(出典：子育て支援課作成資料)

(3) やまなし子育て支援プラン進捗状況の開示について (HP 更新漏れ)

指 摘 (Ⅲ-6 (3))

平成 15 年 7 月、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、国、地方公共団体、企業が一体となって、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間に次世代育成支援に関する施策を、推進することとなり、山梨県では、平成 22 年 3 月に「やまなし子育て支援プラン（後期計画）」を策定し、施策を推進している。

次世代育成支援対策推進法では、都道府県行動計画に基づく措置の実施状況を、毎年少なくとも 1 回公表することとしており、やまなし子育て支援プラン(後期計画)の進捗状況が山梨県ホームページ上に掲載されているが、平成 22 年度以降の進捗状況が掲載されていなかった。

県のホームページは重要な公表手段の一つであり、適時に進捗状況を掲示しなければならない。

平成 15 年 7 月、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、国、地方公共団体、企業が一体となって、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間に次世代育成支援に関する施策を、集中的かつ計画的に推進することとなった。

山梨県では、平成 22 年 3 月に「やまなし子育て支援プラン（後期計画）」を策定し、県民一人一人がそれぞれの立場で子どもの健やかな成長に関わり、社会全体で、子どもや子育て家庭を支援するための施策を推進している。

次世代育成支援対策推進法では、都道府県行動計画に基づく措置の実施状況を、毎年少なくとも 1 回公表することとしており、やまなし子育て支援プラン(後期計画)の進捗状況が山梨県ホームページ上に掲載されている。しかし、平成 22 年度の進捗状況が掲示されており、それ以降の年度の進捗状況が掲載されていなかった。

県のホームページは重要な公表手段の一つであり、適時に進捗状況を掲示しなければならない。なお、監査の過程で事実関係が判明したあと速やかにホームページが更新さ

れ、現在は進捗状況が適切に掲示されている。

(4) 少子化対策の取り組み体制

※下記は、本章の『Ⅱ. 全般的・共通課題と対応』に同様の内容を記載しているが、子育て支援課に特に密接に関連すると考え、重ねて記載するものである。

意見(Ⅱ-6(4))

少子化の一因と考えられる20代・30代女性の流出原因が、主に首都圏への就職・進学であることに対し、地域の行政・教育機関・企業等が連携し、さらなる産業振興による雇用機会の創出、地域を担う人材の育成、子育てしやすい職場環境の整備、保育サービスの充実等子育てしやすい環境の整備といった取り組みをすることが考えられる。

平成26年に人口減少対策戦略本部が立ち上げられたことをきっかけとして、県の関連部局がより強固に連携し、総合的な施策として展開されることを期待したい。また、子育て支援課には、子ども・子育て支援新制度及び次世代育成支援対策を計画的に推進する立場から、少子化対策に取り組む庁内関係課とのより強固な連携を期待したい。

山梨県の少子化の一因と考えられる20代・30代女性の流出の原因が、主に東京都等の首都圏への就職・進学にあることへの対策として、地域の行政・教育機関・企業等が連携し、さらなる産業振興による雇用機会の創出、地域を担う人材の育成、地域の愛着を高めて地域での就職の促進、また、子育てしやすい職場環境の整備、保育サービスの充実等子育てしやすい環境の整備といった取り組みをすることが考えられる。

こうした取り組みは、当然に個々の施策として効果を生み出すことが期待されるが、関連する施策を連携して行うことによって、更に高い効果を生み出すことができると考えられる。

平成26年に人口減少対策戦略本部が立ち上げられたことをきっかけとして、教育関連施策、産業振興関係施策、雇用労働関係施策などを所管する部局とより強固に連携し、総合的な施策として展開されることを期待したい。

子育て支援課は、これまでも山梨県の子育てに関する現状を把握し、県民の求めるニーズに基づいて少子化対策施策を展開してきたものと考えられる。そのため、子育て支援課においては、山梨県の子育て支援全般に関する情報・ノウハウ・経験が蓄積されていることであろう。従って、今後、少子化対策に取り組む庁内関係課とのより強固な連携を推進し、こうした蓄積が最大限活かされることを期待したい。

7. 福祉保健部健康増進課

(1) 業務の概要

福祉保健部健康増進課では、健康づくりの推進、生活習慣病予防、栄養改善指導、感染症対策、母子保健、小児医療対策、特定疾患対策、がん対策、健康推進法による健康増進事業、歯科保健事業などを行っている。

(2) 少子化対策に関連する主な事業

① 特定不妊治療費助成制度（平成 16 年度より事業を開始）

不妊治療のうち体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）は、医療保険の適用がない高度な治療であり、1 回の治療費が高額で経済的負担が重いことから、十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦める人も少なくないため、特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ることを目的としている。

過去 3 年間の事業実績は次のとおりである。

図表Ⅲ－7（2）① 特定不妊治療費助成制度の事業実績

年度	給付組数	給付件数	実績 (千円)	当初予算 (千円)
23	398	722	102,403	165,000
24	496	828	118,200	131,700
25	497	871	115,072	138,000

（出典：健康増進課作成資料「特定不妊治療費助成制度」より抜粋）

なお、平成 26 年度より、治療効果が高い時期により多く治療が受けられるように、39 歳以下の対象者の助成回数を、年間制限無しを通算 6 回までに変更して、早期治療の機会の増加を図っている。

② 産後ケアセンター設置準備事業（平成 26 年度新設）

山梨県では、少子化対策の検討を行うため、平成 25 年 5 月、福祉保健部健康増進課をプロジェクトメンバーに含む、少子化対策プロジェクトチームを編成して、4 つのライフステージ（若者の県内定着、結婚、妊娠・出産、子育てと仕事の両立）における現状の課題と対応策を検討した。このうち、妊娠・出産を取り巻く状況では、子育て不安

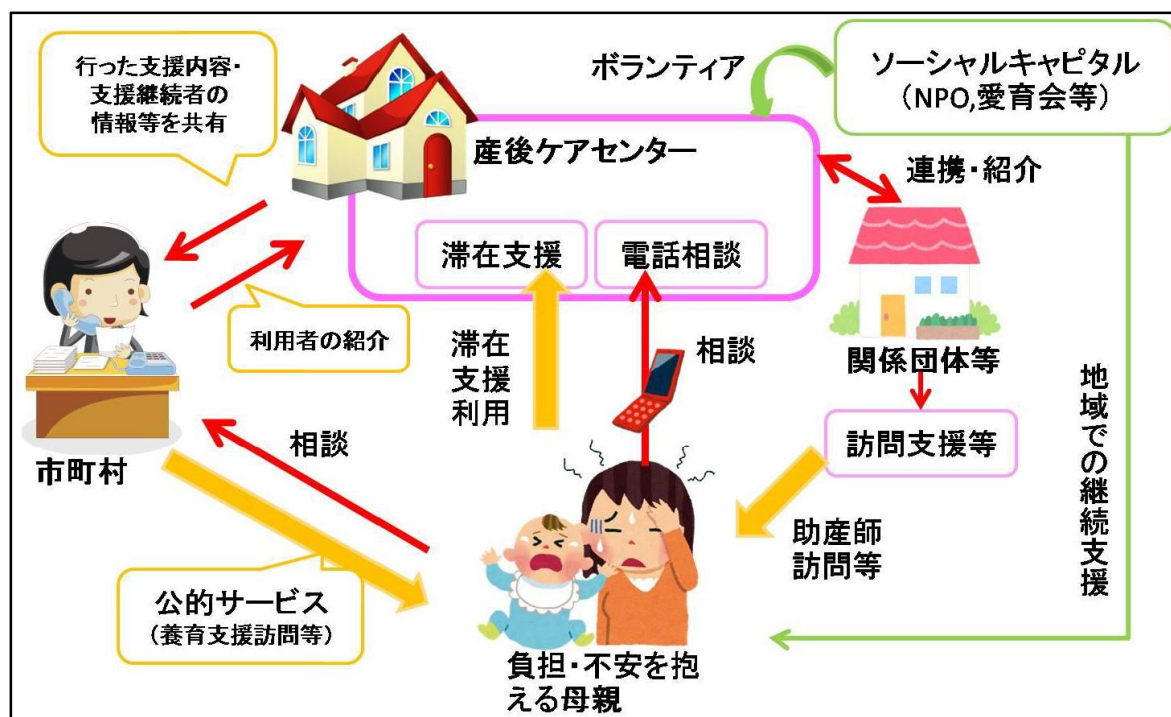
の軽減が必要とされた。

これを受け、平成 25 年 9 月、産前産後の母親を対象としたアンケート調査の実施と、新たな産後育児支援の在り方を検討した結果、新たな産後育児支援の基本的方向性を、①出産直後の母親がリラックスしたり、必要な育児指導を受けることができる機会や場の確保、②妊娠から出産、育児までの一貫した支援を行うための仕組みと拠点の整備とした。

平成 26 年度、産後ケアセンター設置準備事業に 1,205 千円の予算が付与され、出産直後の母親が持つ育児に対する不安を軽減し、産後間もない母親の支援を行う産後ケアセンターの設置に向けた取り組みが行われている。なお、産後ケアセンターの中心的機能としては、①宿泊型産後育児支援を行う場、②産前産後を通じた育児支援の拠点、③いつでも連絡できる相談先の 3 つの機能が考えられる。

福祉保健部健康増進課では、産後ケアの意義と必要性について、県民に理解や関心を深めてもらうために、平成 26 年 3 月 30 日に「産後ケアに関する県民公開シンポジウム」を開催した。

図表Ⅲ－7（2） 産後ケアセンターの運営イメージ



(出典：「新たな産後育児支援の在り方に関する提言 中間取りまとめ」から抜粋)

③ 母子支援向上事業（概ね平成 26 年度単年事業）

県と市町村が連携して、母子支援力の質の向上に取り組むことにより、母子保健サー

ビスの質の向上と県内全域の健康格差の解消につなげることを目的とする。

平成 26 年度、3,031 千円の予算が付与され、主に以下の事業が行われている。

- 1) 幼児健診問診票開発事業（健診マニュアル作成等）
- 2) コンサルテーション研修事業（担当者会議、実技研修等）
- 3) 母子管理カード評価事業

8. 産業労働部労政雇用課

(1) 事業の概要

産業労働部労政雇用課は、少子化対策の一環として、良好な労使関係の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、若年者の県内への定着及び県外からのU・Iターン就職の拡大を図ること目的に、労使関係の安定、勤労者福祉の向上、地域雇用対策等の業務を行っている。

(2) 高齢者福祉及び少子化対策に関連する主な事業

① 平成25年度の主な事業

事業	事業費	主な事業内容
労使関係の安定促進事業	12,861 千円	情報誌「やまなしの労働」を発行し、労働関係の情報提供 中小企業労働相談所での労働条件や労務管理に関する相談
働きやすい労働環境づくりの推進事業	4,543 千円	中小企業労働施策アドバイザーによる巡回相談 ワーク・ライフ・バランス取組事例集の作成
仕事と家庭の両立支援事業	600 千円	就業規則等の整備に関する講習会や個別相談会の実施
緊急雇用創出事業臨時特例基金事業	1,957,159 千円	新卒未就職者等に対して基礎的な研修の実施と就業体験受入先企業での体験就業支援
若年者雇用対策事業	21,094 千円	大学生や高校生等を対象とした県内企業との合同就職面接会や、より早い段階から望ましい職業観・勤労観を醸成するための小中学生向けキャリア教育推進事業の実施
Uターン・Iターン就職促進事業	25,779 千円	東京都に「やまなし暮らし支援センター」を開設し、県内への移住や就職を希望する学生・社会人に対し就職相談や情報提供を実施するとともに、大学訪問を行い県内企業の紹介の実施
シルバー人材センター活動支援事業	6,943 千円	シルバー人材センター連合会に対する運営費の補助の実施

② 主な事業の実施結果

ア. 労使関係の安定促進事業

- ・「やまなし労働」の発行回数 4回（各1,700部）
- ・労働相談件数 109件

イ. 仕事と家庭の両立支援

- ・就業規則作成等講習会 3回
- ・個別相談会の実施 延べ24回

ウ. 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業

- ・県と市町村合わせて1,029人の雇用創出

エ. Uターン・Iターン就職促進事業

- ・電話も含めた相談件数は1,742件（移住相談を含む）
- ・U・Iターン80名、移住52名

（3）現場視察

産業労働部労政雇用課における高齢者福祉関連事業及び少子化対策関連事業の取り組みを確認するため、以下の施設を視察した。

- ① やまなし暮らし支援センター
- ② ジョブカフェやまなし
- ③ 山梨県求職者総合支援センター
- ④ 山梨県子育て就労支援センター

① やまなし暮らし支援センター

ア. 概要

やまなし暮らし支援センターは、平成25年6月1日に東京都千代田区有楽町のふるさと回帰支援センター内に設置され、山梨県における定住人口の確保を図るため、移住及びU・Iターン就職に関する情報をワンストップで提供している。

センターの人員は、U・Iターン就職担当2名（労政雇用課職員1名、U・Iターン専門相談員1名）、移住専門相談員1名、ハローワーク職業紹介職員1名から構成されて

いる。



(視察時に撮影)

(東京都千代田区有楽町 東京交通会館5階 (NPOふるさと回帰支援センター内))

イ. 主な業務の内容

項目	主な業務	業務内容
移住関係	住宅情報の提供	山梨県への移住希望者に空き家に関する情報を提供。
	生活情報の提供	山梨県への移住に際して、医療、福祉、教育、交通などの生活に関する情報を提供。
	市町村窓口の紹介	希望する地域の市町村窓口を紹介。
	移住相談セミナーの開催	都内やその近郊において、移住者の体験談や、市町村担当者による移住に関する詳細説明など、具体的な情報を提供。
	各種資料の提供	市町村等から移住に関する資料を収集し、移住希望者に提供。
U・Iターン就職関係	就職情報の提供	山梨県内への就職希望者に対し、県内企業の求人情報や企業情報等を提供。 平成26年3月からはハローワーク職員を配置し、職業紹介も実施。 学生に対しては、面接やエントリーシートの書き方等、就職活動に関する情報を提供。

項目	主な業務	業務内容
	大学等への訪問	首都圏の大学等を訪問し、本県出身学生への県内企業情報や採用情報の提供を通じて、U・Iターン就職を支援。
	就職出張相談	首都圏の大学等が主催する合同企業説明会やU・Iターン就職ガイダンスの開催時に相談ブースを設置し、学生等からの相談や就職情報を提供。
	U・Iターン就職フェアの開催	都内において、県内企業等との面接の機会を提供。福祉人材センター等の関係機関とも連携し、各種情報提供や就職相談等を実施。
	各種資料の提供	県内への就職に関する資料等を収集し、U・Iターン就職希望者に提供。

ウ. 主な業務の平成25年度実施結果

・窓口相談活動の状況

	来所	電話	メール	資料	計
移住相談	749件	302件	268件	100件	1,419件
就職相談	260件	39件	13件	11件	323件
計	1,009件	341件	281件	111件	1,742件

・U・Iターン就職活動の状況

訪問学校数	152校
出張相談開催数	41回
相談者数	150名

・移住及び就職の状況

○移住者

移住先	世帯数	人数
北杜市	114世帯	30名
南アルプス市	4世帯	9名
甲州市	3世帯	7名
甲府市	2世帯	3名
甲斐市	1世帯	2名
鳴沢村	1世帯	1名
計	22世帯	52名

○U・Iターン就職

県内出身者 (Uターン)	65名
県外出身者 (Iターン)	15名
計	80名

(出典：やまなし暮らし支援センターから提供「やまなし暮らし支援センターについて」)

て」より抜粋)

上記の通り、やまなし暮らし支援センターにおける移住及びU・Iターン就職の取り組みは一定の成果を挙げている。今後も、潜在的な移住希望者やU・Iターン就職希望者への積極的な情報提供等を通じて、移住者及びU・Iターン就職者数の増加に努められたい。

② ジョブカフェやまなし

ア. 概要

ジョブカフェやまなしは、概ね15歳から39歳までの若者の就職活動を支援するために、平成17年4月1日に開設された施設である。

専門のカウンセラーによるカウンセリングを中心に、職業適性診断や就職関連情報の提供のほか、就職セミナーや職業紹介など、若者の就職を総合的に支援している。

人員は、県6名（センター長1名、再任用職員1名、臨時職員1名、キャリアカウンセラー3名。国所属を除く。）から構成されている。

イ. 主な業務の内容

主な業務	業務内容
就職サポート	就職に関する悩みや不安、仕事探しの方法等、キャリアカウンセラーによるカウンセリングを実施。
	利用者の希望に応じて就職に至るまでの支援メニューをキャリアカウンセラーが作成。
職業適性診断	簡単なテストにより、求職者の適性或適職の分析を実施。キャリアカウンセラーから診断結果についての説明を受けることも可能。
しごとライブラリー	仕事や就職に関する図書やビデオなどの貸し出し。
ミニセミナー	面接対策や応募書類の書き方等について、少人数制のセミナーを開催。
チャレンジ就活講座	正社員就職に必要なスキルを学ぶ短期集中講座を年4回程度開催。
キャンパスジョブカフェ	高校等に出向き、セミナーや個別カウンセリングを開催。
ジョブカフェブランチ	県内の大学等に出向き、セミナーや個別カウンセリングを実施。
出張ジョブカフェ	県内の各地域に出向き、セミナーや個別カウンセリングを実施。

主な業務	業務内容
イベントの案内	職場体験や就職面接会など、就職に役立つ各種イベントをホームページやメールマガジンで随時案内。
ジョブカフェサテライト	富士吉田市内に設置されたサテライト。キャリアカウンセリングや職業適性診断を実施。
求人検索、職業相談、職業紹介（ヤング・ハローワーク）	パソコンによるハローワークの求人検索、ハローワークによる職業相談・職業紹介

ウ. 主な業務の実施結果

(単位：名)

	ジョブカフェやまなし (県)				ヤング・ハローワーク (国)			来所者 数※	就職 者確 認数 ※
	新規 登録	キャリ アカウ ンセリ ング	職業 適性 診断	身内の 就職転 職相談	求人 検索	職業 相談	職業 紹介		
H23年度	710	2,154	326	5	22,754	7,553	4,451	32,309	1,329
H24年度	703	1,931	292	7	19,090	9,425	4,629	31,082	1,392
H25年度	582	2,178	266	9	16,820	8,584	4,200	28,084	1,309

※国所管のヤング・ハローワーク分を含む。

(単位：名)

	ジョブカフェやまなし (県)					
	キャンパスジョブカフェ セミナー		出張ジョ ブカフェ	ジョブカ フェブラ ンチ	ジョブカフ ェサテライ ト	
	カウンセリング					
H23年度	4,234		218	27	1,231	987
H24年度	3,304		392	30	1,161	1,197
H25年度	3,105		266	31	700	1,420

(出典：ジョブカフェやまなしから提供「ジョブカフェやまなし実績」より抜粋)

雇用情勢の改善が進む中で、全体の来所者数は減少傾向にあるものの、セミナーやカウンセリング実施者数、就職者数は一定の水準で推移しており、取り組みは一定の成果を挙げている。今後も、若者の就職支援や積極的な情報提供等に努められたい。

③ 山梨県求職者総合支援センター

ア. 概要

山梨県求職者総合支援センターは、概ね 45 歳以上の求職者の就労活動等を支援する

ため、平成 21 年 6 月 29 日に開設された施設である。

専門相談員による生活や住宅、職業訓練などの相談や、ハローワークによる職業紹介・職業相談を実施している。

人員は、県 2 名（センター長 1 名（ジョブカフェ兼務）、キャリアカウンセラー 1 名。国所属を除く。）で構成される。

イ. 主な業務の内容

主な業務	業務内容
生活・就労相談及び情報提供	公営住宅や雇用促進住宅への入居手続きに関する情報提供、生活福祉資金や就職安定資金融資に関する情報提供、生活保護等に関する情報提供、職業訓練についての相談や情報提供等、ジョブカードの相談
求人検索、職業相談、職業紹介（ハローワーク）	パソコンによるハローワークの求人検索、ハローワークによる職業相談・職業紹介

ウ. 主な業務の実施結果

（単位：件又は名）

	山梨県求職者総合支援センター								
	県（労政雇用課）						国（ハローワーク）		
	生活 相談	就労 相談	職業 訓練	その 他	相談 延べ 件数	相談 人数	来所 者数	職業 紹介	就職 者確 認数
H23 年度	88	377	228	90	783	615	37,216	4,663	687
H24 年度	64	558	233	82	937	802	38,693	4,773	717
H25 年度	23	485	189	38	735	651	35,604	4,190	678

（出典：山梨県求職者総合支援センターから提供「山梨県求職者総合支援センター」より抜粋）

雇用情勢の改善が進む中で、全体の来所者数は減少傾向にあるものの、就労等の相談件数や就職者数は一定の水準で推移しており、取り組みは一定の成果を挙げている。今後も、就職・生活支援や積極的な情報提供等に努められたい。

④ 山梨県子育て就労支援センター

ア. 概要

山梨県子育て就労支援センターは、子育て中の求職者の就労活動等を支援するため、平成 26 年 10 月 1 日に開設された施設である。

専門相談員による子育て支援制度等に関する情報提供や、ハローワークによる職業紹介・職業相談を実施している。センター内には、キッズスペースや授乳室、ベビーチェアを設置し、子どもと一緒に利用しやすい環境を整備している。

人員は、県2名（センター長1名（ジョブカフェ兼務）、キャリアカウンセラー1名。国所属を除く。）から構成されている。

イ. 主な業務の内容

主な業務	業務内容
子育て支援制度等に関する情報提供	保育施設、児童手当、ひとり親家庭支援制度、妊娠出産支援制度、妊婦や乳幼児・小児医療制度、地方公共団体等の子育て支援制度などに関する情報を提供。
就労相談	子育て中の求職者の希望・状況に応じた就職を実現するため、担当者制により一貫したサポートを実施。
求人検索、職業相談、職業紹介（ハローワーク）	パソコンによるハローワークの求人検索、ハローワークによる職業相談・職業紹介

ウ. 主な業務の実施結果（参考）（平成26年度（10月～12月））

（単位：件又は名）

山梨県子育て就労支援センター									
県（労政雇用課）							国（ハローワーク）		
子育て支援	手当・助成	職業訓練	就労相談	その他	相談延べ件数	相談人数	来所者数	職業紹介	就職者確認数
47	3	12	22	14	98	87	579	194	30

（出典：山梨県子育て就労支援センターから提供「山梨県子育て就労支援センター」より抜粋）

山梨県子育て就労支援センターは、平成26年10月の設置以降、子育てや就労に関する相談等の実績を重ねている。今後も、子育て中の方の支援や積極的な情報提供等に努められたい。

9. 県土整備部都市計画課

(1) 業務の概要

県土整備部都市計画課では、山梨県都市計画マスタープラン及び都市計画区域マスタープランの策定、都市防災計画の策定、都市計画基礎調査、都市計画の決定、まちづくりの啓発及び指導、市町村の都市計画の助言、甲府駅南口周辺地域の再整備、街路事業、県営公園の整備・管理などを行なっている。

都市計画マスタープランとは、都市の目指すべき将来像を位置づけ、その実現に向けた長期的な都市づくりの基本方針を示す計画である。

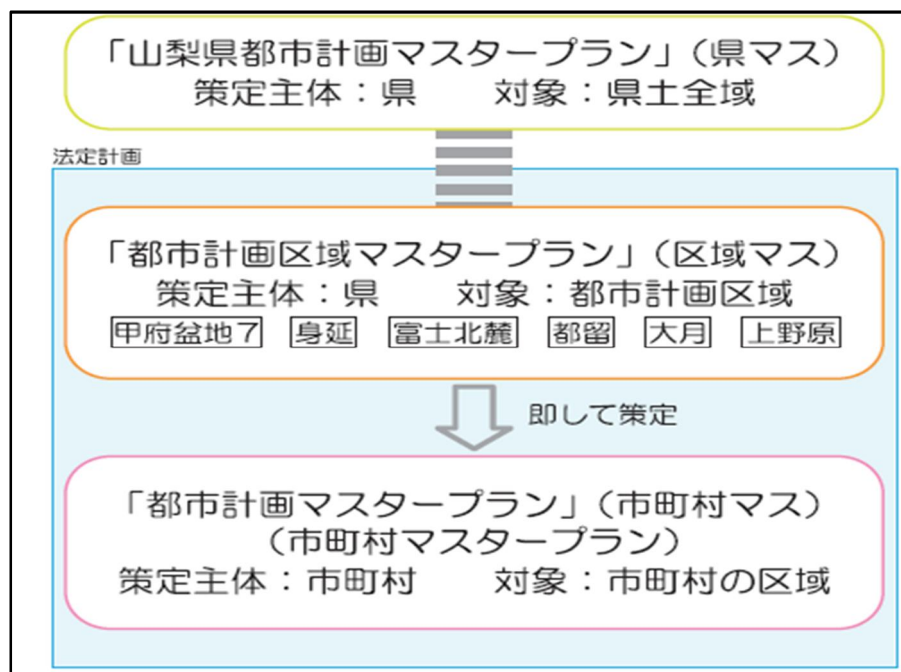
山梨県においては、すでに人口減少・超高齢社会が到来しており、都市経営コストの最適化、自動車を自由に使えない高齢者等の移動手段の確保、公共公益施設や大規模集客施設の適正立地、地球環境問題などの課題への対応などが、都市づくりに求められている。

そのため、山梨県は、都市づくりの基本理念に「都市機能集約型都市構造の実現」を掲げ、拡散型の都市構造からの転換を図るために、平成22年3月に「山梨県都市計画マスタープラン」を策定した。山梨県都市計画マスタープランでは、「都市機能が集積する場所」、「公共交通等により到達可能な場所」及び「既存の都市基盤ストックが活用できる場所」の3条件を満たす場所を拠点と位置付け、今後の山梨県の都市計画の方針を明確にしている。

また、平成23年3月に山梨県都市計画マスタープランを上位計画として、法定計画である都市計画区域マスタープランを策定し、都市計画に関する基本的な方向性と主要な都市計画の決定方針を示している。

各マスタープランの位置づけは以下の通りである。

図表Ⅲ－9（1） 各マスタープランの位置づけ



(出典：県マス「山梨県都市計画マスタープラン」及び区域マス「都市計画区域マスタープラン」概要版から抜粋)

(2) 高齢者福祉及び少子化対策に関連する主な事業

① 県政出張講座での説明

県土整備部都市計画課では、住民主体のまちづくりの進め方と県内各地での取り組みの概要や、都市計画マスタープランの概要などについて、県政出張講座の対象講座としており、県民に対して説明するとともに、意見交換を実施している。なお、実績は以下の通りである。

図表Ⅲ－9（2）① 都市計画課の県政出張講座の実績

テーマ	実施年月日	参加人数
住民主体のまちづくり	平成21年10月23日	80人
住民主体のまちづくり	平成22年8月19日	40人
持続可能な都市づくり	平成23年6月9日	20人
持続可能な都市づくり	平成23年7月19日	38人
住民主体のまちづくり	平成24年6月18日	65人
都市計画マスタープラン	平成26年3月11日	25人

(出典：山梨県HPより要約)

② 市街地再開発事業

地域の防災性能の向上や空洞化が進む中心市街地の活性化などを目的として行う事業で、市街地内の都市機能が低下している区域において、建物や敷地、公共施設の整備等を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る目的で実施した。

(甲府市紅梅地区第一種市街地再開発事業)

(事業目標)

①都市機能の更新

店舗・住居・専門学校等を備えた複合施設を整備し、街の活性化に努める。

②土地の高度利用・有効利用

土地の一体的利用に伴い、施設建築物等の計画的な整備を行う。

③住環境の整備

都市型住宅を建設し、良質な住環境を整備すると併せて都心居住を推進する。

④防災性の向上

建築物の共同化による建物の不燃化により、安全で快適な環境を創出する。
壁面後退させることにより、ゆとりある歩行者空間を創出する。

図表Ⅲ－９（２）② 甲府市に対する市街地再開発事業補助金

支出事業年度	支出額（千円）
平成 19 年度	112,600
平成 20 年度	245,165
平成 21 年度	243,080
平成 22 年度	299,230

(出典：都市計画課 HP より要約)

(3) コンパクトシティへの取り組み

※下記は、本章の『Ⅱ．全般的・共通的課題と対応』に同様の内容を記載しているが、都市計画課に特に密接に関連すると考え、重ねて記載するものである。

意見(Ⅲ－９(3)①) 地域の実態に応じた都市計画マスタープランの作成について
現在の都市計画マスタープランにおいて設定されている各種拠点には、過疎地域や消滅可能性都市と重なっているものがある。そのため、今後、都市計画マスタープランによって進めようとする方向性と地域の実態との間に乖離が生じる恐れがある。
県が主導して市町村と連携をとり、広い視点で地域の実態と整合性のある計画を進めていくことが望ましい。

意見（Ⅲ－９（３）②）県と市町村の一体的なまちづくりについて

人口減少、少子高齢化といった問題に関しては、個々の市町村ごとの対策のみでは、高い効果を出せるものではなく、県全体の大きな課題としての対応が求められる。

県が主導して、県と市町村の垣根を越えた横断的な取り組みとして、一体的なまちづくりに取り組んでいくことが望ましい。

意見（Ⅲ－９（３）③）居住を誘導する施策展開と住民への十分な説明について

「消滅可能性都市」をめぐる論議や、山梨県の過疎地域の状況等を踏まえると、今後、県内の全ての地域において、均等に行政サービスを提供していくことは難しくなってくる懸念される。

このため、既存の社会資本ストックを有効に活用して、中心市街地は働きやすい、住みやすい、学びやすい、子育てしやすい地域とし、居住を誘導してコンパクト化していくための取り組みが必要と考えられ、山梨県全体のコンパクトシティ化、ネットワーク化を推進していくことが望ましい。

なお、コンパクトシティ化を推進する際には、都市機能の集約、再編が必要となるため、住民の不安を解消し、理解を得るべく、行政が住民目線に立ち、十分な説明を行うことが求められる点、留意が必要である。

平成 21 年度に策定された山梨県都市計画マスタープランでは、県民生活の核となる、都市機能集約型都市構造の実現のための拠点として、広域拠点、地域拠点、既存都市機能立地地区、都市機能補完地区の 4 種類・20 拠点を設定している。この拠点は図Ⅱ－8（２）⑤のとおり、過疎地域や消滅可能性都市と一部重なっており、今後対策を打たないままであると、都市計画の目標年次平成 32 年には地域の実態との乖離が大きくなってしまふ恐れがある。

そのため、県が主導して市町村と連携をとり、都市計画マスタープランが山梨県全体に対して効果的に機能するように、地域の実態と整合性のある計画を策定・実行していくことが望ましい。

山梨県においては、少子化に対しては「やまなし子育てプラン」（平成 22 年度～平成 26 年度）により、高齢化に対しては「健康長寿やまなしプラン」（平成 24 年度～平成 26 年度）により、それぞれ対策が講じられてきた。しかし、少子化には歯止めがかからず、また、高齢化対策についても、介護人材の不足等の問題に直面している。人口減少、少子高齢化といった問題に関しては、個々の市町村ごとの対策のみでは、高い効果を出すことが難しく、県全体の大きな課題として、対応することが重要となる。

そのため、県が主導して、県と市町村の垣根を越えた横断的な取り組みとして、一体的なまちづくりに取り組んでいかれることを期待したい。

また、過疎地域や消滅可能性都市等、山梨県の状況を整理すると、今後、山梨県の全ての地域に対して、均等に行政サービスを提供していくことが難しくなってくる可能性がある。

そのため、県の限りある資源をこれまで以上に有効に活用することを検討する必要がある。具体的には、既存ストックを最大限に活用しつつ山梨県全体でコンパクト化を図るとともに、交通・情報ネットワークを充実し、求められる各種サービスを効率的に提供できる環境を整えることを検討する必要がある。

既存ストックを活用して、中心市街地に介護・医療・子育て等のサービス拠点施設を設置し、働きやすい、住みやすい、学びやすい、子育てしやすいコンパクトなまちづくりを推進し、さらに、甲府駅周辺等の広域拠点と中山間地域における日常生活に不可欠な施設・機能を集めた小さな拠点とを公共交通（コミュニティバス、デマンドバス等）や情報通信のネットワークで結び、サービスコストの効率化を図る等、コンパクトシティ化とネットワーク化を山梨県全体で推進していくことが望ましい。

なお、まちの集約、再編は、住民が納得し、同意が得られなければ実現は難しい。他の自治体の事例では、夕張市長が自ら次のように述べている。

「まちの集約、再編は、すべての住民が納得し、同意しなければ成功とは言えない。住民の不安を解消すべく、丁寧な説明を繰り返し、粘り強く説得していくしか道はないのである。」（引用：鈴木直道『夕張再生市長 課題先進地を見た「人口減少ニッポン」を生き抜くヒント』講談社 2014年）

コンパクトシティ化を推進する際には、都市機能の集約、再編が必要となるため、住民の不安を解消し、理解を得るべく、行政が住民目線に立ち、十分な説明を行い、行政と民間と住民が課題を共有し、一体となってまちづくりを進めていくことが不可欠である点、十分に留意する必要がある。

10. 福祉保健部福祉保健総務課監査指導室

(1) 業務の概要

福祉保健部福祉保健総務課監査指導室（以下「監査指導室」という。）は、県内の社会福祉法人及び社会福祉施設の業務運営状況及び会計処理の検査（以下「指導監査」という。）を行っている。

指導監査は、社会福祉法及び各種法令に基づいて行われる。山梨県では、昭和58年から指導監査専門の担当部門を設け、山梨県社会福祉法人等指導監査実施要綱及び同実施要領を定め、社会福祉法人等の適正な運営管理と社会福祉事業の経営の円滑化を図ることを目的として指導監査を行っている。

監査指導室は7名で構成されており、指導監査を行うに当たり必要に応じて長寿社会課等の他の課との連携を図っている。

指導監査の結果については、県民への情報提供と、社会福祉法人等のよりよい運営・処遇に資する資料として、山梨県ホームページにおいて公表している。

(2) 指導監査の概要

① 指導監査の対象と監査の根拠法令

図表Ⅲ－10（2）① 指導監査の対象と根拠法令

指導監査対象施設等	指導監査の根拠法令	国の指導監査指針等 (国通知)	県の指導監査実施要綱等
特別養護老人ホーム	老人福祉法	老人福祉施設に係る指導監査について	山梨県社会福祉法人等指導監査実施要綱 山梨県社会福祉法人等指導監査実施要領
養護老人ホーム	老人福祉法		
軽費老人ホーム・ケアハウス	社会福祉法	無	
老人デイサービスセンター	老人福祉法	無	
老人短期入所施設	老人福祉法	無	
児童福祉施設 (障害児・保育所を除く)	児童福祉法	児童福祉行政指導監査の実施について	
保育所(公立・私立)	児童福祉法		
救護施設	生活保護法	生活保護法による保護施設に対する指導監査について	
社会福祉法人	社会福祉法	社会福祉法人指導監査要綱の制定について	
社会福祉協議会	社会福祉法		

指導監査対象施設等	指導監査の根拠法令	国の指導監査指針等(国通知)	県の指導監査実施要綱等
障害者支援施設	障害者総合支援法	障害者支援施設等に係る指導監査について	山梨県社会福祉法人等指導監査実施要綱 山梨県社会福祉法人等指導監査実施要領
福祉型・医療型障害児入所施設 福祉型・医療型児童発達支援センター	児童福祉法		

② 指導監査の指摘基準

図表Ⅲ－１０（２）② 指導監査の指摘基準

法令等の適合区分	指摘区分	指導形態
福祉関係法令又は福祉関係通達に抵触する場合	文書	福祉関係法令又は福祉関係通達に抵触する場合について原則として「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合、軽微な違反の場合等に限って、口頭指導とすることがある。
福祉関係法令外の関係法令又はその他の通達等に抵触する場合	口頭	福祉関係法令以外関係法令又はその他の通達に抵触する場合について原則として「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、文書指摘とする。

前年度の指導監査において口頭指導とした事項について、翌年度も改善がなされていない場合は、文書指摘とすることがある。

③ 社会福祉法人等への文書指摘及び口頭指導の周知について

社会福祉法人等の適正な運営管理のため、山梨県ホームページにおいて手引きを公表している。

図表Ⅲ－１０（２）③ 手引きの区分一覧

法人・施設	管理	法人
		施設共通
		保育所
法人・施設	経理	法人（旧会計基準）
		施設（旧会計基準）
		法人・施設共通（新会計基準）
施設	処遇	養護老人ホーム
		特別養護老人ホーム
		老人デイサービスセンター
		軽費老人ホーム・ケアハウス
		指定障害者支援施設
		指定障害児入所施設
		指定障害児通所支援事業
		保育所
		母子支援施設
		児童養護・乳児院
		救護

文書指摘及び口頭指導が該当する事例については、手引きの評価事項の欄において明記することで周知している。

④ 指導監査の方式

指導監査は、基本的には実地監査によって行われる。具体的には、監査指導室担当者が監査対象先に訪問し、監査対象先への質問や保管する関係書類の閲覧が行われる。実地監査以外には、書面のみによる書面監査、複数の監査対象先を同一箇所にて集めて行う集合監査があるほか、前年度の指摘事項の有無及び内容によって指導監査を省略する場合もある。

指導監査の実施に先立ち、監査対象先は、社会福祉法人（・施設）指導監査資料（以下「監査資料という。）の質問事項について回答を記入し、監査指導室に提出することが要請される。指導監査当日において、監査指導室は、監査対象先から事前に提出された監査資料の回答を手引きとともに参照し、担当者への質問や関係書類の閲覧を通じて事実確認を行う。

監査資料は、内容に応じて、管理、経理、処遇（施設のみ）に区別され、山梨県のホームページにおいて公表されている。管理は、定款や登記事項、役員等の法人組織・運営関係に関する事項、就業規則等の諸規程の整備と適用状況及び職員の配置状況等に関する事項から構成されている。経理は、経理規程や会計組織、予算・決算の状況及び資産・負債関係等の会計処理に関する事項から構成されている。処遇は、利用者に対する

サービス内容や必要な設備の整備状況等の処遇関係に関する事項から構成されている。

監査終了後は、監査指導室の職員全員及び各所管課の職員から構成される調整会議において監査結果を検討する。検討の結果、文書指摘に該当すると判断された事例については、口頭指導事項と合わせて、文書により監査対象先に通知し、監査結果の通知日から概ね1か月以内に改善報告を求めることとなる。

監査資料は、監査後5年間保存される。

図表Ⅲ－10（2）④ 監査資料の区分一覧

法人	管理	※基本的に、以下に掲げる社会福祉施設等の種類別に、左記の監査資料が公表されている。
	経理	
施設	管理	
	経理	
	処遇	

※
特別養護老人ホーム
養護老人ホーム
ケアハウス、救護施設
デイサービスセンター、老人短期入所生活介護事業所
社会福祉協議会
障害者支援施設
障害児入所施設（福祉型・医療型）
児童発達支援センター（福祉型・医療型）
児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設
保育所（設置者：社会福祉法人）
保育所（設置者：個人）
保育所（設置者：市町村）
社会福祉法人（施設を有しないか施設が監査対象ではない法人）
県立施設

⑤ 指導監査の重点項目の事前周知

指導監査の実施に先立ち、指導監査で当該年度に重点的に実施する内容を山梨県のホームページにおいて公表している。

また、指導監査における主眼事項や着眼点についても、社会福祉法人等の種類ごとに山梨県のホームページにおいて公表している。

⑥ 指導監査の監査体制

基本的に、1つの監査対象先について、管理・経理・処遇の区別ごとに、監査指導室担当者を1名ずつ、計3名を配置し、1日をかけて作業を実施している。監査指導室は7名で構成されているため、1日当たり2つの監査対象先に対して指導監査を行っている。

また、指導監査を行うに当たり、必要に応じて長寿社会課等の他の課との連携を図っている。

⑦ 指導監査の結果の公表

県民への情報提供と、社会福祉法人等のよりよい運営・処遇に資する資料として、山梨県のホームページにおいて、毎年5月中旬に指導監査の結果を公表している。平成25年度の指導監査の概要（一般指導監査実績）は以下のとおりである。

図表Ⅲ－１０（２）⑦ 平成25年度の指導監査の概要（一般指導監査実績）

法人・施設の種別	監査実施数	文書指摘法人・施設数	文書指摘の割合	文書指摘件数				平均指摘件数※
				管理	経理	処遇	合計	
①一般社会福祉法人	36	27	75.00%	24	47	-	71	2.6
②社会福祉協議会	7	7	100.00%	7	17	-	24	3.4
社会福祉法人 計	43	34	79.07%	31	64	-	95	2.8
③救護施設	1	1	100.00%	0	1	0	1	1.0
④養護老人ホーム	12	9	75.00%	3	7	18	28	3.1
⑤特別養護老人ホーム	78	57	73.08%	40	88	47	175	3.1
⑥軽費老人ホーム	15	14	93.33%	12	12	22	46	3.3
⑦老人デイサービスセンター	57	42	73.68%	37	27	30	94	2.2
⑧老人短期入所施設	11	8	72.73%	7	11	7	25	3.1
老人福祉施設 計	173	130	75.14%	99	145	124	368	2.8
⑨障害者支援施設	28	20	71.43%	2	30	22	54	2.7
⑩公立保育所	126	14	11.11%	12	-	4	16	1.1
⑪民立保育所	111	77	69.37%	67	123	37	227	2.9
保育所 計	237	91	38.40%	79	123	41	243	2.7
⑫その他児童福祉施設	17	8	47.06%	1	12	8	21	2.6
児童福祉施設 計	254	99	38.98%	80	135	49	264	2.7
施設 計	456	250	54.82%	181	311	195	687	2.7
合計	499	284	56.91%	212	375	195	782	2.8

※ 平均指摘件数＝文書指摘件数／文書指摘法人・施設数

(参考)

1 指導監査文書指摘件数の推移

年度	監査実施数	文書指摘法人・施設数	文書指摘の割合	文書指摘件数					平均指摘件数
				法人運営	施設管理	施設経理	施設処遇	計	
H25	499	284	56.91%	95	181	311	195	782	2.8
H24	587	324	55.20%	241	182	265	112	800	2.5
H23	562	356	63.35%	270	232	357	221	1,080	3.0
H22	638	425	66.61%	385	288	395	277	1,345	3.2
H21	644	413	64.13%	341	126	491	403	1,361	3.3

2 指導監査実施法人・施設数の推移

種別	H25年度実施数	H24年度実施数	H23年度実施数	H22年度実施数	H21年度実施数
社会福祉法人	43	145	133	139	142
児童福祉施設	254	253	255	251	253
老人福祉施設	173	159	136	204	202
障害者施設	28	28	37	42	46
救護施設	1	2	1	2	1
計	499	587	562	638	644

(3) 指導監査結果の根拠の明確化について

指 摘 (Ⅲ-10(3))

実施された指導監査に関連する資料を閲覧したところ、実地調査時の事実確認において、社会福祉法人から入手した事前回答と実態が整合していないことを識別しつつも、それを調書に適切に記録していない状況と、文書指摘及び口頭指導を裏付ける証拠書類が調書として十分に保全されていない状況が見受けられた。そのため、担当者以外の者による指導監査の実施状況の把握、適切な文書指摘及び口頭指導が実施されているかの点検が円滑に実施できないことが危惧される。

県は、社会福祉法で定められる権限に基づいて、社会福祉法人等の民間事業者への指導監査を行っているのであるから、文書指摘及び口頭指導の結論に至る経緯、根拠を客観的な事実をもって関係者等に明確に説明できるよう、指導監査の実施状況を適切に調書に記録するとともに、必要に応じて根拠となる関係書類の写しを入手・保存するなど、結論に至る過程を適切に記録、保存しておくべきである。

指導監査において、監査指導室は、監査対象先から事前に提出された監査資料の回答を参照し、担当者への質問や関係書類の閲覧を通じて事実確認を行う。事実確認の結果、不備等が判明した場合は、その内容に応じて、文書指摘及び口頭指導を行うこととなる。文書指摘及び口頭指導は、監査指導室において文書により記録され、監査資料とともに調書として保存される。

実施された指導監査に関連する資料を閲覧したところ、実地調査時の事実確認において、社会福祉法人から入手した事前回答と実態が整合していないことを識別しつつも、それを調書に適切に記録していない状況が見受けられた。

また、文書指摘及び口頭指導を裏付ける証拠書類が調書として十分に保全されていない状況が観察された。具体的には下表に掲げたような事例が複数の指導監査業務において散見された。

	指導監査対象	内容
例 1	A 社会福祉法人	基本財産の土地について、貸借対照表と固定資産管理台帳の金額が相違していたとの文書指摘があるが、当該事項に係る監査資料のチェック項目には「いる」(問題なし)にチェックが入ったままになっている。
例 2	B 社会福祉法人	資金残高の不整合に関する文書指摘があるが、当該事項に係る監査資料のチェック項目には「いる」(問題なし)にチェックが入ったままになっている。
例 3	C 社会福祉法人他	経理規程において、日々入金した金銭を5日以内に金融機関に預け入れることとされているにもかかわらず、5日を超えて入金されている場合が見受けられた点についての文書指摘があるが、その根拠となる入金記録が調書として十分に保全されていない。

このように、指導監査によって把握した事実関係を正確に示す書類や、文書指摘及び口頭指導の裏付けとなる書類が適切に整備されていない場合、担当者以外の者による指導監査の実施状況の把握、適切な文書指摘及び口頭指導が実施されているかの点検が円滑に実施できないことが危惧される。

県は、社会福祉法で定められる権限に基づいて、社会福祉法人等の民間事業者への指導監査を行っているのであるから、文書指摘及び口頭指導の結論に至る経緯、根拠を客観的な事実をもって関係者等に明確に説明できるような対応が当然に求められていると考えるべきである。従って、閲覧した関係書類の名称、閲覧対象とした期間、識別された不備事項の内容等、指導監査の実施状況を適切に調書に記録するとともに、必要に応じて根拠となる関係書類の写しを入手・保存するなど、結論に至る過程を適切に記録、保存しておくべきである。

(4) 文書指摘と口頭指導の判定誤りについて

指 摘 (Ⅲ-10 (4))

A 社会福祉協議会の平成 25 年度指導監査において、非正規職員に年次有給休暇が付与されていない点について、口頭指導として対応しているが、法定の年次有給休暇が付与されていないことは、手引きにおいて、文書指摘として評価することとされていることから、当該事項は文書指摘として指導すべきであった。

A 社会福祉協議会の平成 25 年度指導監査において、非正規職員に年次有給休暇が付与されておらず、労働基準法に抵触していることが判明し、これに関して口頭指導を行っている。

法定の年次有給休暇が付与されていないことは、手引きにおいて、文書指摘として評価することとされていることから、A 社会福祉協議会の平成 25 年度指導監査において、当該事項は文書指摘として指導すべきであった。

(5) 指導監査の質のさらなる向上について

① 監査資料に記載するチェック事項の充実について

意 見 (Ⅲ-10 (5) ①)

監査資料のうち「管理」(法人組織・運営関係等)のページにおいては、監査対象先に対する質問事項のほか、特記事項の欄が設けられ、関係法令の条文や文書指摘及び口頭指導に繋がるより詳細な点検事項等、指導監査上、留意すべき事項が付記されている。一方、監査資料のうち「経理」(会計・経理関係)及び「処遇」(処遇関係)のページには、このような特記事項の欄が設けられていない。そのため、指導監査の効率性が低下する可能性があるほか、場合によっては、指導漏れが生じる可能性があると考えられる。

指導監査の目線や指導の水準は不均衡のない公平なものであることが求められるとともに、それを限られた時間の中で効率的に実施することが求められるため、関係法令や文書指摘及び口頭指導に繋がる点検事項等、留意すべき事項を監査資料に予め記載しておくことが有効であると考えられる。

従って、「経理」及び「処遇」の監査資料にも、関係法令や文書指摘及び口頭指導に繋がるチェック事項等を網羅的に記載するなどの工夫を行い、指導監査の質の平準化を図ることが望ましい。

監査対象に選定された社会福祉法人は、事前に、監査資料に記載される質問事項の回答を監査指導室に提出することが求められている。監査指導室は、実地調査において、この回答を基礎に、手引きを参照しながら、担当者への質問や関係書類の閲覧を通じて事実確認を行う。

監査資料は、管理、経理、処遇（施設のみ）に大別される。管理は、定款や登記事項、役員等の法人組織・運営関係に関する事項、就業規則等の諸規程の整備と適用状況及び職員の配置状況等に関する事項から構成されている。経理は、経理規程や会計組織、予算・決算の状況及び資産・負債関係等の会計処理に関する事項から構成されている。処遇は、利用者に対するサービス内容や必要な設備の整備状況等の処遇関係に関する事項から構成されている。それぞれ指導監査実施上のポイントを網羅した内容であり、監査対象である社会福祉法人の運用状況の理解に役立ち、指導監査を円滑に進めるためのチェックリストとして使用されている。

「管理」、「経理」の監査資料の様式及び質問事項は以下のとおりである。

旧会計基準 経理・法人														
会 計 ・ 経 理 関 係														
<p>1. 経理規程の整備</p> <p>◎経理規程は法人が準拠すべき会計処理の基準に基づいて整備されていますか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない</p> <p>◎すべての会計単位・経理区分名を記入してください。（一般会計、特別会計、各経理区分等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr><td style="width: 40%; height: 20px;"></td><td style="width: 30%;"></td><td style="width: 30%;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>○上記は経理規程に定める会計単位・経理区分等と一致していますか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない</p> <p>◎勘定科目一覧表を整備していますか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない</p> <p>◎使用している勘定科目は勘定科目一覧表と一致していますか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない</p>														
<p>2. 会計組織の確立</p> <p>◎理事長以外の者が契約担当者になっていますか。（例）施設長名で契約書を交わしている <input type="checkbox"/> いる「職名 氏名 」 <input type="checkbox"/> いない</p> <p>○いる場合、委任規程等が整備されていますか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない</p> <p>◎会計組織の状況を記入し、保管しているものをチェックしてください。</p> <p>○会計責任者 「職名 氏名 」 <input type="checkbox"/> 法人印 <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 銀行届出印</p> <p>○出納職員 「職名 氏名 」 <input type="checkbox"/> 法人印 <input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 銀行届出印</p> <p>◎会計責任者、出納職員は、文書で任命していますか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない</p> <p>◎月次報告は経理区分ごとに作成し、期限までに理事長に提出していますか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない 期限：翌月 日まで</p> <p>◎会計帳簿等が整備され、伝票、証憑書類等が適切に保存されていますか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない</p>														
<p>3. 予算の状況</p> <p>◎予算は事業計画に基づき会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の承認を得て編成されていますか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない 理事会承認年月日： 年 月 日</p> <p>◎予算編成に当たり、各担当より意見を聴取していますか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない</p> <p>◎予算書の積算基礎が明示されていますか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない</p> <p>◎予算書は会計単位、経理区分ごとに作成されていますか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない</p> <p>◎補正が必要な場合、補正を行っていますか。 <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない</p>														

処 遇 関 係			
< 1 処遇計画等 >			
◎ 職種分野の会議、委員会等の開催状況について、記入してください。			
会議の種類	出席者の職種	開催回数	議題内容
		週・月・年 回	
		週・月・年 回	
		週・月・年 回	
		週・月・年 回	
		週・月・年 回	
◎ 施設の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。 ・いる ・いない			
○ いる場合、含まれているものに、○を付けてください。 ・施設の目的及び運営の方針 ・職員の職種、数及び職務の内容 ・入所定員 ・入所者の処遇の内容及び費用の額（費用の額については、養護老人ホームは除く） ・施設の利用に当たっての留意事項 ・非常災害対策 ・その他施設の運営に関する重要事項			
○ いる場合、職員に周知されていますか。 ・いる ・いない			
◎ 利用者個別の処遇（サービス）計画はありますか。 ・ある ・ない			
○ ある場合、ADL（日常生活動作）等の定期的な調査結果やケース会議の検討結果等に基づき策定されていますか。 ・いる ・いない			
○ また、計画の実施状況の把握や必要に応じて見直しが行われていますか。 ・いる ・いない			
○ ある場合、含まれているものに○を付けてください。 ・生活指導 ・日常生活動作能力 ・精神状況 ・健康管理 ・リハビリテーション ・レクリエーション ・医療 ・介護内容 ・面会 ・前年度の結果 ・今年度の重点目標			
○ 利用者及び家族に支援上必要な事項を説明していますか。 ・いる ・いない			
◎ 個別の処遇記録（提供したサービスの内容の記録）はありますか。 ・ある ・ない			

以上の抜粋に示されるとおり、監査資料のうち「管理」のページには、監査対象先に対する質問事項のほか、特記事項の欄が設けられ、関係法令の条文や文書指摘及び口頭指導に繋がるより詳細な点検事項等、指導監査上、留意すべき事項が付記されている。一方、監査資料のうち「経理」及び「処遇」のページには、このような特記事項の欄が設けられていない。そのため、指導監査の効率性が低下する可能性があるほか、場合によっては、指導漏れが生じる可能性があると考えられる。

指導監査の目線や指導の水準は不均衡のない公平なものであることが求められるとともに、それを限られた時間の中で効率的に実施することが求められるため、関係法令や文書指摘及び口頭指導に繋がる点検事項等、留意すべき事項を予め監査資料に記載しておくことが有効であると考えられる。

従って、「経理」及び「処遇」の監査資料にも、関係法令や文書指摘及び口頭指導に繋がるチェック事項等の留意すべき事項を網羅的に記載するなどの工夫を行い、指導監査の質の平準化を図ることが望ましい。

② 指導監査結果を踏まえた手引き等の更新について

意見(Ⅲ-10(5)②)

監査指導室は、手引きに明記されていない事例であっても、指導すべき事例と判断される場合には指導を行っており、実効性ある指導監査を推進しているものとする。

今後、均質な指導監査を高い水準で効率的かつ効果的に実施するためには、手引きに明記されていない個々の指導事例を適時に反映させ、以後の指導監査に適切に活用することが適切である。指導監査の継続的な質の向上に向け、積極的に取り組まれることが望まれる。

監査指導室は、手引きに明記されていない事例であっても、指導すべきと判断される事項が検出された場合には、文書指摘又は口頭指導を行っている。個々の状況に応じて、実態に即した判断を行っているものであり、実効性ある指導監査を推進しているものとする。

こうした実効性ある指導監査をさらに推進し、均質な指導監査を高い水準で効率的かつ効果的に実施するためには、手引きに明記されていない個々の指導事例を以後の指導監査に活用することが適切である。具体的には、指導事例を手引きや監査資料に適時に反映させることで実効性がより高まるものと思われる。指導監査の継続的な質の向上に向け、積極的に取り組まれることが望まれる。

1 1. 県土整備部建築住宅課

(1) 業務の概要

建築住宅課では、県営住宅の管理・改善、住宅供給公社の指導、公営住宅の整備等住宅施策に関する調査・計画・市町村指導などを行っている。

(2) 県営住宅の概況

平成 24 年地域主権改革一括法等の施行により、国の省令等で定められていた社会資本（道路、都市公園、公営住宅）の整備基準は、都道府県又は市町村の条例において定めることになった。山梨県ではこれを受けて、平成 25 年に「山梨県営住宅設置及び管理条例」を改正し、条例として県営住宅のバリアフリー化を定めた。

県では、条例の施行以前から、高齢者等の県営住宅における移動の利便性及び安全性の確保のため、バリアフリー化及びエレベーターの設置を進めていた。

県営住宅におけるエレベーターの設置状況は、図表Ⅲ－1 1（2）に示すとおりである。県の方針として、平成 10 年度以前は 6 階建て以上の県営住宅を対象に設置し、平成 10 年度以後は 5 階建て以上の県営住宅を対象に設置し、平成 13 年度以後は 3 階建て以上の県営住宅を対象に、段階的に階数を引き下げ、設置してきた。

また、今後の設置方針は、以下のとおりである。

- ・昭和 49 年以前に建設された県営住宅
原則建て替えをすることとしており、3 階建て以上に建て替える際には、エレベーターを設置。
- ・昭和 50 年以降平成 13 年以前に建設された 3 階以上の県営住宅
全面的改善事業を行い、エレベーターの設置を順次行っていくことを計画。

図表Ⅲ－1 1（2） 平成 26 年 4 月 1 日現在の県営住宅の概況

(単位：年、階、戸数、%)

県営住宅名	築年数	階数	エレベーターの有無	戸数	高齢単身世帯数	高齢単身世帯割合 (%)
塩部第一	16 年	6 階	有	75	33	44.0
塩部第二	9 年～29 年	5 階～8 階	一部有	307	53	17.3
伊勢	30 年～33 年	3 階～5 階	無	206	26	12.6
千塚北	6 年～27 年	4 階～5 階	一部有	124	37	29.8
千塚南	3 年～26 年	3 階～5 階	一部有	110	17	15.5
千塚西	9 年～12 年	8 階	有	136	37	27.2
湯村	2 年～24 年	3 階～6 階	一部有	306	62	20.3

(単位：年、階、戸数、%)

県営住宅名	築年数	階数	エレベーターの 有無	戸数	高齢単身 世帯数	高齢単身 世帯割合 (%)
貢川	15年～32年	4階～5階	無	1,044	321	30.7
小瀬	33年～35年	5階	無	300	25	8.3
和戸	19年～29年	3階～8階	一部有	109	8	7.3
玉川	20年～44年	4階～5階	無	582	171	29.4
田富	45年	1階	無	8	0	0.0
田富釜無	43年	1階	無	12	1	8.3
常永	37年～39年	5階	無	110	4	3.6
山王	36年～39年	5階	無	130	3	2.3
東花輪	21年～25年	4階～5階	無	72	0	0.0
櫛形	49年～51年	1階	無	52	10	19.2
白根	2年	4階	有	40	6	15.0
福祉村	34年～37年	3階	無	96	9	9.4
甲西	45年	1階	無	16	0	0.0
神の木	33年～34年	4階	無	40	1	2.5
八田	36年～38年	4階	無	72	1	1.4
豊	37年～38年	4階	無	52	10	19.2
南美台	32年	5階	無	60	3	5.0
八田第二	30年～31年	5階	無	50	0	0.0
田島	25年～28年	3階～5階	有	58	0	0.0
八田第三	27年～28年	5階	無	60	4	6.7
下高砂	23年～24年	4階	無	56	0	0.0
櫛形小笠原	13年～16年	5階～7階	有	96	1	1.0
若草下今井	8年～13年	5階	有	45	2	4.4
塩山	34年	3階	無	24	6	25.0
上井尻	35年～36年	5階	無	60	3	5.0
粟生野	29年	5階	無	60	1	1.7
塩山熊野	16年～17年	5階	無	50	3	6.0
東山梨	35年～37年	5階	無	110	15	13.6
ぶどうの里	22年～23年	5階	無	60	0	0.0
東山梨ぬくもり	15年～18年	6階	無	123	28	22.8
勝沼下岩崎	14年～17年	5階	無	65	0	0.0
御坂	34年～36年	4階	無	72	4	5.6
石和	32年～33年	4階	無	64	2	3.1
大坪	20年～32年	2階～3階	無	42	2	4.8
八代	26年～27年	4階～5階	無	54	2	3.7
一宮	19年～25年	4階～5階	無	104	4	3.8
富士見	30年～43年	1階～4階	無	100	23	23.0
六郷	37年	2階	無	18	3	16.7
三珠	32年～35年	4階	無	96	2	2.1
下部	34年	2階	無	20	1	5.0
久那土	22年～30年	3階～4階	無	54	0	0.0
岩間平	21年～23年	3階	無	42	0	0.0
鵜沢	44年～45年	1階	無	28	3	10.7
増穂	36年～37年	4階	無	48	2	4.2

(単位：年、階、戸数、%)

県営住宅名	築年数	階数	エレベーターの 有無	戸数	高齢単身 世帯数	高齢単身 世帯割合 (%)
青柳	33年	4階	無	48	3	6.3
中富	32年～33年	3階	無	30	2	6.7
鰻沢北部	19年～31年	4階～7階	一部有	76	3	3.9
青柳第二	30年～31年	4階	無	48	3	6.3
下田原	24年～29年	4階	無	48	0	0.0
身延	36年～37年	3階	無	24	6	25.0
身延第二	26年～29年	4階	無	40	3	7.5
増穂天神	25年	4階	無	24	1	4.2
南部南光平	21年～22年	4階	無	48	1	2.1
富沢	16年～17年	2階～3階	無	23	1	4.3
葦崎東	53年	1階	無	24	8	33.3
葦崎西	57年	2階	無	10	0	0.0
若尾	11年	5階	有	30	1	3.3
岩下	1年	4階	有	28	5	17.9
旭	29年～32年	4階	無	64	1	1.6
葦崎	23年～27年	4階	無	80	3	3.8
葦崎穂坂	14年～16年	5階	一部有	50	1	2.0
長坂	46年	1階	無	12	4	33.3
日野春	36年～37年	3階	無	24	1	4.2
武川	35年	4階	無	24	2	8.3
高根	29年～31年	3階	無	36	4	11.1
白州	28年～31年	3階	無	24	1	4.2
牧原	28年～30年	3階～4階	無	36	1	2.8
小淵沢	26年～28年	3階	無	30	0	0.0
双葉	24年～25年	4階～5階	無	54	1	1.9
明野つつじヶ丘	22年～23年	3階～4階	無	42	2	4.8
高根南	11年～20年	3階	一部有	30	0	0.0
双葉響が丘	8年～11年	3階	有	81	4	4.9
寿	38年～42年	4階～5階	無	174	31	17.8
新屋	35年～36年	4階	無	48	5	10.4
小倉山	26年～29年	4階	無	72	4	5.6
蒼竜峡	38年～39年	4階	無	48	3	6.3
田野倉	36年～37年	4階	無	40	1	2.5
権現原	32年～33年	4階	無	48	3	6.3
熊井戸	26年～27年	5階	無	60	0	0.0
河口湖	32年	4階	無	24	4	16.7
西桂	31年	4階	無	24	0	0.0
河口湖小立	15年～17年	3階～4階	無	45	2	4.4
富浜	34年～35年	4階	無	48	3	6.3
石動	30年～31年	4階	無	48	8	16.7
谷村	4年	4階	有	24	4	16.7
合計				7,509	1,079	14.4

(出典：県土整備部建築住宅課 作成資料)

(3) 高齢単身世帯が多く居住する県営住宅について

意見(Ⅲ-11(3))

単身高齢者が多く居住する県営団地については、玄関や各部屋の段差を解消したり、手すりを付けるなどのバリアフリー化や、上層階の高齢者が希望すれば低層階に移転するための支援を計画的に行うなど、可能な範囲で高齢者が住みやすい住環境の整備を積極的に行っていくことが望まれる。

また、甲府市の貢川団地のいきいきサロンなど、高齢者の引きこもりを防ぐため、交流を行う地域ボランティアに対して、市町村から委託を受けた地区社会福祉協議会が運営支援を行っている事例を県と市町村間で情報共有し、広く住民に情報発信するなど、各自治会が有効に機能するよう、県はより積極的にサポートを行うことが望まれる。

平成26年4月1日現在で、高齢単身者が100人以上居住する県営住宅は貢川団地及び玉川団地であり、その概要は以下に示すとおりである。

団地名	棟数	築年数	階数	エレベーターの有無	戸数	高齢単身世帯数	高齢単身世帯割合
貢川団地	41棟	22年～46年	4階～5階	無	1,044戸	321戸	30.7%
玉川団地	20棟	20年～44年	4階～5階	無	582戸	171戸	29.4%

これらの団地には、高齢単身者世帯が全戸数の3割程度入居しているが、全てが4階または5階建てで構成されている住棟にはエレベーターの設置等、バリアフリー化がされていないことや、また建物自体の老朽化が進んでいることから、現在の居住水準に満たない状況となっている。

建替等による更新に向けた検討はされているものの、現在のところ、その時期が未定であるため、当面は現状のまま利用されることが見込まれる。このような高齢単身者が多い団地には、高齢者の見守りの体制整備や、バリアフリー化、住民間や地域社会等との交流の機会の確保について特段の配慮が望まれる。

例えば、建替は財政的に困難であっても、玄関や各部屋の段差を解消したり、手すりを付けるなどの住戸改善によるバリアフリー化や、上層階の高齢者が希望すれば低層階に移転できるようなマッチングについての支援を計画的に行うなど、可能な範囲で高齢者が住みやすい住環境の整備を積極的に行っていくことが望まれる。

また、甲府市の貢川団地のいきいきサロンなど、高齢者の引きこもりを防ぐため、交流を行う地域ボランティアに対して、市町村から委託を受けた地区社会福祉協議会が運営支援を行っている事例を県と市町村間で情報共有し、広く住民に情報発信するなど、各自治会が有効に機能するよう、県はより積極的にサポートを行うことが望まれる。

(4) 県営住宅における防火管理者の不在

指 摘 (Ⅲ-11(4))

県営住宅の管理については住宅供給公社に業務委託され、消防法で要求される防火管理者も住宅供給公社の職員で防火管理者の資格を有するものが担当していた。しかし、有資格者が退職していたため、平成 25 年 4 月 1 日より防火管理者が不在の状態であったが、県、および、住宅供給公社による確認が十分でなく、補充は行われなかった。

公営住宅には多くの高齢者も暮らすため、火災に備え万全の準備を行う重要性は高い。高齢者を含む公営住宅の居住者が安心・安全に暮らせるよう、早期に資格を有する防火管理者を設置し、十分な管理を行うことが必要である。

県営住宅の管理については住宅供給公社に業務委託され、消防法で要求される防火管理者も住宅供給公社の職員で防火管理者の資格を有するものが担当していた。しかし、防火管理者の資格を有する住宅供給公社の職員が全て退職し、平成 25 年 4 月 1 日より防火管理者が不在の状態であったが、県、および、住宅供給公社による確認が十分でなく補充は行われなかった。

防火管理者は消防法に基づいて、防火に関する講習会の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、その防火対象物において防火上必要な業務を適切に遂行できる地位にある者で、防火対象物の管理権限者から選任されて、その防火対象物の防火上の管理を行なう者であり、重要な役割を果たす。公営住宅には多くの高齢者も暮らすため、火災に備え万全の準備を行う重要性は高い。高齢者を含む公営住宅の居住者が安心・安全に暮らせるよう、早期に資格を有する防火管理者を設置し、十分な管理を行うことが必要である。

なお、監査の過程で事実関係が判明したあと速やかに対応がなされ、住宅供給公社の職員 3 名が消防本部の講習会を受講し防火管理者の資格を取得している。

IV. おわりに

平成 26 年度の山梨県包括外部監査では、高齢者福祉、少子化対策をテーマとして監査を実施した。少子高齢化が進んでいる状況を踏まえ、それに歯止めを掛けるため、また、そうした状況変化に伴う多様な県民ニーズに対応するため、山梨県では、様々な施策が講じられてきた。

今後、さらに一層、有効かつ効率的な施策展開を行うためには、県の関連する各部局間の連携、市町村との連携等が不可欠であると考え。「第 2 章 II. 全般的・共通の課題と対応」において、この点について触れているが、さらなる連携強化を強く望むものである。

平成 26 年 5 月に、日本創成会議・人口減少問題検討分科会から「ストップ少子化・地方元気戦略」が提言され、その中では、消滅可能性都市についても触れられている。これを契機に、全国知事会による「少子化非常事態宣言」の採択がなされ、また、まち・ひと・しごと創生本部が示した国の「長期ビジョン」「総合戦略」の閣議決定がなされ、急速な人口減少と地域経済縮小の克服に向けて行政の本格的な取り組みが始まっている。山梨県では、これまでも「定住人口確保対策調整会議」、「少子化対策プロジェクトチーム」を設置し、対策の検討、施策の展開を行ってきたが、平成 26 年 8 月に、「山梨県人口減少対策戦略本部」が設置され、県内関係機関との連携、市町村との連携を強化していく方針が示されている。地方創生に向けて、大学、地域企業、農業関係者などとの連携をより強化し、産学官が一体となって取り組んでいくことを強く期待する。

また、都市機能の在り方なども、環境の変化に応じて再検討が必要となる場合がある。コンパクトシティ化・ネットワーク化に取り組むなど具体的な施策を展開する際には、住民への十分な説明と合意形成が不可欠である。一方、住民側においても、行政に頼るだけでなく、人口減少・超高齢化、消滅可能性都市といった社会問題を自らの問題として重く受け止め、これまで以上に主体的・積極的に考え、理解を深め、地域社会の維持・発展のために、住民として、どう考えるべきか、何をすべきかを行政とともに検討し、協力していくことが求められている。即ち、行政と住民が、真に一体となって地域社会の発展を推進していくべきであろう。